

令和4年度 第3回
江別市社会教育委員の会議

日 時：令和5年2月17日（金）15：00～
場 所：江別市教育庁舎 1階大会議室

－ 次 第 －

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 教育委員会からの第10期江別市社会教育総合計画の諮問について

5 議 題

- （1）第10期江別市社会教育総合計画策定に係る専門部会委員の選任について
- （2）計画作成に係る社会教育委員の会議及び専門部会のスケジュールについて
- （3）令和5年度社会教育予算（案）に係る主要事業・補助金について

6 その他

7 閉 会

4 教 生 第 1 3 3 号
令和4年12月22日

江別市社会教育委員の会議
委員長 井上 大樹 様

江別市教育委員会
教育長 黒川 淳司

諮 問 書

江別市教育委員会では、「江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり」を第9期江別市社会教育総合計画（平成31年度～令和5年度）の基本理念として定め、社会教育施策の推進を図ってまいりました。

計画に基づき施策を展開する中で、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会活動の制限によるコミュニケーション機会の減少や、新たな生活様式として非接触やオンラインが推奨され、社会のあらゆる分野においてデジタル化が進むなど、大きな影響をもたらしました。

国においては、第4期教育振興基本計画（令和5～9年度）の策定にあたり、2040年以降の社会は、人口減少や高齢化、コロナ禍によってより重要性が高まったデジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題などがこれまで以上に進行することが予測されるとともに、先行きが不透明で将来の予測が困難な未来を迎えようとしていることから、主体的な学びを通じ、自ら未来を切り拓いていくことができる人材の育成が必要であるとしています。

こうした動きの中で、地域における社会教育行政のあり方が問われており、本市においても現計画が令和5年度で終了することから、時代の変化に対応した生涯学習の中核を担う社会教育行政推進の展望と目標を提示する必要があります。

以上のことを踏まえ、「第10期江別市社会教育総合計画」を策定するにあたり、社会教育法第17条第1項2号の規定により社会教育委員の会議においてご審議いただきたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

第10期江別市社会教育総合計画の立案にあたり、国や道の新たな教育振興計画等を参酌するとともに、第7次江別市総合計画との整合性を図りながら、社会教育に関してご意見をいただきたい。

2 計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

3 答申期限

令和5年12月

R5.2.17

第 10 期江別市社会教育総合計画作成に係る

「社会教育委員の会議」及び「専門部会」のスケジュールについて

生涯学習課

月日	計画作成の流れ	会議と報告・協議等	備 考
2月17日	◆諮問 ◆専門部会設置	第3回社会教育委員の会議 ＊諮問書手交 ＊専門部会設置 ＊スケジュール説明	
		第1回専門部会 ＊現状分析と課題整理 ＊10期施策体系の考え方説明 ＊国・道の動向説明 ＊計画体系案協議	
3月中旬	◆計画体系案決定	第2回専門部会 ＊計画体系案協議、決定 ＊計画事務事業一覧提示 ＊計画素案提示	
4月中旬		第3回専門部会 ＊計画素案協議	
5月下旬	◆計画素案決定		■第3回庁内会議（5中旬） → 計画素案協議
6月上旬	◆計画素案 団体調査	第4回専門部会 ＊計画素案協議、決定	■素案関係団体調査 → ・6月中旬～7月上旬×
7月中旬	◆団体調査のまとめ	第5回専門部会 ＊団体調査結果の確認	
8月中旬	◆計画素案審議 ◆計画案の決定	第1回社会教育委員の会議 ＊計画素案審議、計画案決定	■定例教育委員会 → ・計画案、パブコメ実施報告
9月	◆パブコメ実施	パブリックコメント（30日間）	
10月上旬	◆パブコメまとめ	第6回専門部会 ＊パブコメ結果協議	
11月上旬	◆パブコメ報告 ◆計画案協議	第2回社会教育委員の会議 ＊パブコメ結果報告 ＊計画案修正 ＊答申書の審議、決定	
12月中旬	◆答申	委員長から教育長へ計画の策定について答申	■定例教育委員会 ・パブコメ結果報告 ・計画案協議
1月下旬	◆計画案審議、決定		■定例教育委員会 ・計画案審議、決定
2月中旬		第3回社会教育委員の会議 ＊計画策定の報告、確認	
4月	◆第10期計画配付		

江別市社会教育総合計画 第9期と第10期の体系比較（改訂案）

第9期（H31～R5）
表紙 第9期 江別市社会教育総合計画 令和元年度～令和5年度 江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり
江別市旗／江別市民憲章／江別市教育目標
目次
第1章 計画策定にあたって
Ⅰ 計画策定の背景と趣旨
Ⅱ 計画の性格
Ⅲ 計画の期間
Ⅳ 生涯学習と社会教育
1 社会教育とは
2 生涯学習と社会教育の関係
第2章 計画の基本的な考え方
Ⅰ 江別市教育目標
Ⅱ 計画の基本理念
Ⅲ 計画の体系
1 基本目標と基本方向の設定
2 江別市総合計画との関係
3 目標と成果指標
4 計画体系図

第3章 基本目標と基本方向

基本目標	第9期 基本方向	第9期 施策項目
Ⅰ 地域全体で子どもを守り育てる体制づくり	基本方向1 家庭の教育力の向上	(1)家庭教育に関する学習機会や情報の提供 (2)親と子がふれあう機会の充実
	基本方向2 地域の教育力の向上	(1)子どもの活動を基盤とする地域コミュニティの形成
	基本方向3 子どもの可能性を引き出す教育の充実	(1)体験活動の実践 (2)未来を担う人材の育成
	基本方向4 子どもの安全・安心な環境づくり	(1)子どもの安全・安心な生活環境の整備
Ⅱ 学びを支える生涯学習の推進	基本方向1 生涯にわたって学ぶことのできる環境づくり	(1)市民の学習活動を支える学習機会の提供 (2)社会教育施設的环境整備
	基本方向2 市民が行う学習活動への支援	(1)社会教育関係団体等が行う事業への支援 (2)学習情報の提供
	基本方向3 連携・協働による生涯学習の推進	(1)学校・家庭・地域が連携した生涯学習環境の構築 (2)市民や社会教育関係団体等との連携の構築
Ⅲ 文化の地域で育まれた多様な文化の再発見と創造	基本方向1 文化・芸術活動の促進	(1)市民が行う文化・芸術活動への支援 (2)文化・芸術活動にふれる機会の提供
	基本方向2 文化施設の利活用促進	(1)文化施設的环境整備
	基本方向3 文化遺産の保存と活用	(1)郷土愛を育む学習活動への支援 (2)文化財の保存・伝承

第10期（R6～R10）
表紙 第10期 江別市社会教育総合計画 令和6年度～令和10年度 江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり
江別市旗／江別市民憲章／江別市教育目標
目次
第1章 計画策定にあたって
Ⅰ 計画策定の背景と趣旨
Ⅱ 計画の性格
Ⅲ 計画の期間
Ⅳ 生涯学習と社会教育
1 社会教育とは
2 生涯学習と社会教育の関係
第2章 計画の基本的な考え方
Ⅰ 江別市教育目標
Ⅱ 計画の基本理念
Ⅲ 計画の体系
1 基本目標と基本方向の設定
2 江別市総合計画との関係
3 目標と成果指標
4 計画体系図

第3章 基本目標と基本方向

基本目標	第10期 基本方向	第10期 施策項目
Ⅰ 地域全体で子どもを守り育てる体制づくり	基本方向1 家庭の教育力の向上	(1)家庭教育に関する学習機会や情報の提供 (2)子育てを応援する環境づくり
	基本方向2 地域の教育力の向上	(1)子どもの活動を核とした地域コミュニティの形成
	基本方向3 子どもの豊かな人間性を育む教育の実践	(1)地域の特色を生かした体験活動の創出 (2)未来を担う人材の育成
	基本方向4 子どもの安全・安心な環境づくり	(1)子どもの安全・安心な居場所づくり
Ⅱ 持続可能な生涯学習の推進	基本方向1 生涯学び、活躍できる環境の整備	(1)多様なニーズに対応した学習機会の提供 (2)社会教育施設的环境整備
	基本方向2 市民が行う主体的な学びへの支援	(1)社会教育関係団体が行う事業への支援 (2)生涯学習情報の普及啓発
	基本方向3 多様な主体との連携・協働による学習活動の推進	(1)学校・家庭・地域が連携した生涯学習環境の構築 (2)市民や社会教育関係団体等との連携の構築
Ⅲ 文化・芸術による豊かな人間性の涵養と郷土の歴史の保存と継承	基本方向1 個性的な文化・芸術活動の推進	(1)市民や団体等が行う文化・芸術活動への支援 (2)市民の鑑賞機会の充実
	基本方向2 文化施設の機能充実	(1)文化施設的环境整備 (2)多彩な学習機会の提供
	基本方向3 個性豊かな地域文化の保存活用と継承	(1)歴史文化資源を生かした郷土学習の推進 (2)文化財保護意識の醸成 (3)史跡や歴史的景観の保全と活用

第10期施策体系案作成にあたっての基本的な考え方

1. 全体を通じての考え方

- * 第7次総計（前期）＝第10期江別市社会教育総合計画
- * 基本理念「江別の風土を生かし、豊かで潤いのある地域社会を創造する人づくり」継承
- * 策定中の国の第4期教育振興基本計画、北海道の「北海道教育推進計画（素案）」参考

2. 基本目標について

基本目標Ⅰ「地域全体で子どもを守り育てる体制づくり」

【現状・課題】

- * 家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安・孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭が増加している。
- * 地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進する必要がある。

【目指す方向】

- * 家庭・地域の教育力が向上し、地域ぐるみで子育てを応援する環境が整備されている
- * 地域の特色を生かした多様な体験活動により、子どもの豊かな人間性が育まれている
- * 地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心して過ごせる居場所がつけられている

【国等の動き】

- * GIGAスクール構想 * コミュニティ・スクールの推進 * 地域学校協働活動の推進 など

基本目標Ⅱ「持続可能な生涯学習の推進」

【現状・課題】

- * 人生100年時代、充実した人生を送るには、生涯にわたる学びを通じた成長が大切である。
- * 地域における多様な学びの機会や個々の資質や能力を更新できる学びの場の充実が必要である。

【目指す方向】

- * 年齢、性別、障がいの有無に関係なく全ての市民が学び、活躍できている
- * ICTを活用することにより学習の機会や情報が容易に手に入る
- * 学校・家庭・地域・社会教育関係団体・市内大学・民間企業などの多様な主体との連携・協働により、より良い生涯学習の環境が整備されている

【国等の動き】

- * 超スマート社会（Society 5.0） * ウェルビーイング * 人生100年時代の到来
- * 第2期ESD国内実施計画の策定 など

基本目標Ⅲ「文化・芸術による豊かな人間性の涵養と郷土の歴史の保存と継承」

【現状】

- * 市民・団体による文化芸術活動は、自己完結型で地域に還元されていない
- * 歴史文化遺産は市内外に対して観光資源として認知されていない
- * 郷土資料館、セラミックアートセンターでは、長寿命化計画が策定されていない

【課題】

- * 自己の趣味教養を高めるだけの学びから脱却する
- * 観光協会等と連携し、市内外へ資源の情報発信をするとともに現地の環境整備に努める
- * 年次計画的な修繕を施工するとともに、長寿命化計画を策定する

【目指す方向】

- * 学びの循環がなされ、地域の文化芸術が持続可能的に活性化している
- * 歴史文化遺産が観光資源として活用され、交流・関係人口の増加に寄与している
- * 修繕計画に基づいた営繕が施され、安心安全、快適な施設環境が保持されている

【国等の動き】

- * 文化観光推進法の施行

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶ 教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18歳成年・こども基本法 等

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGAスクール構想、教職員定数改善
- ・（高等教育）教学マネジメントや質保証システムの確立、連携・統合のための体制整備
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷
- ・博士課程進学率の低さ 等

次期計画のコンセプト

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等の要素が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国際交流や大学等国際化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進

GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進

教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進

デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

計画の実効性確保のための基盤整備・対話

指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状況によらない学びの確保

NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保

各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

教育投資の在り方

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。**未来への投資としての教育投資**を社会全体で確保。

- ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
 - ・幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施
 - ・高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の中間層への拡大 等
- ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
 - ・GIGAスクール構想、教師の処遇在り方検討、指導体制の構築、教員研修高度化
 - ・国立大学法人運営費交付金・私学助成の適切な措置、成長分野への転換支援の基金創設
 - ・リカレント教育の環境整備、学校施設・大学キャンパスの教育研究環境向上と老朽化対策 等



OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後5年間の教育政策の目標と基本施策

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成	○個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ○新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施 ○幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革 ○学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進 ○キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進	・OECDのPISAにおける世界トップレベル水準の維持・到達 ・授業の内容がよく分かる、勉強は好きと思う児童生徒の割合 ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ・高校生・大学生の授業外学修時間 ・PBL（課題解決型学習）を行う大学等の割合 ・職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程数
2. 豊かな心の育成	○道徳教育の推進 ○いじめ等への対応、人権教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実 ○伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子供の豊かな心の推進	・自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 ・人が困っている時は進んで助けたいと考える児童生徒の割合 ・自然体験活動に関する行事に参加した青少年の割合
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成	○学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化 ○運動部活動改革の推進と身近な地域における子供のスポーツ環境の整備充実 ○アスリートの発掘・育成支援	・朝食を欠食する児童生徒の割合 ・1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合 ・卒業後にもスポーツをしたいと思う児童生徒の割合
4. グローバル社会における人材育成	○日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進 ○高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実	・英語力について、中学・高校卒業段階で一定水準を達成した中高生の割合 ※留学等の国際交流は今後設定予定
5. イノベーションを担う人材育成	○探究・STEAM教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化 ○理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進 ○起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化	・修士入学者数に対する博士入学者数の割合 ・自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合 ・大学等における起業家教育の受講者数
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	○子供の意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進 ○持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進 ○環境教育の推進 ○災害復興教育の推進	・地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 ・学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合

教育政策の目標	基本施策（例）	指標（例）
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂	○特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進 ○ヤングケアラーの支援 ○子供の貧困対策 ○海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進 ○特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援 ○夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上 ○高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障害者の生涯学習の推進	・個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成状況 ・学校内外で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 ・不登校特例校の設置数 ・夜間中学の設置数 ・日本語指導が必要な児童生徒で指導を受けている者の割合 ・在留外国人数に占める日本語教育機関等の日本語学習者割合
8. 生涯学び、活躍できる環境整備	○大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実 ○働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供 ○現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進 ○高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用 ○生涯を通じた文化芸術活動の推進	・この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合 ・この1年くらいの間の学修を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている等と回答した者の割合 ・国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動への参加割合
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ○家庭教育支援の充実 ○部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備	・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 ・学校に対する保護者や地域の理解が深まったと認識する学校割合 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の住民等参画状況
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進	○社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充 ○地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携	・知識・経験等を地域や社会での活動に生かしている者の割合 ・社会教育士の称号付与数 ・公民館等における社会教育主事有資格者数
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成	○1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上 ○校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用 ○デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進	・児童生徒の情報活用能力（情報活用能力調査能力値） ・教師のICT活用指導力 ・ICT機器を活用した授業頻度 ・数理・データサイエンス・AI教育プログラム受講対象学生数
12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化	○指導体制の整備 ○学校における働き方改革の更なる推進 ○ICT環境の充実 ○教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○地方教育行政の充実 ○教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）	・教師の在校等時間の短縮 ・特別免許状の授与件数 ・教員採用選考試験における優れた人材確保のための取組状況 ・児童生徒1人1台端末の整備状況 ・ICT支援員の配置人数 ・大学における外部資金獲得状況 ・大学間連携に取り組む大学数
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保	○教育費負担の軽減に向けた経済的支援 ○へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援	・住民税非課税世帯等の子供の大学等進学率 ・経済的理由による高等学校・大学等の中退者数・割合 ・高等学校の学びの質向上のための遠隔教育における実施科目数
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働	○NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携 ○医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携 ○関係省庁との連携	・職場見学・職業体験・就業体験活動の実施の割合 ・都道府県等の教育行政に係る法務相談体制の整備状況
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保	○学校施設の整備 ○学校における教材等の充実 ○私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進	・公立小中学校や国立大学等の施設の老朽化対策実施率 ・私立学校施設の耐震化率 ・学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の件数
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ	○各ステークホルダー（子供含む）からの意見聴取・対話	・国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供含む）の意見の聴取・反映の状況の改善

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

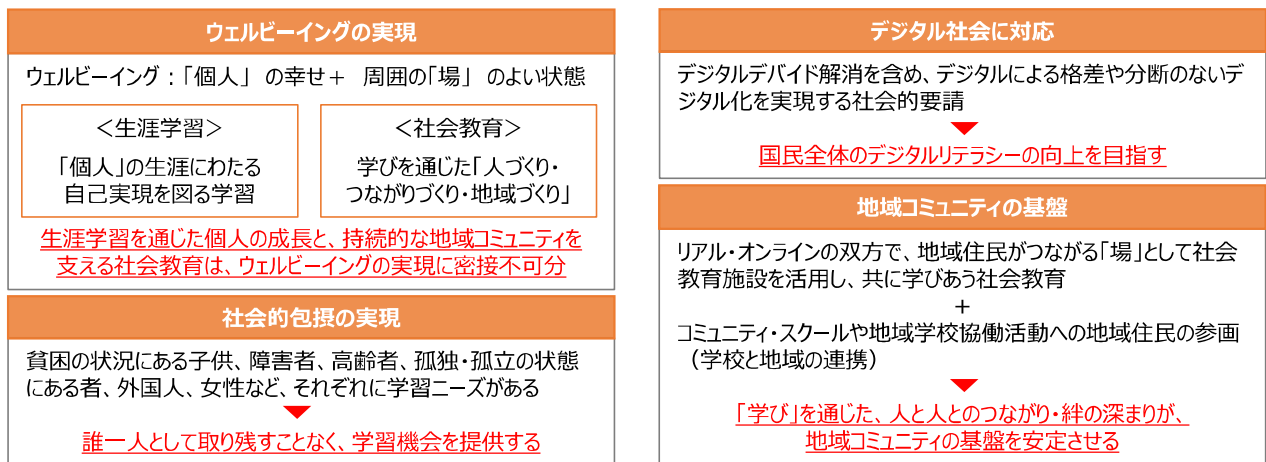
1 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状況にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、**デジタルデバйд解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 生涯学習： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- 社会教育： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に



3 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の社会教育施設の機能強化	・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等） ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等） ・ デジタルデバйдの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善
社会教育人材の養成、活躍機会の拡充	・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進 ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大 ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与と要件の見直し等） ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）
地域と学校の連携・協働の推進	・ コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速 ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進 ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進 ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携
リカレント教育の推進	・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実 ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進
多様な障害に対応した生涯学習の推進	・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化

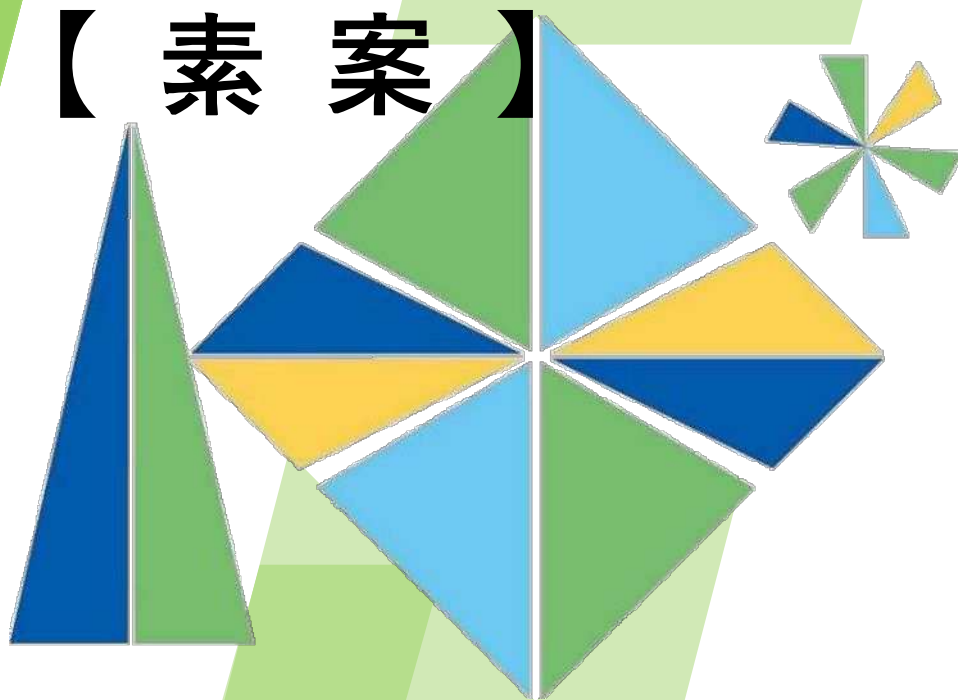
・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進

・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

北海道教育推進計画

2023 年度～2027 年度
(令和 5 年度～令和 9 年度)

【素案】



北海道教育委員会

HOKKAIDO BOARD OF EDUCATION

目 次

第1章 教育計画の策定について

1

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の構成
- 5 計画の推進と管理

第2章 北海道の現状と課題

4

- 1 社会情勢の変化
 - (1)人口減少社会の到来----- 4
 - (2)Society5.0 の到来----- 5
 - (3)グローバル化の進展----- 5
 - (4)新型コロナウイルス感染症拡大による影響----- 6
- 2 子どもたちや教育の現状
 - (1)SDGs・ESD の推進----- 7
 - (2)幼児教育の状況----- 8
 - (3)学力の状況----- 9
 - (4)特別支援教育の状況----- 11
 - (5)キャリア教育の状況----- 12
 - (6)体力・運動能力や健康教育の状況----- 12
 - (7)道徳教育の状況----- 13
 - (8)国際理解教育の状況----- 14
 - (9)ICT の活用推進----- 15
 - (10)いじめ・不登校の状況----- 16
 - (11)学校や教員を取り巻く状況----- 18
 - (12)学びのセーフティネットの状況----- 20
 - (13)学校と地域の連携状況----- 21
 - (14)生涯学習・社会教育の状況----- 23
 - (15)安全・安心な教育環境の状況----- 24
 - (16)芸術文化活動の状況----- 25

第3章 北海道が目指す教育の基本理念

27

基本理念

第4章 施策

30

- 1 施策の体系
- 2 体系図
- 3 ページ構成

施策の柱1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

1	SDGs・ESDの推進-----	32
2	幼児教育の充実-----	34
3	新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）-----	36
4	新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）-----	38
5	特別支援教育の推進-----	40
6	STEAM教育の推進-----	42
7	キャリア教育の充実-----	44
8	体力・運動能力の向上-----	46
9	健康教育・食育の充実-----	48
10	道徳教育の充実-----	50
11	ふるさと教育の充実-----	52
12	グローバル人材の育成-----	54

施策の柱2 学びの機会を保障し質を高める環境の確立

13	ICTの活用推進-----	56
14	いじめ防止の取組の充実-----	58
15	不登校児童生徒への支援の充実-----	60
16	教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進-----	62
17	働き方改革の推進-----	64
18	学びのセーフティネットの構築-----	66

施策の柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現

19	地域と学校の連携・協働の推進-----	68
20	生涯学習・社会教育の振興-----	70
21	安全・安心な教育環境の構築-----	72
22	芸術文化活動の推進-----	74

【第 1 章】

教育計画の策定について

第1章 教育計画の策定について

1 計画策定の趣旨

北海道教育委員会では、中長期的な展望に立って教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、1976(昭和51)年以降、数次にわたって長期的な教育計画を策定してきました。

2006(平成18)年10月に本道が目指す教育の基本的な理念や目標などを示した「北海道教育ビジョン」を策定して以降、その実現に向けて、時代の潮流や教育における今日的課題に対応する教育計画を策定し、様々な施策に取り組んできました。

本計画は、この理念を継承しつつ、本道における教育課題の解決と地域創生の実現に向け、2023(令和5)年度以降の北海道が目指す教育の全体像を示しています。

2 計画の性格

- ◇ 教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興のための施策に関する基本的計画
- ◇ 「北海道総合計画(2021改訂版)」が示す施策の方向に沿って策定する教育の特定分野別計画
- ◇ 知事が定める道の教育、学術及び文化の振興に関する「北海道総合教育大綱(2020(令和2)年3月策定)」を踏まえて策定
- ◇ 2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」や2002(平成14)年に日本が提唱しユネスコ主導で国際的に推進してきた「持続可能な開発のための教育(ESD)」の理念に合致する計画

3 計画の期間

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間

4 計画の構成

全体を4章構成とし、本道教育の現状・課題等を示した上で、本道が目指す教育の基本理念や教育施策の方向性、主な取組を示しています。

第1章 《教育計画の策定について》

本計画策定の趣旨や性格等を明示

第2章 《北海道の現状と課題》

本道教育を取り巻く社会情勢の変化、子どもたちや教育の現状と課題を整理

第3章 《北海道が目指す教育の基本理念》

本道教育が目指す基本理念を明示

第4章 《施策》

基本理念を実現するための教育施策を体系化し、各施策の方向性や主な取組、推進指標を明示

5 計画の推進と管理

現在の複雑化、多様化する教育課題に対応するためには、知事部局・警察等の関係機関や国・市町村などの行政機関、教育関係者をはじめ、地域や保護者など全ての道民と連携・協働して、本道教育を推進していく必要があります。このため、本計画を通じて、教育課題の共有や連携した取組の充実を図るとともに、施策の推進状況を確認・把握しながら着実に本計画を推進します。

(1) 計画の普及啓発や広報広聴活動の充実

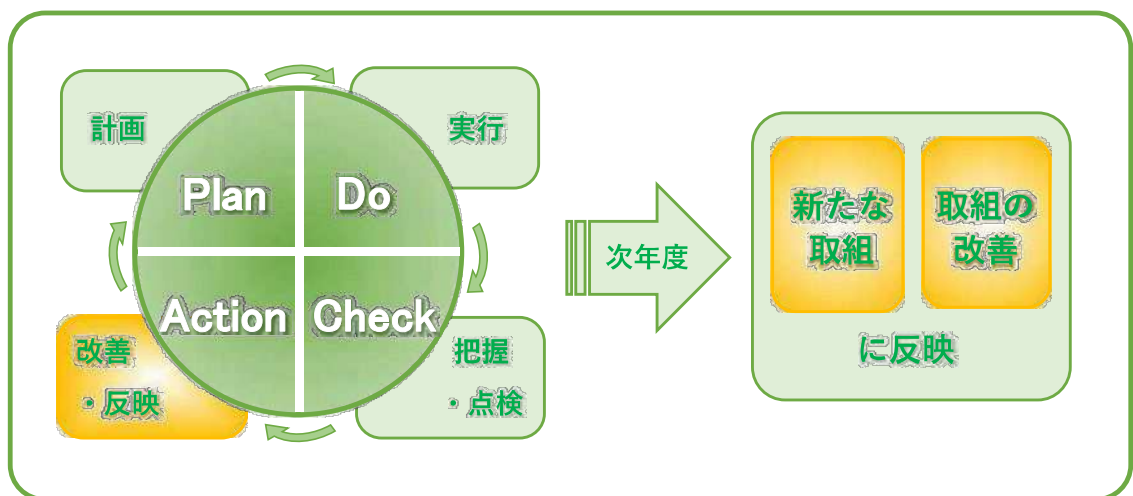
- ◇ 学校・家庭・地域・市町村・教育機関等へ、北海道教育委員会のホームページや各種広報誌などを活用し、様々な機会を通じて本計画を普及啓発
- ◇ パブリックコメントによる道民意見の聴取等を通じて、様々な要望や意見を把握

(2) 知事部局や市町村等との連携・支援

- ◇ 知事と教育委員会が、教育政策に関する事項を協議・調整する総合教育会議を活用するなど、知事部局との連携を十分に図り、総合的に施策を推進
- ◇ 道民に最も身近な市町村の主体性を尊重しつつ、市町村と道の役割分担を踏まえながら、相互に連携して施策を推進
- ◇ 特色ある教育により本道教育の一翼を担う私立学校について、教育活動が一層促進されるよう、私学教員の資質向上や教育活動の充実に向けた取組を支援

(3) 計画の進捗管理

- ◇ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学識者や保護者等で構成する「北海道教育推進会議」において、北海道教育委員会の活動全般に対する点検・評価を毎年度実施し、その結果を広く道民に公表
- ◇ PDCA サイクルのマネジメントによる評価・改善を毎年度行い、効果的・効率的な施策を展開



【第 2 章】

北海道の現状と課題

第2章 北海道の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来

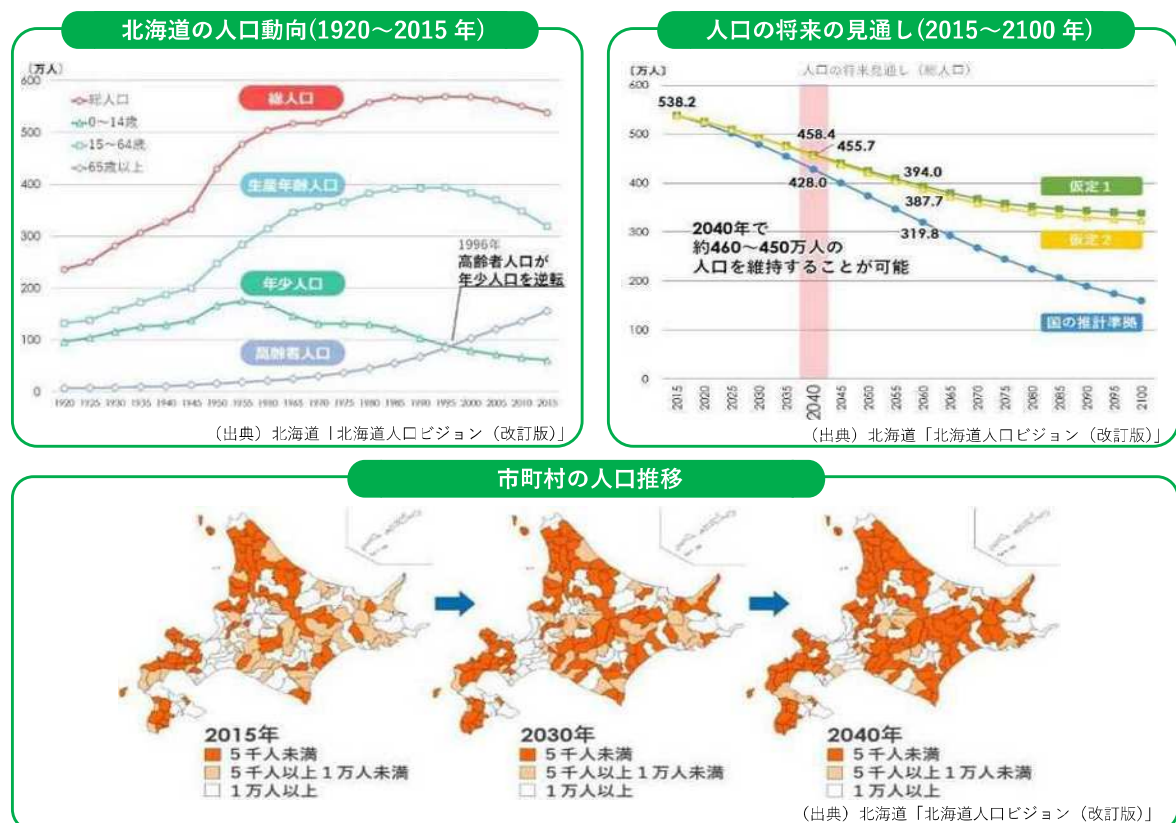
本道の総人口は、1997(平成9)年の約570万人をピークに、2020(令和2)年現在では約523万人となり、全国を上回るスピードで減少が進んでいるほか、生産年齢人口が減るとともに高齢者人口と年少人口が逆転(1996(平成8)年)するなど、少子高齢化が大きく進行しています。

「北海道人口ビジョン(改訂版)」によると、国立社会保障・人口問題研究所の推計を参考とした20年後の2040(令和22)年の人口は、有効な人口減少対策を講じない場合は約428万人、対策を講じた場合は450～460万人に維持される見通しとなっています。

また、道内市町村の人口減少の状況を推計すると、約7割弱の市町村で高齢者・年少・生産年齢人口が減少し、小規模な市町村ほど人口減少の割合が大きいと見込まれています。

こうした人口構造の変化により、労働力の減少をはじめ、地域産業を支える担い手不足や地域におけるコミュニティ機能の低下、さらには税収減・社会保障費の負担増による財政の制約など、住民生活に様々な影響が生じるとともに、社会の活力が失われていく状況が危惧されます。

とりわけ年少人口の減少は、地域の維持や発展、ひいては本道の将来を考える上で極めて憂慮すべき課題であり、子どもたちが、このような変化の激しい時代において、夢や希望を持ち、様々な困難を乗り越え、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長していくことができるよう、子どもたち一人一人の個性や能力を伸長するための教育を充実すること、言わば「人材育成」から「人財育成」へと転換していくことが求められています。



(2) Society5.0 の到来

国においては、人工知能(AI)、ビッグデータ、Internet of Things(IoT) *、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わる未来の姿を「Society5.0」と提唱し、経済発展と社会的課題の解決を両立させる取組を進めています。

本道においても、人口減少や少子高齢化に伴い人手不足や医療・福祉・交通・教育の確保などの課題が顕在化しているほか、広

域分散型で小規模自治体が多いといった地域特性を有する中で、利便性や効率性、持続可能性等を考慮した場合、これまで当たり前と考えられてきた業務や習慣について、デジタル化を前提に見直すデジタル・トランスフォーメーション*や、新たなテクノロジーを活用して課題解決を図ることの重要性が高まっています。

こうした社会では、語彙の理解、文章の構造的な把握、読解力、計算力や数学的な思考力などの基盤的学力や、情報を取捨選択し読み取るなどの情報活用能力を習得し、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造する人材の育成に向けた教育が重要です。

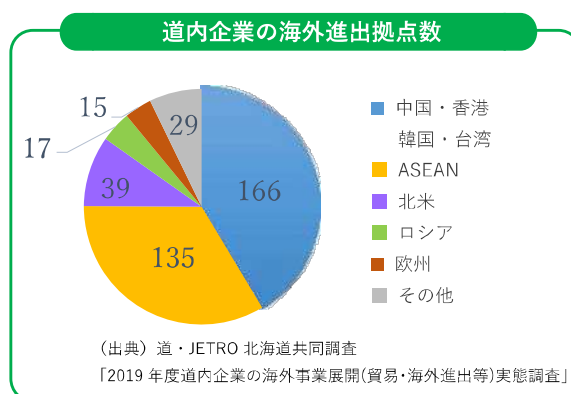


(3) グローバル化の進展

情報技術の革新や交通網の発達に伴い、一地域の事象等が国境等を超えて世界全体に影響を及ぼすいわゆるグローバル化の流れが加速しています。

近年の本道においては、海外からの観光客の増加や企業の海外進出が広がりを見せるなど社会経済の発展に資する効果があった一方、新型コロナウイルス感染症の影響が多方面に及び、コミュニケーションの手段として時間と距離を問わないICTの活用が国内外で加速度的に普及するなど、様々な側面でグローバル化が進展しました。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模で人類全体が共通して直面する課題が増大していることから、グローバル化に対応した行動計画として

「持続可能な開発目標(SDGs*)」が国連で採択されるなど、持続可能な社会づくりに向けた取組が



●Internet of Things(IoT)

「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。

●デジタル・トランスフォーメーション

将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変することと定義。

●SDGs: Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

世界規模で進められています。

このような社会においては、言語や文化が異なり、多様な価値観を持つ人々ともコミュニケーションを図りながら柔軟に対応するとともに、グローバルな視点を持って豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持つ人材を育成することが重要です。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に拡大する中、道内では、2020(令和2)年1月に初めて感染者が確認されて以降、児童生徒や教職員の感染が相次ぎ、その後、道内の全ての学校が臨時休業となり、さらに、全国一斉の臨時休業措置が講じられ、それ以後数次にわたり臨時休業措置が延長されるなど、学校の教育活動に大きな影響が生じる状況となりました。

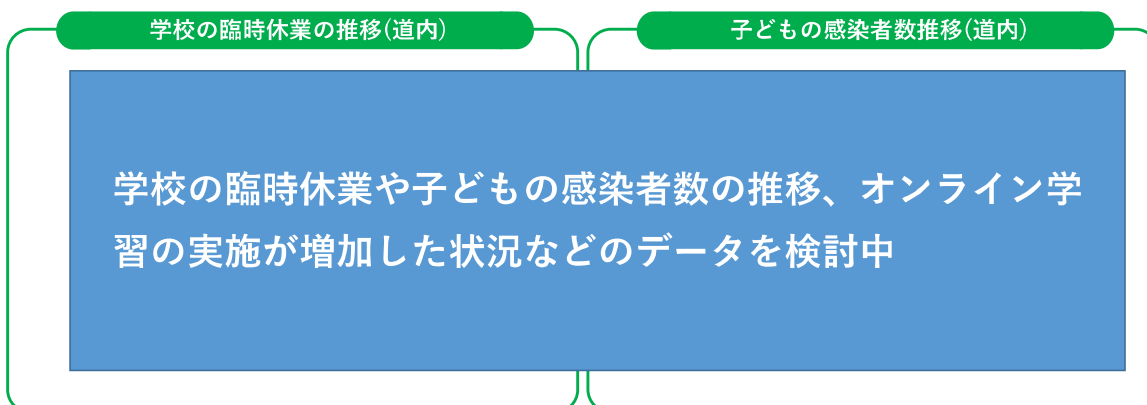
各学校においては、授業をはじめ行事や部活動等を例年通り行うことができない中、臨時休業期間中に児童生徒が自宅で学習を進めることができるよう、家庭と連携して学習を行うことや、心身の健康や家庭学習の状況の把握を目的とした登校日を設定するなどして、児童生徒の学びの保障に努めてきました。

また、各学校や行政機関等において、家庭学習に活用できる教材や動画等を配信するなどして児童生徒の学びを支援したほか、国による ICT 機器整備の前倒し措置等により、学校における ICT 環境の充実が図られ、遠隔授業やオンライン学習が急速に進展するなど、ICT を活用した教育活動が広がり、学びのスタイルが大きく変化する結果をもたらしました。

こうした状況を経験する中で、登校出来ないという事態は、学校が持つ福祉的機能や、教職員と児童生徒が教室に集い関わり合いながら成長することの価値や意義、学校内外での社会体験・自然体験活動や地域との交流など、オンラインでは代替出来ない実体験の必要性を再認識する機会となりました。

今後は、こうした教育を取り巻く環境の変化に対応してきた経験を活かし、社会のニーズに応えるものとなる教育の充実を図るとともに、新たな感染症の流行や災害など不測の事態に直面しても、子どもたちの学びを確実に保障出来る環境を構築することが必要です。

また、こうした予測困難な時代に対応できるよう、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を導くことが出来る人材を育成していくことが重要です。



2 子どもたちや教育の現状

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展、産業構造の変化、経済格差の拡大や二極化などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わり、従来の知識や経験だけでは解を見出すことが難しい時代となっています。

子どもたちが、未来において様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、自らの良さや可能性を認識し、自己肯定感を高めていくとともに、全ての人を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手として成長できるよう、国や市町村、関係機関等と一体となりながら、各般の施策を推進していく必要があります。

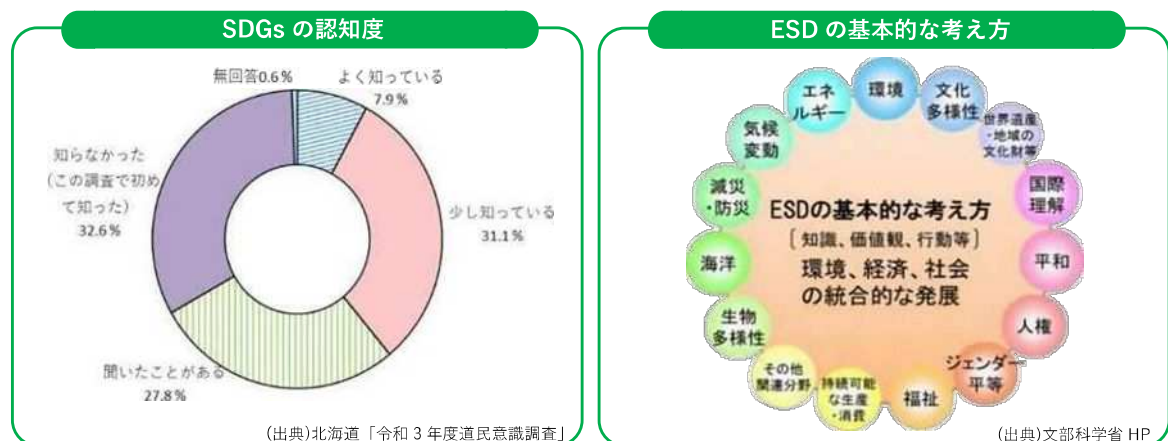
施策 1
P 32

(1) SDGs・ESDの推進

現在、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など人類の開発活動に起因する様々な地球規模の問題があります。これらの問題を解決するため、世界の共通目標として掲げられた SDGs を本道においても一層推進し、将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、自らの意識を変革し行動する必要があります。

ESD とは、この SDGs の達成に向けて、あらゆる教育活動を通じて習得された知識、技能、価値観を行動変容に活かすことにつなげる教育のことであり、学習指導要領においても、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることと記されています。

道民の SDGs 認知度については、意識調査（2021(令和3)年11月）において約3割が「知らなかった」と回答しており、全道民に理念等が浸透していないことから、学校教育にとどまらず社会教育や生涯学習を含めたあらゆる場面での教育活動において、SDGs 実現の鍵となる教育＝ESD を推進することにより、持続可能な社会の実現を目指すことが必要です。



(2) 幼児教育の状況

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的としています。

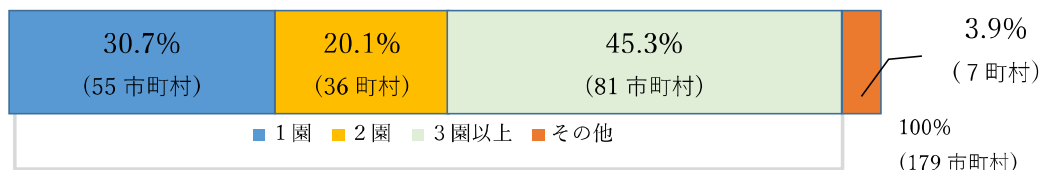
このため全ての幼児に、格差をつくることなく学びや生活の基盤を保障していくため、公立・私立の別や幼稚園、認定こども園、保育所などの施設類型を越え、共通の視点を持って質の高い幼児教育を実現していく必要があります。

本道においては、幼児教育施設を複数持たない小規模な自治体が多く、保育者が他の幼児教育施設と日常的に交流し学び合う機会が少ないなど研修や助言を受ける機会を得ることが難しいことに加え、公立・私立の別や幼稚園、認定こども園、保育所など施設の違いにより地域の幼児教育施設と小学校の接続・連携の取組に差があり、幼児教育と小学校教育との連携や円滑な接続が十分とはいえない状況にあります。

また、3世代世帯の減少等地域社会の変化や家庭環境の多様化により、子育てについての悩みを身近に相談できる相手がいないなどの家庭教育を行う上での課題を踏まえ、地域全体で幼児期の家庭教育を支える体制の構築が必要です。

そのため、全ての道民が「幼児教育の重要性」や「幼児教育と小学校教育の連携・接続の意義」を理解し共有する社会の実現に向けた取組を一層充実し、幼児が、主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、健やかに成長できる環境をつくる必要があります。

所在幼児教育施設数別の道内自治体数



(出典) 令和3年度道教委調べ

幼児教育と小学校教育の連携・接続状況



ステップ0	連携の予定・計画がまだない。
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について実施結果を踏まえ、更によりものとなるよう検討が行われている。

(出典) 令和2年度道教委調べ

(3) 学力の状況

施策3
P 36

施策4
P 38

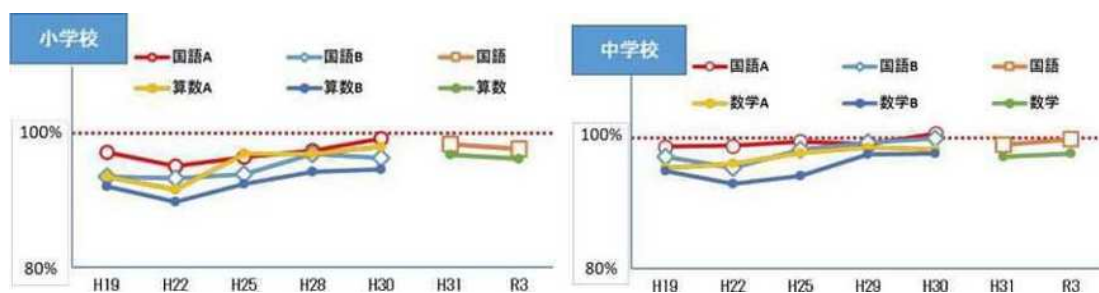
施策6
P 42

生涯にわたって自立して生き抜くため、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実が求められています。

義務教育段階の子どもたちの学力は、「全国学力・学習状況調査」の結果から見ると、一部の教科で全国平均正答率を上回った年があるものの、多くの教科で全国平均に届いていない状況が続いています。

この結果分析から本道の児童生徒は、自分の考えをもち、道筋を立てて説明することなどに課題が見られたことや、授業以外で勉強する時間が短く、ゲームをする時間が長いなどの傾向が見られることから、自ら問題を見だし、解決方法を探して決定し、実行し、振り返る過程を重視する授業改善や、小中、中高といった学校段階間の連携の強化、望ましい学習習慣・生活習慣の定着に向けた家庭や地域との連携などの取組を一層充実させ、一人一人の可能性を伸ばしながら、確かな学力が身に付くよう児童生徒を育成する必要があります。

全国の平均正答率との差



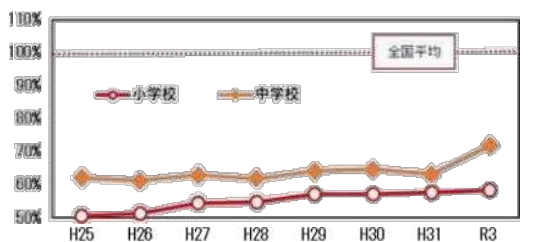
※全国平均を100%とした場合

※H31からA(知識)・B(活用)問題を一体化

(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

授業以外での学習状況(小中学校)

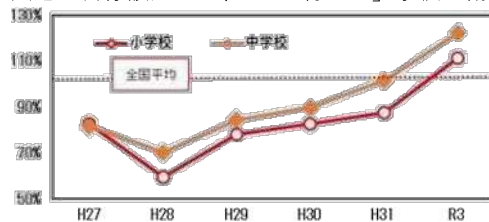
1日1時間以上、授業以外で勉強している児童生の割合(学習塾等の時間も含む)



(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

教育課程等の接続状況

近隣の小(中)学校と教科の教育課程の接続や、教科共通の目標設定など、「よく行った」学校の割合



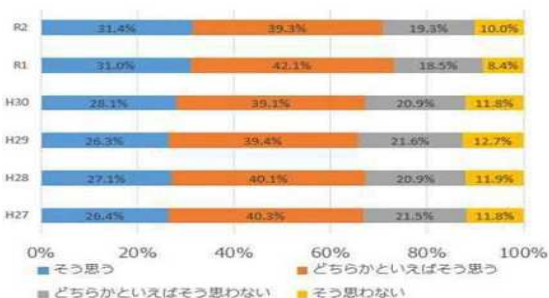
(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

高校では、2022(令和4)年度から新高等学校学習指導要領が年次進行で実施されたところであり、新たに学校における基盤的なツールとなるICTも適切に活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に活かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることで、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進める必要があります。

さらに、高校1年生を対象とした「北海道高等学校学習状況等調査」の結果では、学習意欲が高校入学前に比べ高まっている生徒の割合は増加傾向、授業がある日に家庭学習等を全くしない生徒の割合は減少傾向にあり、引き続き学習意欲を高める教育活動を行うことが大切です。他者と協働的に学習に取り組み課題を解決しようとする取組についての肯定的な回答は、調査開始時に比べ増加しているものの、生徒が様々な変化に積極的に向き合ったり、他者と協働して課題を解決したりすることなどが求められていることから、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、生徒の資質・能力を育成する必要があります。

また、AI や IoT などの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力を育成する教科等横断的な教育である「STEAM (Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics) 教育」の推進が求められており、「STEAM 教育」を実現するためには、カリキュラム・マネジメントの取組を一層進める必要があります。

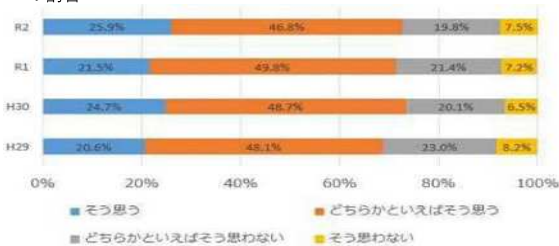
高校入学後の学習意欲の状況



(出典)道教委「北海道高等学校学習状況等調査」

課題解決に向けた学習活動の状況

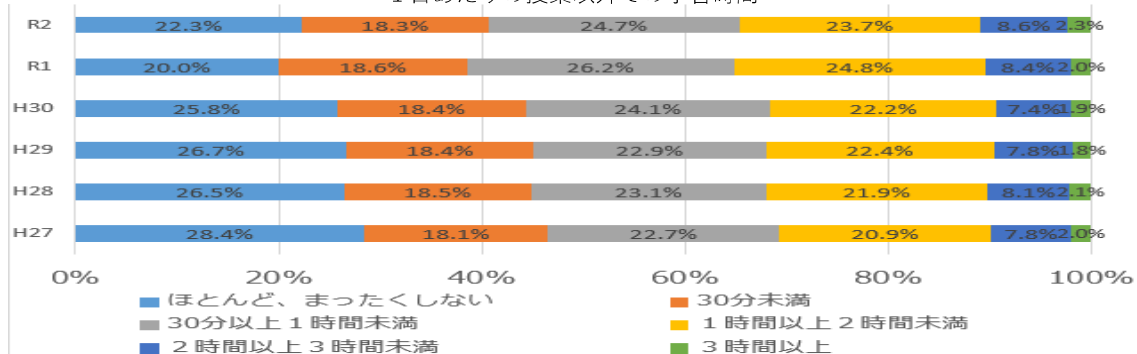
示された課題や自分達で立てた課題に対し、解決に向けた情報収集、話し合い、発表などの学習活動に取り組んだと思う生徒の割合



(出典)道教委「北海道高等学校学習状況等調査」

授業以外での学習状況 (高校)

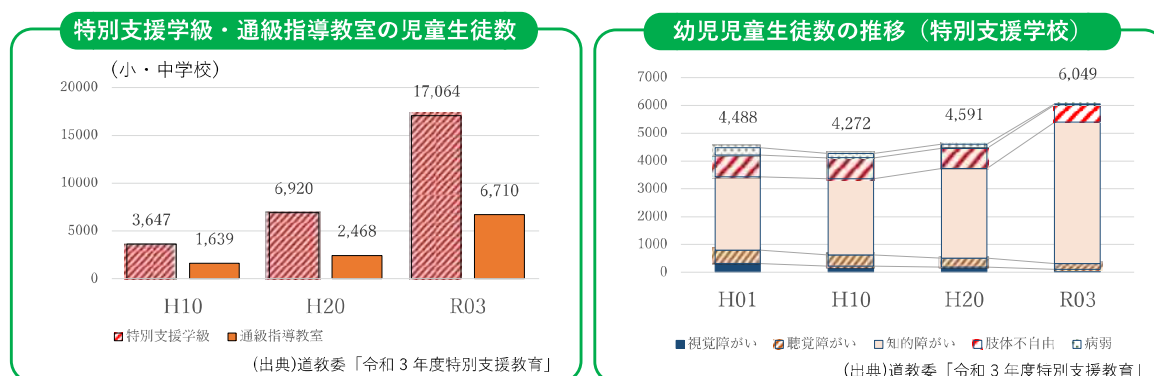
1日あたりの授業以外での学習時間



※令和元年度の調査結果は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、悉皆調査による結果ではない。(出典)道教委「北海道高等学校学習状況等調査」

(4) 特別支援教育の状況

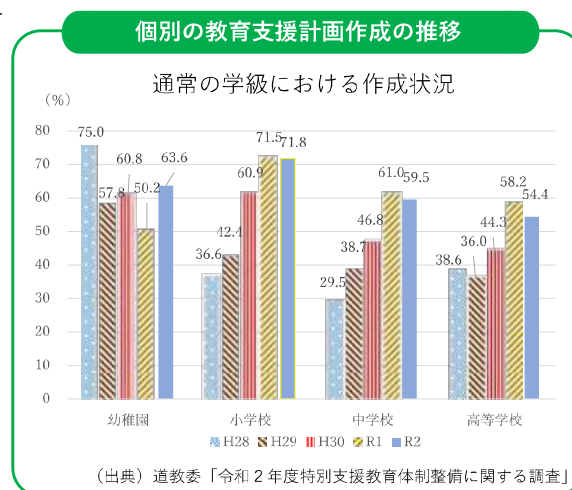
少子化により学齢期全体の児童生徒数が減少していますが、特別支援教育に関する理解や認識の高まりや、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒数及び特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒等の数は増加しています。



これまで特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導体制は段階的に充実してきましたが、広域分散型である本道においては、一人一人の教育的ニーズに的確に応えるとともに、可能な限り身近な場所で専門性の高い教育を受けられるよう、教育環境の整備や教育内容の充実が求められています。

特に、情報化が進展する中、ICTは特別な支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる重要な手段であり、国のGIGAスクール構想*に1人1台端末の整備が行われたことから、特別支援教育の充実に向けた効果的な活用を推進する必要があります。

また、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等への個別の教育支援計画の作成・活用が十分ではないことから、個別の教育支援計画*の作成・活用を今まで以上に推進することが必要であり、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまでの、切れ目のない支援を受けられる支援体制や連続性のある学び場の一層の充実が求められています。



●GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子ども達を誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現や、これまでの教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教職員・児童生徒の力を最大限に引き出すとする文部科学省の取組。

●個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力を図り、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫した適切な指導と必要な支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画。

(5) キャリア教育の状況

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要となっています。

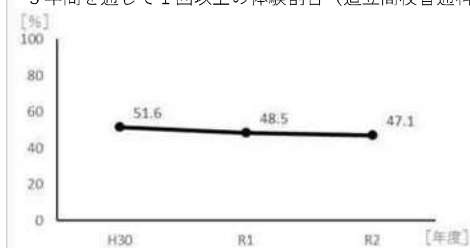
こうした中、進学や就職などの進路の目標が決まらないまま卒業を迎える生徒が一定程度いることから、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるよう、小・中・高校におけるキャリア教育を充実させることが求められています。

こうしたことから、児童生徒がキャリア・パスポート*等を活用しながら、自らのキャリア形成を見通したり振り返ったりするなど、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などの充実により、産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けさせるため、関係機関等と一体となって教育活動全体を通じた組織的かつ計画的なキャリア教育を実践することが重要です。

特に、高校の職業学科においては、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、「社会に開かれた教育課程」の改善・充実を図りながら、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人を育成することが重要です。

インターンシップ体験生徒の割合

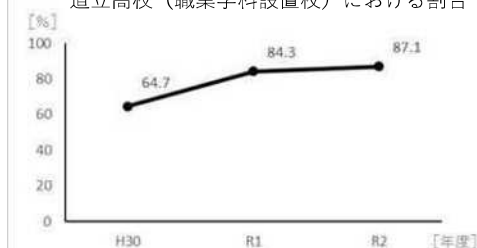
3年間を通して1回以上の体験割合（道立高校普通科）



(出典)道教委「インターンシップ実施状況等調査」

グローバル人材の育成に取り組む高校の割合

道立高校（職業学科設置校）における割合



(出典)道教委「職業教育関係教育課程に関する調査」

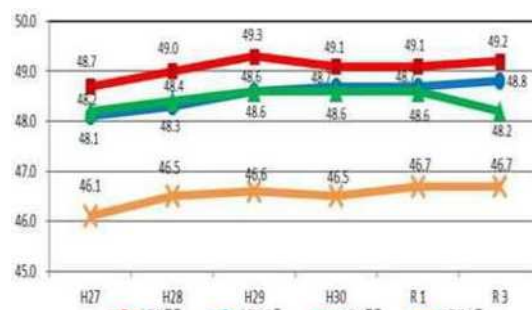
(6) 体力・運動能力や健康教育の状況

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素です。子どもたちが運動やスポーツを通じて、生涯にわたって幸福で豊かな生活を実現することができるよう、家庭や地域社会と連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが求められています。

人生100年時代を迎えようとする中、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本道の児童生徒は、体力合計点が低いことや1週間の総運動時間が短いこと、学習以外のスクリーンタイム（1日当

全国の平均体力合計点との差

(全国平均 50)



(出典)スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

●キャリア・パスポート

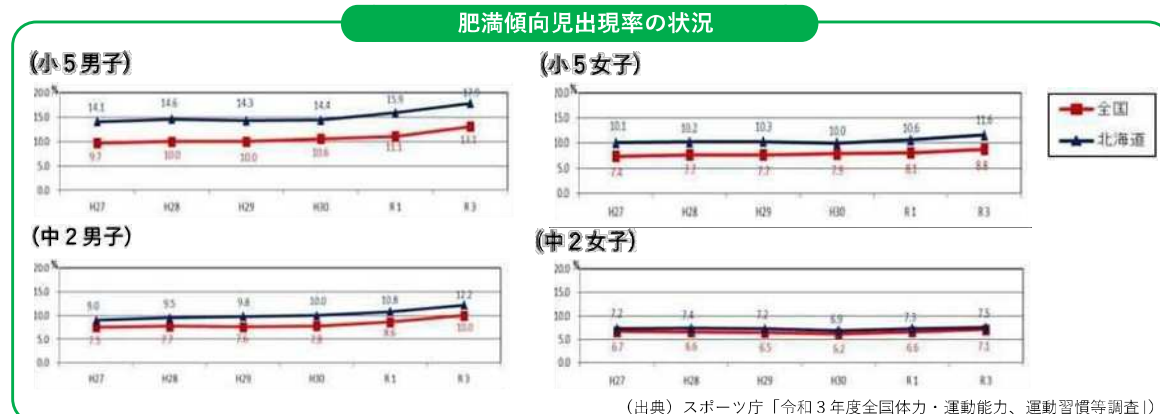
児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の（在り方）生き方を考えたりする活動を記録し蓄積する教材。

たりのテレビやスマートフォン、ゲーム機器等による映像の視聴時間）が長く生活習慣の乱れにつながっていることなどが課題と考えられることから、体育・保健の授業やそれ以外の時間で運動に親しむことができる環境を整備するなど、継続的な取組を通じて、生涯にわたって心身の健康を保持し豊かな生活を送るための体力や運動習慣の定着を図ることが必要です。

また、ICT の効果的な活用など、体育・保健体育授業を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することが求められていることから、体育・保健体育授業の改善・充実により、子どもたちの体力・運動能力の育成が必要です。

子どもたちの健康については、社会環境の変化により、生活習慣及び食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題がみられており、本道においても、全国と比較して、児童生徒の「朝食を毎日食べている」割合が低い傾向に、肥満傾向の割合やアレルギー疾患及びむし歯の有病率が高い傾向にあります。また、一定程度の子どもたちに中等度以上のうつ症状があり、心のケアなども重要な課題となっています。

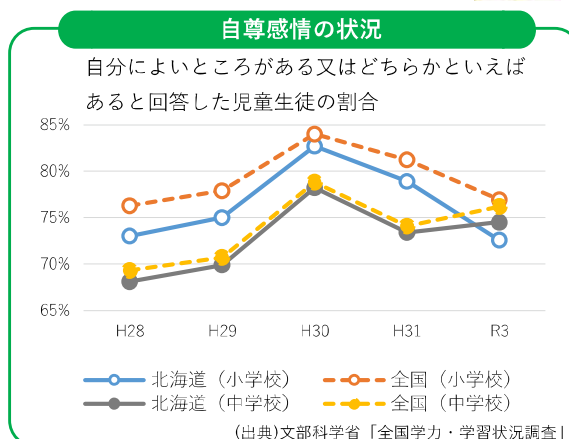
新興感染症や自然災害等の予測困難な事態、食品ロスの削減、伝統的食文化の喪失などの社会的な課題にも適切に対応し、生涯を通じて心身共に健康な生活を送るためには、学校・家庭・地域が連携・協働して、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子どもたち一人一人に育むことが必要です。



(7) 道徳教育の状況

学校における人権教育を含めた道徳教育には、子どもたちに自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められており、道徳科を要として学校の教育活動全体を通して取り組むことが重要です。このような中、本道においては、全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがあると思う」と回答した児童生徒の割合が全国を下回っており、小・中学生ともに自尊感情が低い傾向が見られることから、教員の指導力の向上を通し

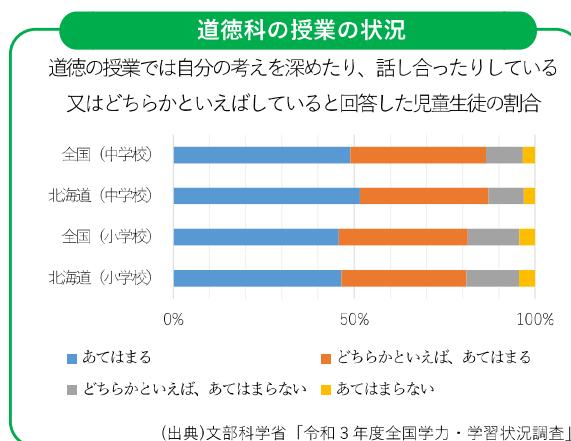
施策 10
P 50



て道徳科の授業改善を推進し、道徳教育の充実を図るとともに、発達の段階に応じて人権に関する基本的な知識を身に付け、自他を尊重する態度を育成する取組を推進する必要があります。

また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育では、児童生徒が多様な他者と互いに協力し合い、認め合う中で、他者の役に立つことができる存在であることを実感させたり、教師が児童生徒の成長を積極的に受け止めて認め、励ますことにより、児童生徒に自らの成長を実感させたりすることが重要であり、道徳教育の要となる道徳科においては、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合うなどの学習活動を充実することが大切です。このような中、本道においては、全国学力・学習状況調査において、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思う」と回答した児童生徒の割合が、全国とほぼ同様となっており、今後も引き続き、道徳科の特質を踏まえた授業改善を推進する必要があります。

さらに、様々な人との関わり合いなどを通して、人を思いやる心や命を大切にすること、社会性や豊かな人間性を育むために、家庭や地域と一体となって道徳教育の取組を進めていくことが重要です。



(8) 国際理解教育の状況

施策 12
P 54

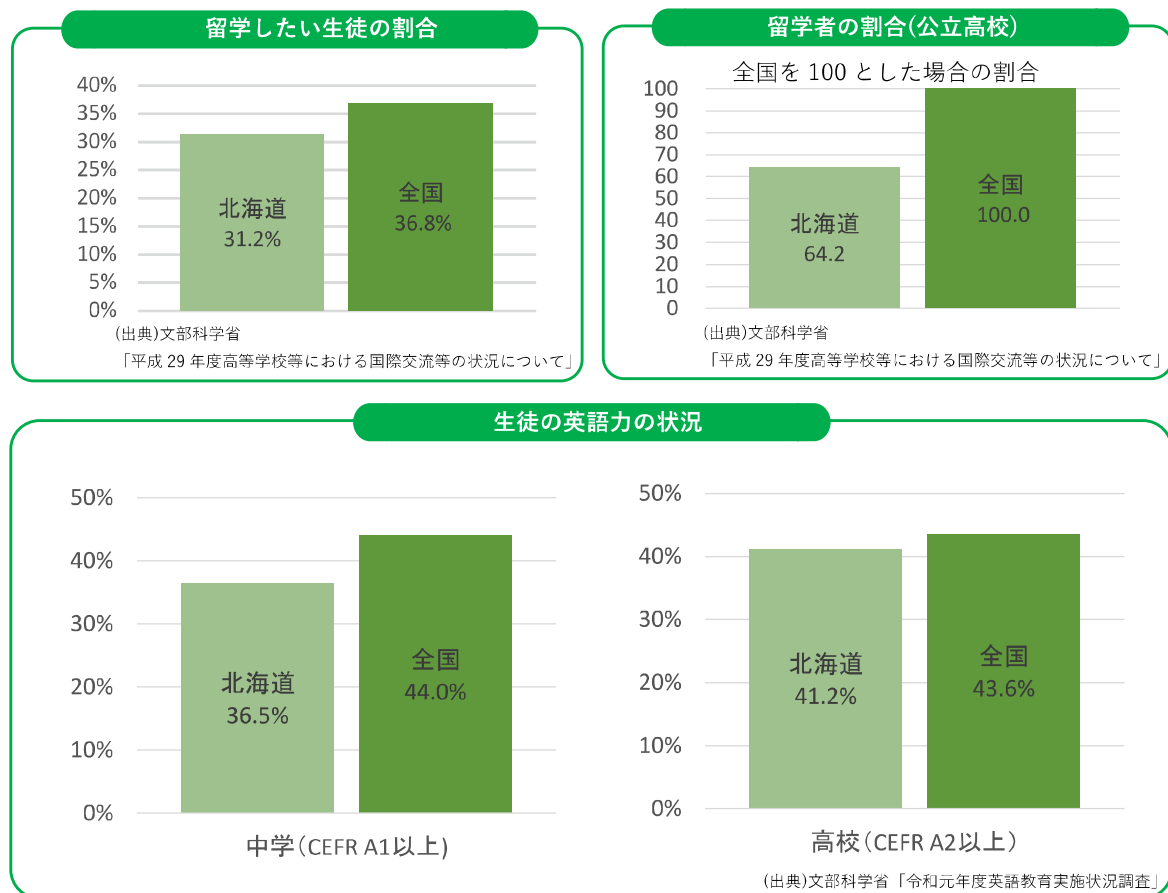
グローバル化が進展する社会においては、多文化共生社会の実現に向け、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していく力や「持続可能な開発目標（SDGs）」などを踏まえた持続可能な社会づくりにつなげていく力など、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を育成することが重要です。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行がもたらした国際的な人の往来の制限は、グローバル化におけるデジタル化・オンライン化を加速度的に進展させました。

海外の学校とのオンライン交流もその一つであり、今後は、交換留学や海外修学旅行などの取組とオンライン交流を組み合わせるなど、ICT 活用の更なる工夫を図ることにより、直接的な異文化体験の一層の充実が期待できます。

本道では、海外留学に関心をもつ生徒や海外留学を経験した生徒の割合が低いことに加え、公立高校における外国からの教育旅行や外国人留学生の受入れ数が少ないこと、生徒の費用負担などの考慮すべき課題があり、世界で活躍できるグローバル人材の育成に向けた取組が十分ではない状況にあります。

生徒の英語力については、中学校卒業段階で英検3級程度以上、また、高校卒業段階で英検準2級程度以上の英語力を有する生徒の割合が、いずれも全国平均を下回っている状況にあります。



(9) ICT の活用推進

施策 13
P 56

新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業や分散登校などの措置が取られ、学校に登校できない子どもたちの学びを保障する対策として、学校と家庭をオンラインで結んだ学習活動をはじめとする ICT を活用した学習スタイルが急速に進展しました。

Society 5.0 時代においては、社会のあらゆる場所で、ICT の活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどの ICT 機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められています。

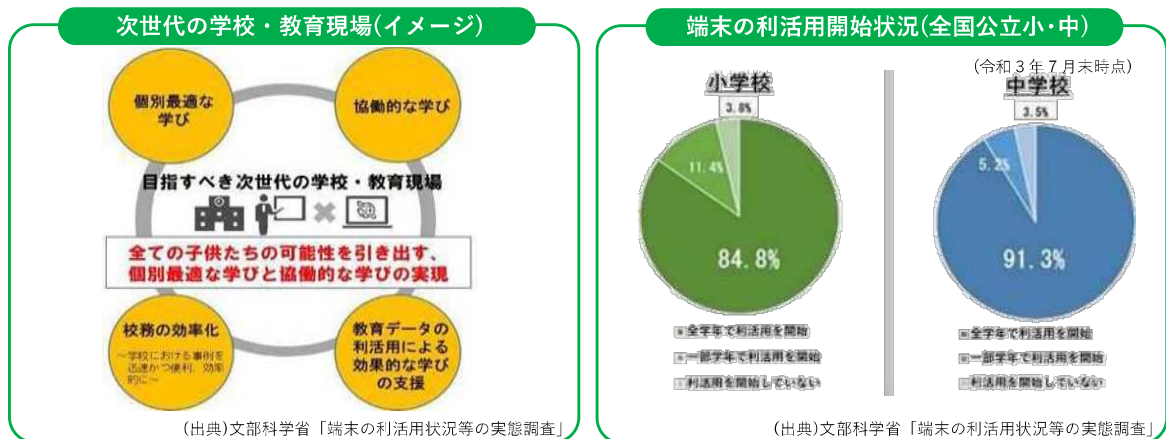
2020(令和 2)年度から順次実施されている新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの ICT 環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示されました。こうした中、国の「GIGA スクール構想」により、小・中学校においては 2021(令和 3)年 4 月から、高校においては、2022(令和 4)年 4 月から 1 人 1 台端末の環境下での新しい学びのスタイルがスタートしました。

各学校においては、ICT 環境の充実や教員の ICT 活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等において ICT を適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、教育の質を向上させ、子

どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要です。

子どもたちが ICT を活用する際には、スマートフォンや SNS 等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっていることから、児童生徒の発達の段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要です。

また、校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教師が子どもたちと向き合う時間や教師同士が指導方法について検討し合う時間などを増やすことにつながります。



(10) いじめ・不登校等の状況

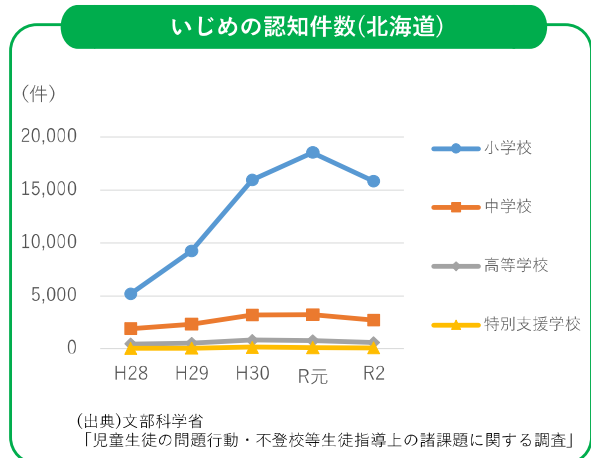
施策 14
P 58

施策 15
P 60

2013(平成 25)年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめへの対応については、初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組まれています。いじめの重大事態については件数が増加傾向にあります。また、2016(平成 28)年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」が制定され、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるようにすることや、不登校の児童生徒の休養の必要性を踏まえて学習支援を行うことなどが求められていますが、不登校の児童生徒数は依然として高水準で推移しており、憂慮すべき状況にあると言えます。

本道におけるいじめの状況は、全国と同様に認知件数は増加傾向にあります。解消率は95%を超え、全国平均よりも高い状況になっています。これは、各学校において早期発見・早期対応に努めた結果、早期解消につながったものと考えられます。

各学校においては、児童生徒の命と心を守るため、家庭、地域、関係機関との連携を一層強め、いじめ根絶の取組を推進するとともに、児童生徒が互いを尊重し合い、主体的に望ましい人間関係を形成し、いじめを許さない態度等を身に付ける必要があります。



また、初期段階で適切に対応できず、いじめが長期化・深刻化したり、いじめの重大事態となったケースもあり、早期発見・早期対応の一層の徹底が求められています。

このため、学校においては、いじめ防止に関する法令や北海道条例等を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応はもとより、スクールカウンセラー等や関係機関と連携した対応を進めるなど、生徒指導体制と教育相談体制の充実を図る必要があります。

いじめ防止の取組については、障がいや性自認など児童生徒一人一人に応じた対応が必要であるとともに、ネット上のいじめなどネットトラブルへの対応、新型コロナウイルス感染症の影響による差別・偏見の防止への対応など、社会の変化に応じた対応が求められています。

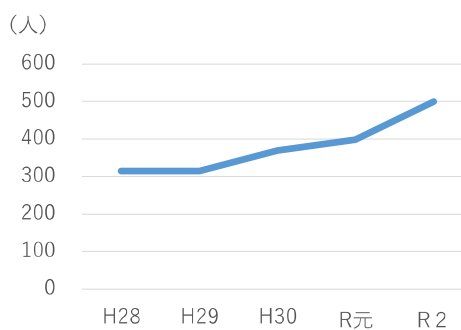
なお、文科科学省等の調査によると児童生徒の自殺者数は、近年、増加傾向にあります。各学校においては、児童生徒の命を守るため、不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見・対応と家庭、医療・福祉等の関係機関と連携した自殺予防の取組を徹底する必要があります。

不登校児童生徒数は、小・中学校では全国と同様、増加傾向が見られ、その割合も全国平均よりも高くなっています。また、不登校の期間の長期化や、小学6年から中学1年に進学した段階で不登校となる、いわゆる「中1ギャップ」の課題も見られます。

不登校児童生徒への支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることができるよう、各学校においては、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じて、市町村の教育支援センターや民間の施設等と連携し、ICTの活用などにより教育機会を確保することも必要です。

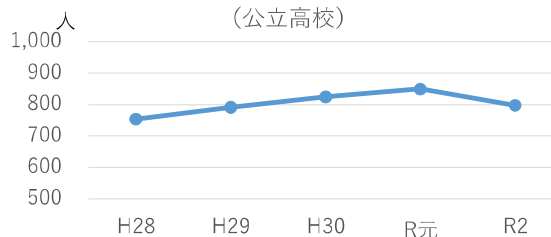
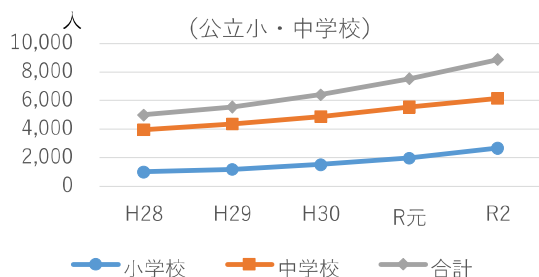
また、各学校は、新型コロナウイルスの感染回避や不安等により登校しない児童生徒に対しても、学習機会の保障や教育相談の実施などの支援を行うことが必要です。

児童生徒の自殺者数の推移(全国)



(出典)文部科学省「いじめ、不登校等への対応、キャリア教育及び人権教育について(令和4年1月)」

不登校の子どもたちの推移(北海道)



(出典) 文部科学省

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(11) 学校や教員を取り巻く状況

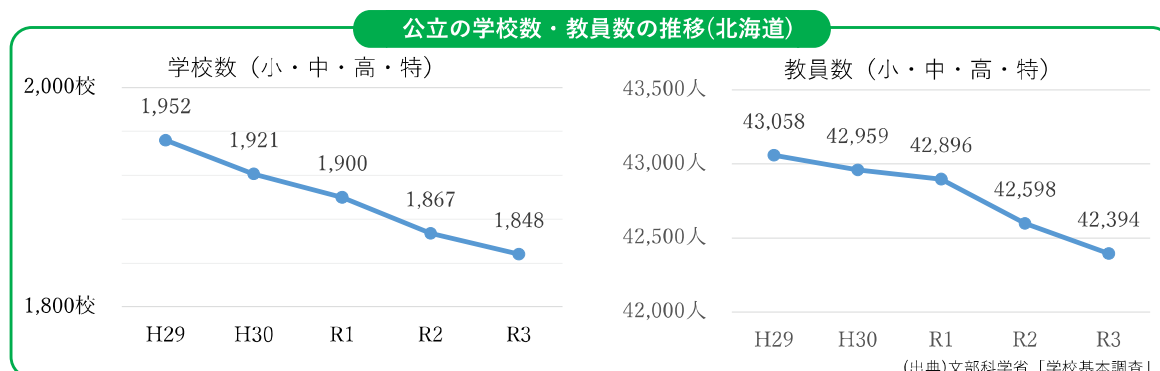
少子化の進行に伴い、本道においても学校数や学級数が減少し、子どもたちの指導に当たる教員の数も減少傾向にあります。

特に近年の学校現場は、児童生徒数の多い時代に採用された教員の大量退職期を迎えており、それに代わって多くの新規採用者を必要としています。学校の職場環境への不安などから教員を目指す者が少なくなっており、持続的な学校教育の提供が危ぶまれる状況にあります。

こうした危機的な状況においても、本道が活力に満ち、将来にわたって発展し続けていくためには、子どもたちの可能性を最大限に伸張させることが重要であり、より質の高い教育を継続的に提供できるよう、教員が強い使命感や豊かな社会性、実践的な指導力など、教員育成指標*に示す資質能力を十分に備えるとともに、各学校において持てる力を存分に発揮できる職場環境を実現する必要があります。

このため、教員の養成に当たっては、高等教育機関と緊密に連携しながら、学生・教員一人一人が継続的に知識・技能を習得し、資質能力の向上を図ることが重要です。

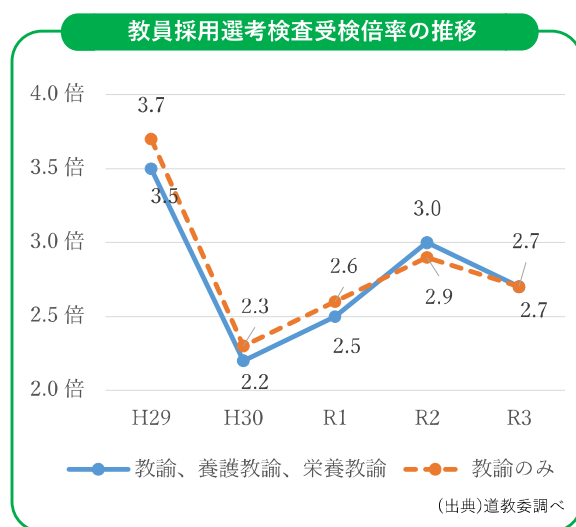
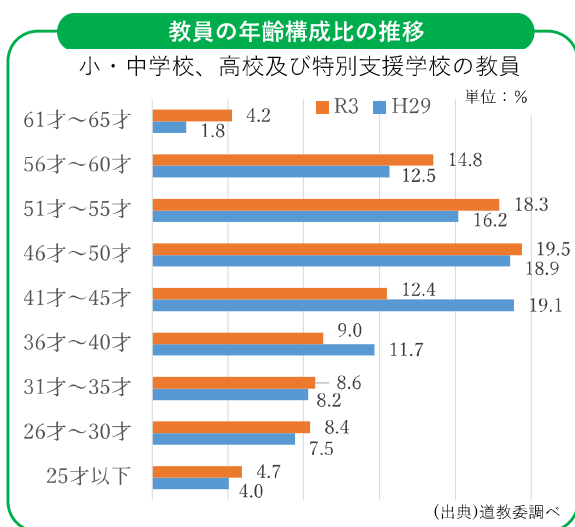
また、本道の広域分散型の地理的特性を踏まえ、オンライン研修を拡充するなど、引き続き研修計画の不断の見直しや多様な専門性を有する指導体制の構築を進めるとともに、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図っていく必要があります。



●教員育成指標

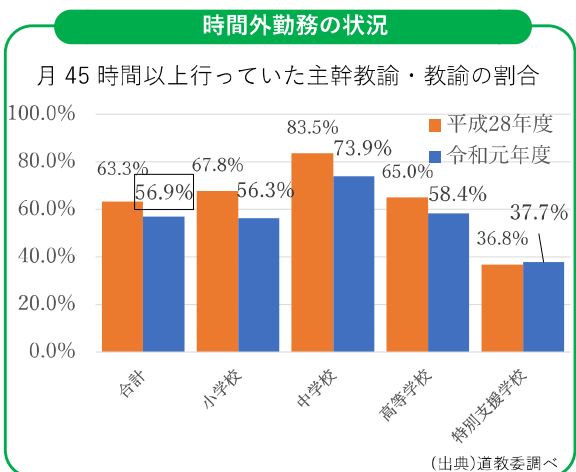
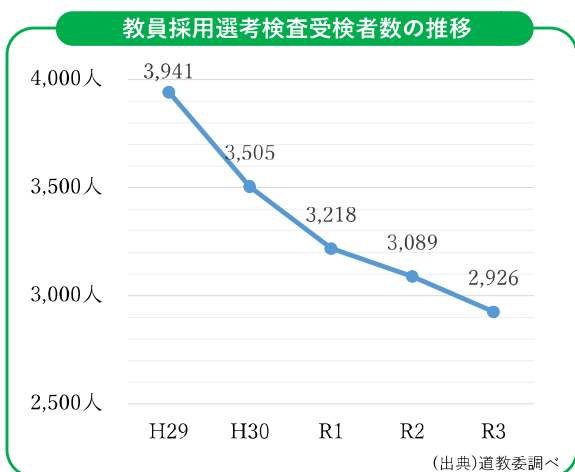
教員一人一人の資質能力の向上を目的に、北海道における「求める教員像」とともに、養成段階、初任段階、中堅段階、ベテラン段階とキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明確化したもの。

一方で、教育の機会均等と教育水準の維持向上を実現するため、同一学校での長年勤務の解消や都市と郡部との間における年齢構成の格差是正など、人事配置の適正化を図るほか、教員採用選考検査の受検者数については、2017(平成 29)年度の 3,941 人に対し、2021(令和 3)年度が 2,926 人と減少傾向であることに強い危機感を持ち、教職の魅力に対する理解増進と学校における働き方改革を積極的に推進し、教員志望者の増加に繋げていかなければなりません。



特に働き方改革については、本道においても月 45 時間以上の時間外勤務を行う教員の割合が 56.9%に上っており、大きな課題となっています。この背景には、学校に対する過度な期待・依存などから、学校及び教員が担う業務の範囲が拡大されてきたこと、学校が組織としての力を発揮するために必要な運営体制や管理職のマネジメントが十分でないことなどが挙げられます。

このような中、これまでも教員業務支援員の配置等により、教員の子どもと向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところですが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、より積極的な対策を進めていく必要があります。



(12) 学びのセーフティネットの状況

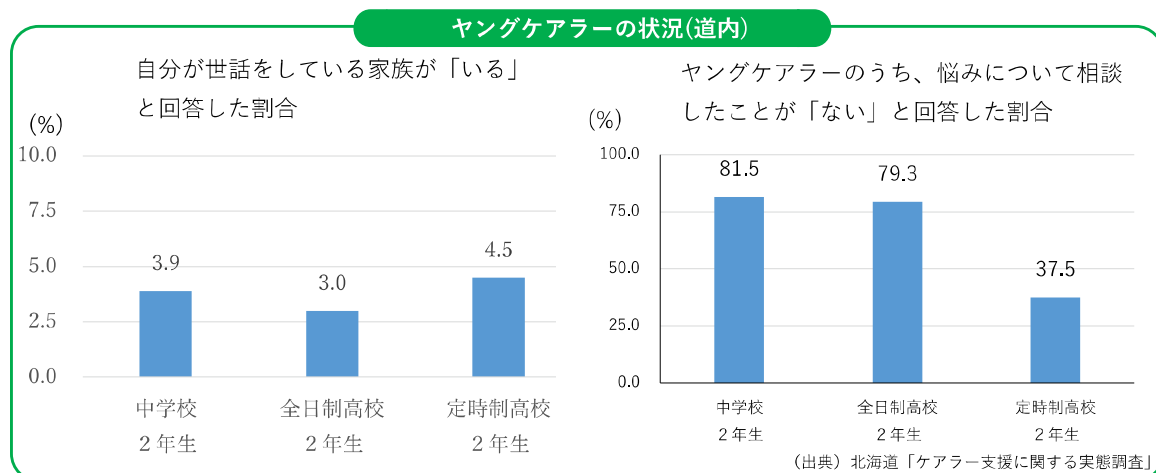
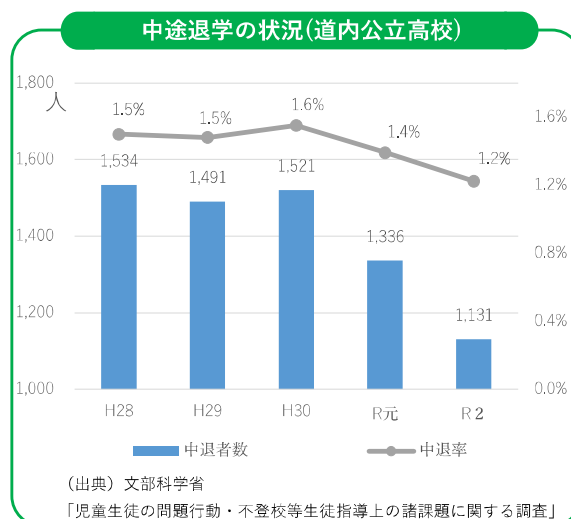
2019(令和元)年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」においては、教育の支援について、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化され、子どもの「将来」だけでなく「現在」における貧困対策を総合的に推進することが求められています。

こうしたことから、子どもの生まれ育った地域・環境によって左右されることのないよう、就学援助制度などの切れ目ない経済的支援により全ての児

童・生徒が安心して就学できる環境づくりや、学齢期に様々な事情や病気などの理由で義務教育を十分に受けることができなかった方々などに対する夜間中学などの多様な学習機会の提供等により、教育の機会を確保することが必要です。

また、道内公立高校の中途退学者数は減少傾向にあり、2016(平成28)年度からの5年間の中退率は1.2～1.6%の割合で推移していますが、中途退学者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない現状にあり、高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援が必要です。

少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、児童生徒が家事や家族の世話について、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーが、北海道の実態調査では道内の中学・高校生で約4%確認されており、このうち自分が困っていることなどを相談した経験が「ない」生徒は約8割となっています。また、家庭の経済的な理由等で生理用品を購入できない児童生徒がいるという「生理の貧困」問題もあり、これらの問題は表面化しにくい傾向にあるため、子どもと接する時間が長く、ヤングケアラー等を発見しやすいとされる学校において、ヤングケアラー等に対する教員の理解をより深めるとともに、市町村の福祉担当部局などの関係機関と連携し、一人一人の子どもの実情に応じた支援を行うことが必要です。



(13) 学校と地域の連携状況

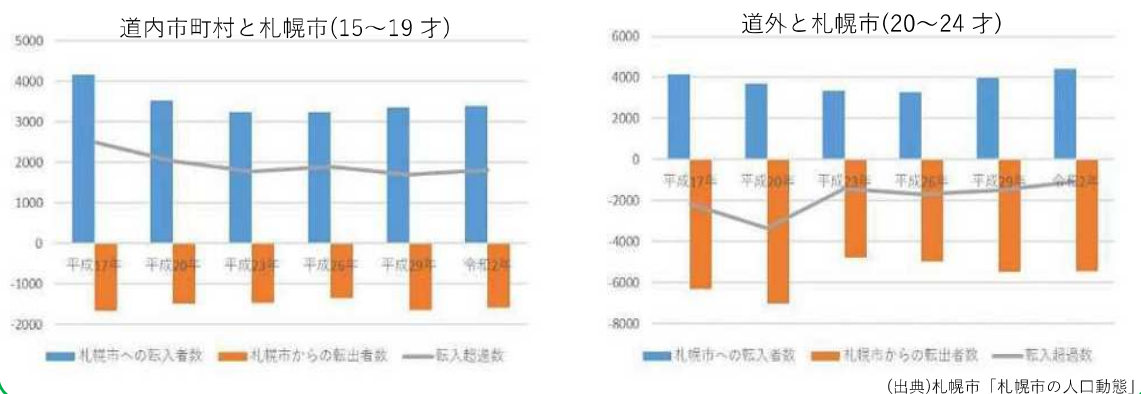
施策 11
P 52

施策 19
P 68

人口減少、少子高齢化などの社会の変化に伴い、地域と学校を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化といった様々な要因により、地域社会における支え合いやつながりが弱まっており、機能停滞などにつながっていると指摘されています。また、人口減少と少子高齢化に加え、若者の札幌市など都市部への人口集中や道外への人口流出などにより地方の過疎化が進行し、地域社会の教育力の低下に加え学校数の減少や高校の小規模化などの課題が生じています。さらに学校では、経済的困窮を背景に地域や社会から孤立した子どもや、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加等、子どもたちを取り巻く環境が刻一刻と変化しており、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。

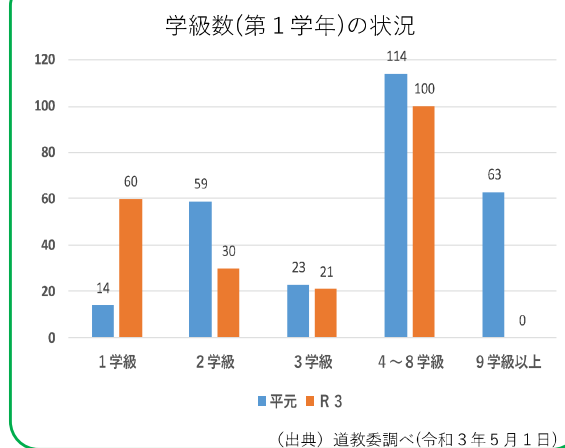
若者の転出入の状況



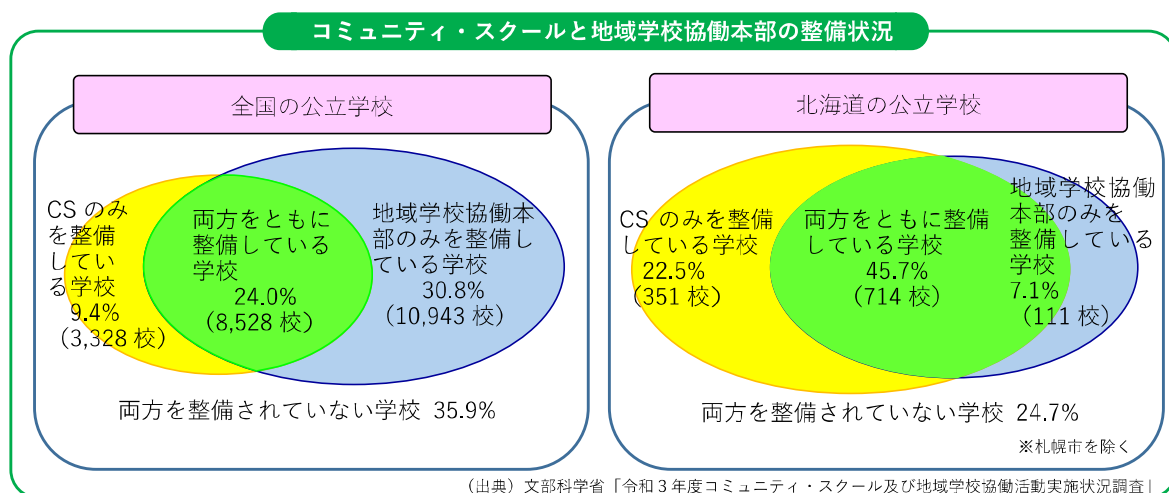
公立学校の推移(道内)



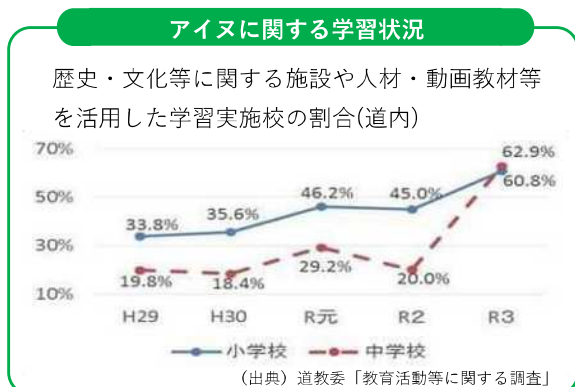
公立高校小規模校化の状況(道内)



これらの課題の解決策の一つとして、学校が地域と連携・協働した取組を進めるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の設置に取り組んでおり、両方を整備している学校の割合は全国と比べ高い状況にあります。また、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を一層推進することを通じて、全ての子どもたちが、身近な地域の人や魅力などを知り、地域の一員としての意識を育み、安心して楽しく通える環境を整える必要があります。



また、地域と一体となって教育活動に取り組む体制の構築や地域における教育機能の維持、各地域における自然や歴史、産業をはじめとする教育資源の活用、アイヌの人たちの歴史や文化等に対する理解、北方領土、縄文遺跡群に関する正しい知識を身に付けることを通じて、ふるさと北海道への愛着や誇り、地域社会の一員として、まちづくりに参画しようとする意欲や資質・能力を身に付け、本道の未来を切り拓いていく人材の育成が必要です。

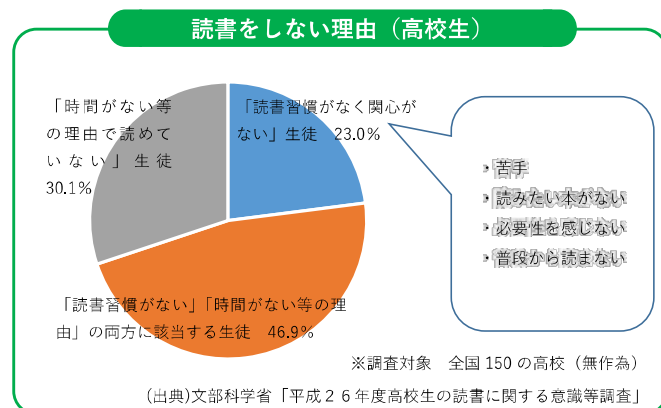


(14) 生涯学習・社会教育の状況

人生 100 年時代と言われる時代にあって、「教育・仕事・老後」という 3 つのステージの単線型の人生ではなく、より多様で豊かな生き方・暮らし方のマルチステージの生き方が志向されている中、充実した人生を送るには、生涯にわたり学びを通じた成長が求められていることから、地域における多様な学びの機会や個々の資質や能力を更新できる学びの場の充実を図っていく必要があります。

また、社会教育の学びは、個人の成長はもとより、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成するため、地域の多様な人々が相互に理解し合い共生できる社会をつくる上で、重要な役割が期待されており、自律的で持続可能な地域社会の実現にも通じることから、個人の要望や社会の要請に応えた社会教育の充実が重要です。

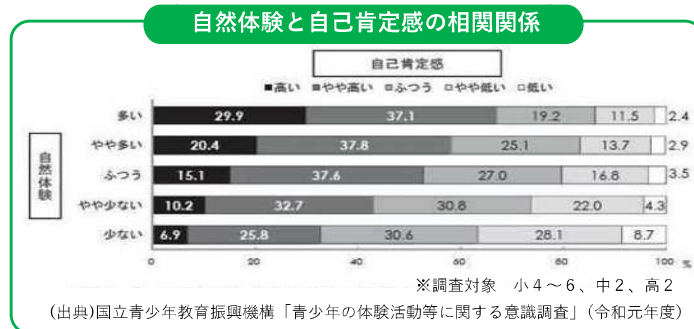
近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進する必要があります。



また、読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせ要です。

近年、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS 等コミュニケーションツールの多様化等、子どもを取り巻く情報環境や読書環境が大きな変化を見せており、読書離れが懸念されていることから、子どもの読書習慣の確立と読書環境の充実を図っていく必要があります。

さらには、「自然体験や生活経験、文化芸術体験等が豊富な子どもは、自己肯定感が高く、自律的行動習慣等が身につけている傾向がある。」という国等の調査結果が示されていることから、子どもたちの豊かな人間性の形成のために体験活動の機会を創出する必要があります。

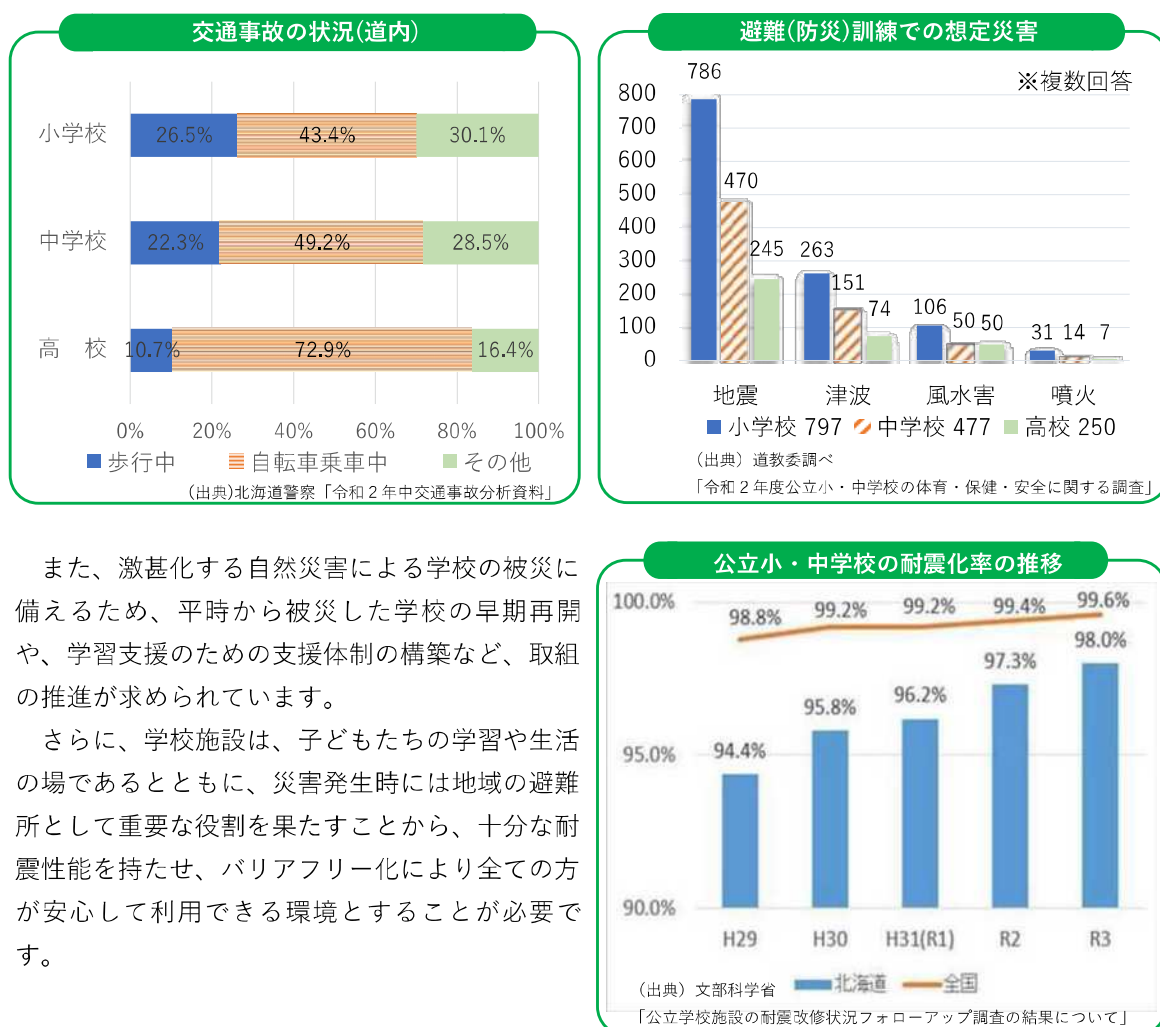


(15) 安全・安心な教育環境の状況

2011(平成 23)年の東日本大震災、2018(平成 30)年に本道で発生した胆振東部地震では、津波、土砂崩れ、大規模停電や断水など様々な災害が発生し、校舎の破損やグラウンドの地割れなど学校施設にも大きな影響を及ぼし、今後もこうした大規模な災害の発生が懸念されています。

また、全国では登下校中の児童生徒が交通事故に遭うなど、児童生徒の安全確保が重要な課題となっています。

本道では、地震や豪雨、大雪などの自然災害や、登下校時の交通事故、不審者による性被害などの様々な危険から、子どもたちの安全を確保するため、学校と市町村教育委員会、警察、防災関係部局などの関係機関との連携を一層強化するとともに、子どもたちが自ら身を守る危機対応能力を身に付けさせるため、幼児期から高校までを通して発達の段階に応じた防災教育や交通安全教育、防犯教育を一層推進することが必要です。



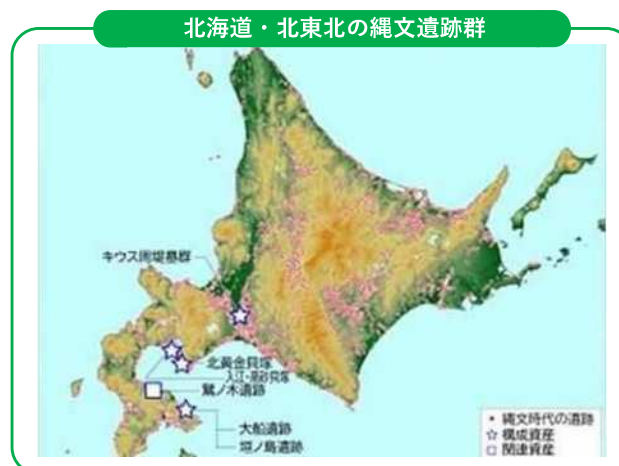
(16) 芸術文化活動の状況

本道では、地域の自然環境や歴史等に根ざした特色ある芸術作品が生み出され、各圏域の道立美術館等を中心に活発な芸術文化活動が展開されてきましたが、広域分散型の本道の特性により、美術館等を利用することが困難な地域があり、身近に親しめる機会の充実が必要となっています。



また、地域の歴史や文化、自然の特徴を示す有形・無形の貴重な文化財が多数存在し、これまで長きにわたって道民の共有財産として保存・伝承されてきましたが、近年、過疎化や少子・高齢化などにより、文化財の維持管理や継承する人材の育成が課題となっています。

こうしたことから、学校教育や生涯学習における芸術作品や文化財に身近に接する機会の充実や、世界文化遺産の「北海道・北東北の縄文遺跡群」をはじめとした身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域資源として「いかし」、将来に確実に引き継ぐなどの取組を通じて、全ての道民に潤いのある心豊かな生活をもたらすとともに、青少年の豊かな創造性や情操を育てていく必要があります。



【第3章】

北海道が目指す教育の基本理念

第3章 北海道が目指す教育の基本理念

基本理念

「自立」と「共生」は、2006(平成18)年10月に本道教育が進むべき方向の道標として策定した「北海道教育ビジョン」において基本理念として示され、これまでの教育計画においても、この理念の実現に向けて、様々な教育施策を総合的かつ計画的に進めてきました。本計画においてもこの理念を継承し、「自立」と「共生」を基本理念の柱とします。

その上で、人口減少社会や Society5.0 の到来、グローバル化の進展など、第2章に示した社会情勢の変化や様々な教育課題を踏まえ、本道の将来を担う子どもたちが、生まれ育った地域や環境、障がいの有無等に関わらず、夢と希望にあふれ健やかに成長できるよう、これからの北海道が目指す教育の基本理念を次のとおり掲げます。

自立

自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、
自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む

北海道の豊かな自然、独自の歴史や文化への理解を深めながら、社会の変化に対応し、生涯にわたって生き抜く力を身に付け、自立の精神にあふれ、自分の良さや可能性を見出し、夢や目標の実現に向けて挑戦しながら、北海道はもとより国内外で活躍する人を育みます。

共生

ふるさとへの誇りと愛着を持ち、
これからの社会に貢献し、共に支え合う人を育む

生まれ育ったふるさとへの誇りと愛着を持ち、よりよい社会の実現に貢献しようとする主体性と責任感、規範意識などの倫理観、人間尊重の精神や思いやりの心を持って、お互いを尊重し、共に支え合いながら、持続可能な地域づくりを支える人を学校・家庭・地域との連携の下、社会総掛かりで育みます。

教育活動の写真や
インフォメーションの掲載を検討

【第 4 章】

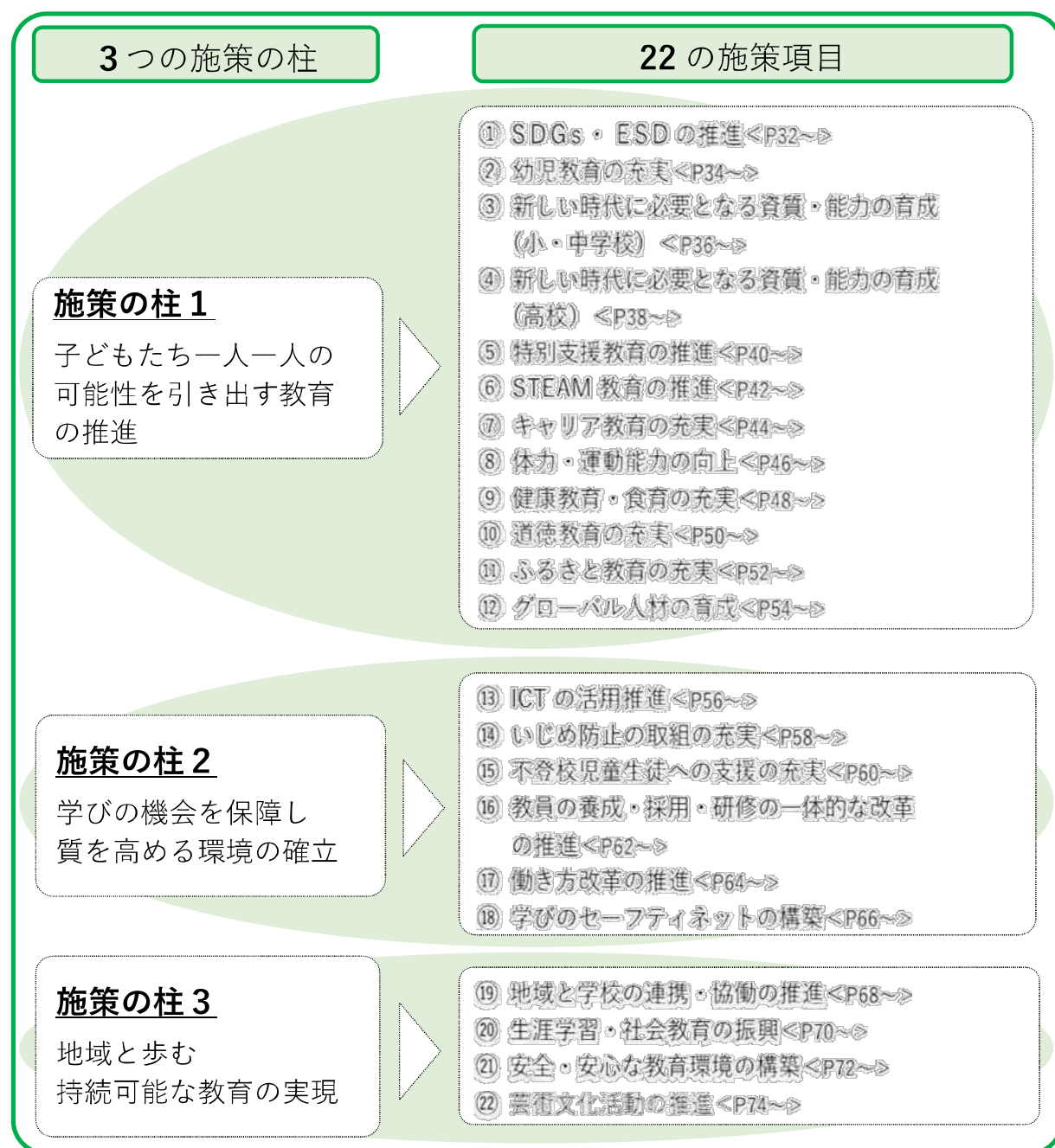
施 策

第4章 施策

1 施策の体系

北海道が目指す「自立」と「共生」の基本理念を実現するため、「可能性を引き出す教育」「質を高める環境」「地域と歩む教育」の3つを施策の柱に、22の施策項目を設定し、10年後を見据えた施策の方向性に向かって個別・具体的取組を推進することとしています。

2 体系図



3 ページ構成



施策項目1

SDGs・ESDの推進

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- SDGs*達成のため、子どもから大人まで全ての道民が、現代社会における地球規模の様々な課題を「自分事と捉え」て「解決に向けて考え」、「行動する力を身に付ける」とともに、「新たな価値観」や「行動変容」をもたらす ESD*を推進します。
- 環境教育、国際理解、気候変動などの個別分野を持続可能な開発の視点から統合した、分野横断的な教育を全ての学校で取り組み、未来像を予測して計画を立てる力や多面的・総合的に考える力、他者と協力する態度などを育成することを目指します。
- 学校と地域など多様な主体が連携した ESD の実践を通して、「北海道 SDGs 推進ビジョン*」に示された北海道のめざす姿の実現に繋がります。

主な取組

- **持続可能な社会の創り手を育む主体的・対話的で深い学びの実現**
 - ・ 地域の施設や人材等の教育資源を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ SDGs に係る研究などに取り組むスーパーサイエンスハイスクール*指定校の先進事例の普及・啓発
- **学び考え行動する環境教育の推進とゼロカーボン*実現に向けた環境整備**
 - ・ 持続可能な社会の構築に向けて、SDGs の視点に立った環境教育の推進
 - ・ 再生可能エネルギーの活用等による環境負荷の低減に資する教育施設への転換
- **多様性を尊重した共生社会の実現に向けた ESD の推進**
 - ・ 子どもたちの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育の展開
 - ・ SDGs の実現に向けて、異なる文化や習慣をもつ同年代の若者と意見交換を行うなど、高校における協働的な学びの実践
 - ・ 障がい者の生涯学習の推進への支援
- **包摂的かつ持続可能なイノベーションの推進に資する人材の育成**
 - ・ 産学官が一体となった教育課程の改善を図る職業人材育成システム*の強化
 - ・ 知事部局や関係機関との連携、ICT を活用した在宅就労など多様な働き方を視野に入れたキャリア教育や進路指導等の充実
- **地域と連携した ESD の推進**
 - ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とした、地域活性化に向けた取組への支援
 - ・ 世界文化遺産の保存・活用に対する道民の理解形成と意識高揚を図るための普及啓発の推進

関連する SDGs の目標



留学生とオンライン交流 【高校】

英語の授業で道内大学留学生とオールイングリッシュでオンライン交流し、国際理解の促進と英語学習意欲の向上を図る

- 生徒が外国の基本情報などをプレゼン
- 留学生が質問、生徒がその場で回答

地域合同防災訓練 【学校・地域】

地域（幼稚園、学校、町内会）と連携した避難訓練により災害時の高校生の役割を体験的に学ぶ

- 高校生が園児の避難誘導や避難所を設置
- 町内会員は避難所を疑似体験

こんな取組 も ESD! (事例紹介)

登山による自然体験活動 【青少年教育施設】

登山を通して自然や環境について学び、自分達にできる環境保全について考える

- 歩き方、登り方など登山に必要な知識の習得
- ゲーム形式で学ぶ環境教育

まちづくりミーティング 【高校】

総合的な探究の時間を活用して地域課題の解決策を考える

- 「地元の課題」がテーマ
- 外部講師(知事部局職員)による講義とグループ討議

【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
SDGs の視点に立った学習活動を展開し、地域や関係機関等と連携を図った体験活動を実施している小・中学校の割合		
SDGs・ESD に関する問題解決的な学習活動に取り組んでいる高校の割合		
今年度の学校経営方針に位置付けて、SDGs・ESD に関する問題解決的な学習活動に取り組んだ特別支援学校の割合		



担当課 HP

●SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)

2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

●ESD : Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育)

現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

●北海道 SDGs 推進ビジョン

2018 (平成 30) 年 12 月に北海道が策定。本道における SDGs 推進のため、理念や意義、「めざす姿」、課題と対応の方向などを、道内の多様な主体が互いに共有する基本的な指針。

●スーパーサイエンスハイスクール

高校等において、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究や、国際性を育むための取組の推進や、創造性、独創性を高める指導方法、教材の開発等の取組を実施。文部科学省が研究指定校を採択し、科学技術振興機構 (JST) が活動推進に必要な支援を実施。

●ゼロカーボン

温室効果ガス排出量と森林等による吸収量を同量とし、実質ゼロにすること。

●職業人材育成システム

第 4 次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション、6 次産業化等により、産業構造や仕事内容は急速に変化していることから、農業科や水産科などの専門高校において成長産業化を図る産業界と絶えず連動した職業人材を育成するシステム。

施策項目2

幼児教育の充実

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 全ての幼児教育施設において、研修や助言制度の活用が促進され、保育者の働きやすい環境づくりや、幼児の発達の特性や個々の課題に応じた質の高い教育の提供を実現します。
- 「教育の始まり」としての幼児教育の意義が社会的に共有され、全ての地域において、各教育主体が子どもを中心に組織的につながる幼児期からの学びの基盤を充実させます。
- 家庭や地域との連携の下、保護者が相互に交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援を受け、地域ぐるみで子どもを育てる体制を構築します。

主な取組

- **幼児教育施設等における組織としての取組の充実**
 - ・ 研修・助言制度や情報提供を通じ、全ての幼児教育施設で、幼稚園教育要領*等の趣旨を踏まえた教育活動の展開を促進
 - ・ 引継ぎや教育課程等の接続を通じ、幼児教育と小学校教育の連携・接続の一層の促進
 - ・ 研修や情報提供を通じた市町村や小学校における幼児教育や幼小連携・接続の意義の理解促進
- **保育者の資質・能力の向上**
 - ・ ICTの活用など研修機会の拡充を通じ、全ての保育者が受講しやすい研修の提供
 - ・ 幼児教育施設の多様なニーズに対応した質の高い研修の提供
 - ・ 多忙や早期離職傾向にある保育者等現場ニーズに対応した助言・相談機会の提供
- **家庭や地域における教育・保育の充実**
 - ・ SNSや健診の機会等を活用し、保護者へ多様な学習機会を提供
 - ・ 地域ぐるみで家庭の教育力の向上を図る取組を推進
 - ・ 保護者や幼児等に対し読書の楽しさや重要性について普及啓発を図る取組を推進
- **幼児教育の振興を支える体制づくりの推進**
 - ・ 幼児教育施設や小学校、市町村、家庭・地域、福祉等の関係機関が連携・協働し、子どもの育ちの課題解決につなげる体制の構築

関連する SDGs の目標



- ・オンデマンド教材の配信やオンライン協議など ICT を活用した研修の提供
- ・SNS を活用した多様な保護者への学習機会の提供
- ・幼児教育施設や市町村における課題解決に資する各種情報を HP で発信

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
域内の幼児教育施設の意見を踏まえて小学校入学後のスタートカリキュラムを編成している小学校の割合		
外部人材の意見を取り入れて、保育者の資質・能力の向上に取り組んでいる幼児教育施設の割合		
「北海道子ども読書応援団*」に登録している読書ボランティアが実施する読み聞かせの回数		
家庭教育サポート企業*が教育委員会等と連携して家庭教育支援(子育て環境づくり等)を行う市町村の割合		
域内の幼児教育施設と小学校等が、幼小連携・接続の方向性を協議する機会等を設定している市町村の割合		



担当課 HP

●幼稚園教育要領

幼稚園における教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を確保するため、幼稚園が編成する教育課程等の大綱基準として文部科学省が定めたもの。

●北海道子ども読書応援団

北海道の全ての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、社会全体でその推進を図ることを目的として、団体又は個人がボランティア登録し、読み聞かせなど子どもの読書活動を支援する取組などの総称。

●家庭教育サポート企業等制度

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度。

施策項目3

新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上に向けた教育活動の検証と改善に全ての教職員の参加によって組織的に取り組みます。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。
- ICT等を活用し、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- 規則正しい生活を送ることにより学習意欲の向上を図るため、子どもの望ましい生活習慣や学習習慣*の定着に向けた家庭・地域と連携した取組を促進します。

主な取組

- **教育課程の実施状況を評価してその改善を図る検証改善サイクルの充実**
 - ・ 各学校管理職のリーダーシップのもと展開される教育活動の検証と改善の充実
 - ・ 調査結果の分析に基づく研修会や指導主事*の指導助言等により、各学校が学力向上に向けた教育活動の検証と改善を組織的に実践
- **主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**
 - ・ 指導方法や指導体制の工夫等の指導助言による全教員の指導力の向上
 - ・ 教員向けの研修会や各種資料提供を行うなど、全ての教科等における言語活動の充実
- **ICT環境を適切に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実**
 - ・ 個々の興味・関心・意欲等を踏まえて、きめ細かく指導・支援することなど、1人1台端末を活用した学習活動の充実
 - ・ 探究的な学習や体験活動を通じて子ども同士や多様な他者と協働しながら行う学びの促進
- **家庭・地域と連携した望ましい生活習慣、学習習慣の定着**
 - ・ 資料の配付や研修会の開催による子どもの生活習慣に対する保護者等の意識の向上
 - ・ フォーラム開催など団体、企業等と連携した地域ぐるみの取組の促進
- **言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める読書活動の推進**
 - ・ 学校における読書習慣確立に向けた全校一斉読書等の取組の強化
 - ・ 市町村立図書館や公民館等の施設とボランティア等の連携による子どもの読書に親しむ機会の推進

関連する SDGs の目標



○ コミュニケーション能力や主体性を育む体験活動の充実

- ・ 道立青少年体験活動支援施設等を核とした学校・地域・公立青少年教育施設等との連携強化

Topics

【学校段階間の連携・接続の推進】

児童生徒の発達の段階に応じた系統的な教育活動の充実を図るため、学校段階間の接続を意識した教育課程の編成・実施や指導方法の工夫・改善を図るとともに、各学校間の連携を促進します。

- ・ 幼稚園、認定こども園及び保育所の意見を踏まえたスタートカリキュラムを編成する小学校の推進
- ・ 義務教育9年間を通じた教育課程作成及び普及するとともに、地域や学校に応じた支援の強化
- ・ 高校における、必要に応じた学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成するなど中高の連携の充実



- ・ クラウドを活用した情報共有ネットワークの構築による学校間の一層の交流
- ・ 各学校で実施するテストの CBT*化による1人1台端末を活用した学力向上に向けた取組の促進

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
「PDCAサイクルを確立していますか」という質問に対して、「よくしている」と回答した学校の割合		
「友達との話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりできていると思いますか」という質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合		
小・中学校の国語、算数・数学の平均正答率の整数値で全国以上の教科数		
学校の授業時間以外に、1日当たり「1時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合		
家や図書館で、普段、1日「10分以上」読書をする」と回答した児童生徒の割合		
学校図書館図書標準を達成している学校の割合		
近隣の小（中）学校と教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、「よく行った」と回答した学校の割合		
近隣の中学校と互いの教育活動について共通理解を図る場を設けている高校の割合		



担当課 HP

●子どもの望ましい生活習慣・学習習慣

子どもの望ましい生活習慣は、毎日同じ時間に寝起きすることや毎日朝食を食べていること、家族で決めたルールに従ってゲーム等の時間を守るなどの規則正しい生活習慣のこと。学習習慣は、家で自分で計画を立てて勉強をすることや、発達の段階に応じて学校の授業以外に十分な学習時間を設けて勉強することなど、定着して欲しい家庭における学習習慣のこと。

●指導主事

学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的教育職員。

●CBT：Computer Based Testing

試験における工程（問題の配付、回答の入力、答案の改修、採点・集計）を、全てコンピュータ上で行うこと。

施策項目 4

新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 生徒が自ら解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者と協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、新学習指導要領で育成を目指す資質・能力を確実に育成するため、教科等横断的な教育を実践します。
- 生徒一人一人に応じて、学習指導を行う「指導の個別化」及び学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する「学習の個性化」を通じて、生徒が「個別最適な学び*」を進めることができるようにするとともに、探究的な学習活動や体験活動などを通じて「協働的な学び*」の充実させる教育を実践します。
- 生徒が ICT や学校図書館を日常的に活用することにより自ら見通しを立てたり、学習の状況を把握した、新たな学習方法を見いだしたりするなどして、自ら学び直しや発展的な学習を行うことができるよう、ICT や学校図書館を効果的に活用する教育を実践します。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育を実践します。

主な取組

- 教科等横断的に資質・能力を育成する校内体制の構築
 - ・ 学校教育指導での協議、指導・助言を通じて、スクール・ミッション*に基づいて各学校が策定するスクール・ポリシー*に示された育成を目指す資質・能力を教科等横断的に育成する取組の推進
 - ・ 北海道高等学校教育課程研究協議会*等において先進的な取組や好事例の普及・啓発
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - ・ 生徒の可能性を引き出すために、ICT の活用や単元の指導計画の作成・充実を通して、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進
 - ・ 大学等と連携し、学習指導案検討会を行い、専門的な見地からの助言を踏まえた授業研究の推進、成果の普及・啓発
- ICT 環境を適切に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実
 - ・ ICT 機器を活用して情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、生徒一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供するなど、個に応じたきめ細かな学習指導の充実
 - ・ ICT 機器を活用して探究活動の取組の成果を共有するなど、遠隔地の専門家や他の学校・地域や海外との交流などの促進

関連する SDGs の目標



○ 読書活動の充実

- ・ 図書委員会を中心とした読書推進活動など、読書習慣確立に向けた生徒の主体的な取組や好事例の普及・啓発
- ・ 道立及び市町村立図書館との連携による読書環境の整備や、資料・情報サービスの提供による学習活動の充実



- ・ GIS*など、ビッグデータ*を活用して教科等横断的に資質・能力を育成
- ・ 遠隔地の専門家や他の学校・地域や海外との交流などを促進
- ・ 様々なソフトやアプリを活用した個に応じたきめ細かな学習指導の充実

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
学校が育成を目指す資質・能力を教科等横断的に育成する校内体制を構築していると回答した学校の割合		
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に取り組んでいると回答した学校の割合		
ICTを活用して自分に合った学習ができていると回答した高校1年生の割合		
一斉読書や書評合戦(ビブリオバトル)等読書を推進する取組を行っている学校の割合		
学校司書を配置していると回答した高校の割合		

担当課 HP



●個別最適な学び

生徒自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育むため、自らの特性や学習進度、学習到達度等に応じて教材や学習時間等を柔軟に設定して行う学びや、生徒の幼児期からの体験活動から得た自らの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなど、生徒自らの学習が最適となるように調整した学び。

●協働的な学び

生徒同士や地域の方々など、多様な他者を価値のある存在として尊重し、探究的な学習や体験活動などを通じて行われる学び。

●スクール・ミッション

各高校に期待される社会的役割。当該高校の役割や教育理念を、学校設置者が学校内外の関係者に対して分かりやすく示したもの。

●スクール・ポリシー

高校の入学選抜時から卒業時までの教育活動を「貫いた体系的なものにするために作成する3つの方針。卒業後を見据え、生徒に身に付けさせる資質・能力を示した「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」（グラデュエーション・ポリシー）、グラデュエーション・ポリシーを達成するための教育課程の編成・実施や学習評価を定める「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）、スクール・ミッションや他のポリシーを踏まえ、入学時に期待される生徒像を示した「入学者の受入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）。

●北海道高等学校教育課程研究協議会

各学校における教育課程の編成に伴う諸課題について研究協議を行い、高等学校教育の改善・充実を図ることを目的に、北海道教育委員会が毎年、公立高等学校の教務主任等を対象に開催している研究協議会。

●GIS

地理情報システム (GIS: Geographic Information System) のこと。地理情報システムとは、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

●ビッグデータ

国や地方公共団体が保有する公共情報や個人の移動・行動履歴など、個人の属性情報などを含む。

施策項目 5

特別支援教育の推進

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 共生社会の形成に向けて、幼・小・中・高校等においては、特別支援学校との連携により、子どもの障がいの状態等に応じた教育力を高めるとともに、特別支援学校においては、障がいの状態等に応じた指導や重複障がいのある子ども、医療的ケア*が必要な子どもへの指導の充実を図るほか、新たな時代に対応した専門教育・職業教育を推進するなど、連続性のある多様な学びの場の充実に努めます。
- 特別な支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、労働等との効果的な連携体制を構築し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の整備を推進します。
- 全ての教員が障がいの特性の理解のもと、一人一人の子どもの実態に応じた指導法などに関し専門性の向上に努めるとともに、障がいの状態や心身の発達の段階等を踏まえて、特別な支援を必要とする子どもが各教科等の学習の効果を高めたり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することができるよう ICT を活用した教育を推進します。

主な取組

- **小・中・高校等における障がいのある子どもの学びの場の充実**
 - ・ 共生社会の形成に向けた「交流及び共同学習」のさらなる充実
 - ・ 特別支援学級や通常学級等の多様な学びの場における一人一人の障がいの状態等に応じた指導や支援の充実
 - ・ 特別支援学校の専門性を生かした小・中・高校等への支援や実践的な研修による指導力の向上
- **特別支援学校における教育の充実**
 - ・ 学校間連携による専門性の高い情報の共有や ICT 活用等による多様化する幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実
 - ・ 知事部局や関係機関との連携や ICT を活用した在宅就労など多様な働き方を視野に入れたキャリア教育、進路指導等の充実
 - ・ 北海道の広域性や時代の変化に対応した特別支援学校の教育環境の体制整備
- **切れ目のない一貫した指導や支援の充実**
 - ・ 特別支援学校等との連携による市町村教育委員会に対するきめ細かな就学相談体制等の充実に向けた支援
 - ・ 個別的教育支援計画*を活用した教育、家庭、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携の促進
 - ・ 全ての学校における医療的ケア実施体制の整備の促進

関連する SDGs の目標



○ 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上

- ・ 全ての教員を対象とした障がいの特性等や特別支援教育に関する研修等による基礎的な知識に関する理解の促進
- ・ 特別支援学校教員に対する幅広い知識・技能の習得等による指導能力の育成
- ・ 学校内外の専門家や関係機関と連携した研修等による教職員の専門性の向上

○ ICT の活用等による教育の質の向上

- ・ 子どもたち一人一人の障がいの状態等に応じた ICT を活用した授業改善の推進
- ・ 最新技術やオンデマンド教材等の活用による訪問教育を受ける子どもへの効果的な学習の推進
- ・ 幅広い分野の専門家と連携した研修等による教員の ICT 活用スキルの向上
- ・ 地域と連携した読書に親しむ環境づくりの推進



- ・ ICT の活用による指導の充実及び教員の情報活用能力の向上
- ・ ICT を活用した学校間や関係機関との連携による情報共有
- ・ 児童生徒の自立や社会参加に向けた取組及び職業教育などへの ICT の活用

【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成している割合		
特別支援教育に関わる校内研修を毎年度実施している学校の割合		
特別支援学校高等部第3学年において、就職を希望する生徒の割合		
特別支援学校教員のうち、これまでに医療的ケアに関する基本研修を受講した教員の割合		
読書活動に関して地域と連携した取組を行っている特別支援学校の割合		



担当課 HP

●医療的ケア

学校や自宅などで日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まない。

●個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力を図り、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫した適切な指導と必要な支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画。

施策項目 6

STEAM 教育*の推進

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 小学校、中学校での各教科等や「総合的な学習の時間」における教科等横断的な学習や探究的な学習、プログラミング教育*などの充実を図ります。
- 高校において、「総合的な探究の時間」や「課題研究*」、「理数探究*」などを中心に、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科等横断的な教育を実践します。
- 高校において、地域や高等教育機関、行政機関、民間企業との連携・協働の下、生徒や地域の実態を踏まえた探究的な学習を取り入れた教育を実践します。

主な取組

- **各教科等や「総合的な学習の時間」における教科等横断的な学習や探究的な学習等の実践（義務教育）**
 - ・ 教科等横断的な視点に立ったカリキュラム・マネジメントの推進
 - ・ 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、整理や分析を行い、まとめたり表現したりするなどの学習活動の推進
 - ・ 小学校において、情報手段の基礎的な操作の習得及びプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動の充実
 - ・ 教科等横断的な学びに関する指導方法や評価方法等に関する教員研修の推進
- **「総合的な探究の時間」や「課題研究」、「理数探究」等の改善・充実（高等学校教育）**
 - ・ IT・データサイエンスに関する講師を派遣したり、大学等と連携した授業研究を通じて各教科の授業改善を推進したりするなどの各種プロジェクトを通じた、各学校における、実社会での問題発見や解決につなげる教科等横断的な取組の推進や、探究のプロセスを踏まえた学習活動の一層の充実
 - ・ 地域や高等教育機関、行政機関、民間企業と連携・協働した探究的な学習の推進
 - ・ SDGs に係る研究などに取り組むスーパーサイエンスハイスクール*指定校の先進事例の普及・啓発
 - ・ 実社会での問題発見・解決につながる教科等横断的な学びに関する指導方法や評価方法等に関する教員研修の推進
- **ICT 環境を適切に活用した授業改善の推進**
 - ・ デジタル教材等、各教科等における ICT を効果的に活用した授業改善の取組の推進
 - ・ 教科等横断的な探究的な学習において、観察・実験を記録した映像やプレゼンテーションソフトを活用するなど、ICT の効果的な活用の促進

関連する SDGs の目標



○ 理科、算数・数学教育の充実

- ・ 探究のプロセスを取り入れた高校理科、数学の授業改善の推進
- ・ 習得・活用・探究という学びの過程を重視した理科、算数、数学科の授業改善の推進
- ・ 道立教育研究所における研究及び成果の普及や、移動理科教室*における、直接指導による学習機会の促進



- ・ 統計ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用し、「総合的な探究の時間」や「課題研究」、「理数探究」等の改善・充実
- ・ ICT 環境を適切に活用した授業改善の推進
- ・ 様々なソフトやアプリを活用した理科、算数・数学教育の充実

【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
「探究の学習過程の指導方法の改善をしたか」という質問に対して「よく行った」と回答した小・中学校の割合		
実社会での問題発見や解決につながる教科等横断的な取組をしていると回答した高校の割合		
地域や大学等、行政機関、民間企業等と連携・協働した探究的な学習を取り入れていると回答した高校の割合		
高校入学前に比べ、「実社会・実生活における問題を解決するようになった」と答えた高校1年生の割合		



担当課 HP

●STEAM 教育

各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育。Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics の頭文字を表したもの。

●プログラミング教育

コンピュータを適切、効果的に活用するため、コンピュータに命令を与え動作させる必要があることから、コンピュータを理解し上手に活用していく力を身に付けるための教育。

●課題研究

生徒が主体的に設定した課題について知識・技能の深化・総合化を図る学習や自己の在り方生き方や進路について考察する学習。

●理数探究

平成 21 年告示の学習指導要領の数学科における「数学活用」、理科における「理科課題研究」及び専門教科「理数」における「課題研究」の内容を踏まえ、平成 30 年告示の学習指導要領で新設された共通教科「理数」において設定された科目。個人又はグループで課題を設定して主体的に探究を行い、その成果などをまとめて発表する教育活動などを実施。

●スーパーサイエンスハイスクール

高校等において、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続の在り方について大学との共同研究や、国際性を育むための取組の推進や、創造性、独創性を高める指導方法、教材の開発等の取組を実施。文部科学省が研究指定校を採択し、科学技術振興機構（JST）が活動推進に必要な支援を実施。

●移動理科教室

児童生徒に先端科学や理科の実験・観察等を直接体験させ、自然科学に対する関心を高め、科学的な素養の育成を図るため、科学設備展示自動車（サイエンスカー）で、全道の小・中学校等を巡回する取組。

施策項目 7

キャリア教育の充実

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 社会的・職業的自立に向け、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポート*を活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を実践します。
- 進学希望者が多い普通科高校等においても勤労観・職業観を育成するため、大学・大学院での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学や研究施設等の専門機関におけるアカデミック・インターンシップ*を推進するなど、計画的な就業体験を促すキャリア教育を実践します。
- 産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けた人材を育成するため、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、地域と学校が一体となった教育課程の改善・充実を図りながら、持続的な成長を促す産業教育を実践します。
- 高校においては、進路目標が定まらないまま卒業する生徒が存在することや、就職後3年以内に離職する割合が全国に比べて高い状況にあることから、キャリアプランニングスーパーバイザー*による学校支援を行うなど、生徒の自己肯定感を高め、職業意識を向上させるための就職指導の改善・充実を図ります。

主な取組

- **キャリア・パスポート等を活用したキャリア教育の推進**
 - ・ 家庭・地域などと一体となって学校の教育活動全体を通じた組織的かつ計画的な進路指導の強化
 - ・ 主体的に進路選択ができるよう、小・中・高校におけるキャリア・パスポート等の活用の促進
 - ・ 児童生徒が自身の変容や成長を自己評価する学習活動を促進
- **就業体験活動（インターンシップ）の充実**
 - ・ 勤労観・職業観を育成する就業体験活動等の体系的な指導の強化
 - ・ 進学希望者が多い普通科高校に、アカデミック・インターンシップを含む就業体験活動の推進
 - ・ 大学卒業前提となる資格を要する職業にも拡大した就業体験活動の推進
- **地域や産業界と高校が一体となった社会に開かれた教育課程*の推進**
 - ・ 産学官が一体となった教育課程の改善を図る職業人材育成システム*の強化
 - ・ 産業界等と連携し、学びの場を学校外に確保した職業教育の推進
 - ・ デジタル化に対応した最先端の知識や技術を習得する実践的な職業教育の充実

関連する SDGs の目標



○ 職業意識の向上などに取り組むキャリアプランニングスーパーバイザーによる学校支援の充実

- ・ 指定事業等の成果の普及を通し、進路指導担当教員の資質向上の強化
- ・ 社会的・職業的自立を促し、社会や職業への円滑な移行に向けた就職指導の推進
- ・ 早期離職の改善など、高校生を取り巻く様々な就職問題に対応した指導の充実



- ・ web ページによるキャリア・パスポートの目的や好事例など情報発信の強化
- ・ 事前・事後学習にオンラインなどの ICT を活用した就業体験活動の充実
- ・ 地域や産業界と一体となったデジタル化に対応した職業教育の充実
- ・ オンラインを活用したキャリアプランニングスーパーバイザー研修の強化

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
「将来の夢や目標を持っている」の設問に、「(どちらかといえば) 当てはまる」と回答した児童生徒の割合		
卒業までにインターンシップなどの体験的な学習活動を経験した高校生の割合		
卒業時に、進学や就職などの進路希望を設定できない高校の生徒数		



担当課 HP

●キャリア・パスポート

児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の（在り方）生き方を考えたりする活動を記録し蓄積する教材。

●アカデミック・インターンシップ

大学、裁判所、研究施設等の専門機関における就業体験活動（インターンシップ）。

●キャリアプランニングスーパーバイザー

各教育局に配置され、生徒の職業意識の向上や、各学校に対し就職情報の提供などの就職対策を行う進路相談員。

●社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むこと。

●職業人材育成システム

第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション、6次産業化等により、産業構造や仕事内容は急速に変化していることから、農業科や水産科などの専門高校において成長産業化を図る産業界と絶えず連動した職業人材を育成するシステム。

施策項目 8

体力・運動能力の向上

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向け、全ての子どもたちが発達段階に応じた体力・運動能力の向上に向けた個人目標をもち、自己の能力や適性、興味・関心に応じて、いつでもどこでも仲間等と気軽に楽しく運動に参加することができる機会を提供することを通して、運動習慣の定着を図ります。
- 全ての学校において、ICT を効果的に活用した体育・保健体育の授業を展開し、知識及び技能の確実な定着や、自己や仲間の課題を発見・解決するための思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、子どもたち同士が協働的に関わる中で楽しさや達成感を感じ、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を育成することができる体育・保健体育授業を実践します。
- 全ての地域において、学校や地域の実態を踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった子どもたちの運動機会の充実を図る取組を展開します。

主な取組

- **運動機会の提供等による運動習慣の定着**
 - ・ 新体力テスト*の活用による自己の体力の現状を踏まえた体力向上の目標設定の推進
 - ・ なわとびやリズム運動、北海道らしい冬季スポーツなど、運動の機会の提供による運動習慣定着の推進
 - ・ PTA 等と連携した運動習慣をはじめとする望ましい生活習慣の定着に向けた学習機会や情報提供の推進
 - ・ 運動習慣の定着に向けたリーフレット等による情報発信
- **各学校の体力・運動能力の課題や子どもの実態を踏まえた体力向上の取組の充実**
 - ・ オール北海道による運動機会の創出に向けた「どさん子元気アップチャレンジ」の継続的な実施
 - ・ 学校や家庭、地域等、どこでも誰でも手軽に行うことができるリズム運動動画の積極的な活用
 - ・ 各学校における子どもたちの体力の現状及び学校や地域の特色を活かした「一校一実践」の推進
 - ・ 総合型地域スポーツクラブや大学等と連携した運動環境の整備や運動部活動の充実
- **運動やスポーツをすることが好きな子どもたちの育成を目指した体育・保健体育授業の改善・充実**
 - ・ 自他の課題を発見・解決したり、自己変容を確認したりするための協働的な学びの充実や ICT の効果的な活用の推進
 - ・ 運動に対する意欲や挑戦心、自己肯定感の育成に向けた子どもたちの良さや伸びを認めるきめ細かな指導の充実
 - ・ 体育科・保健体育科教員を対象にした教科指導力の向上に向けた研修会の充実
 - ・ 体育専科教員等の授業実践事例集の普及啓発による好事例の発信

関連する SDGs の目標



○ 学校、家庭、地域、関係機関と連携・協働した運動機会の創出

- ・ 地域の関係機関・団体と連携を図った体力向上のための強調月間の設定及びイベント参加の奨励
- ・ リズム運動動画コンテストの実施など、充実した運動機会を提供するためのプロスポーツ団体等との連携強化
- ・ 道立青少年体験活動支援施設ネイバル等と連携した本道の自然を活かした体験活動の推進



- ・ ICT を活用したリズム運動動画の配信などによる運動機会の提供
- ・ 体育教員を対象としたオンラインによる研修会の充実
- ・ ホームページや SNS 等を活用した体力向上に向けた取組の好事例の普及啓発

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の北海道の小学校5年生、中学校2年生の値		
体育授業以外で1週間に総運動時間が60分以上と回答した小学校5年生、中学校2年生の割合		
体力や運動能力の向上に係る具体的な数値目標を立てていると回答した小学校、中学校の割合		
体育授業で授業中に ICT を活用していると回答した小学校、中学校の割合		



担当課 HP

●新体力テスト

握力・上体起こし・長座体前屈・反復横とび・20m シャトルラン（中学校は20m シャトルランと持久走との選択）・50m 走・立ち幅とび・ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ）の8項目を実施し、それぞれの項目の記録に応じた得点の合計点を体力合計点とし、自己の体力・運動能力の現状を把握するためのテスト。

施策項目 9

健康教育・食育の充実

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 健康教育・食育の充実に向けた PDCA サイクルへの支援、ICT を活用した個に応じた指導の推進、実践研究及び好事例の発信などを通じて、望ましい生活習慣・食習慣の定着など、生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー*等）の育成を図ります。
- 健康教育・食育が一体となった研修会の開催や指導助言体制の改善、リーダー育成システム*の構築を通じて、中核的な役割を果たす養護教諭・栄養教諭の指導力の向上を図ります。
- 専門家等と連携した学校保健委員会*の活性化、ICT を活用した家庭・地域との連携強化、子どもの体験や学校給食等を活用した持続可能な食を支える食育を通じて、学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの健康づくりの充実を図ります。

主な取組

- **健康・安全・食に関する資質・能力（健康リテラシー等）の育成**
 - ・ 健康や食に関わる実態調査などのエビデンスに基づく「学校保健計画」及び「食に関する指導の全体計画」の作成及び PDCA サイクル実施に向けた支援
 - ・ 子どもたちが他者と協働し、主体的に課題解決に取り組むための ICT を活用した効果的な指導の推進
 - ・ 望ましい生活習慣・食習慣の定着や心の健康をテーマとした実践研究及び好事例の発信
- **健康教育・食育推進の中核的な役割を果たす養護教諭・栄養教諭の指導力の向上**
 - ・ 健康教育・食育が一体となった研修会の開催や学校等への指導助言体制の改善
 - ・ 健康リテラシー等を育成する授業実践及び個別指導への支援
 - ・ 各地域における養護教諭・栄養教諭のリーダー育成システムの構築
- **学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの健康づくりの充実**
 - ・ 学校医や保健師等の専門家や保護者の代表などの参加による学校保健委員会の活性化
 - ・ ICT を活用した情報発信及び双方向性を活かした家庭・地域との連携強化
 - ・ クリーン農産物・有機農産物を含む地場産物を使用した安全・安心な学校給食、子どもの食に関する体験等を通じた、食品ロスの削減及び食文化の伝承等の持続可能な食を支える食育の推進

関連する SDGs の目標



- ・ 自他の健康課題の発見や解決に向けた取組による自己変容を確認するための ICT の効果的な活用の推進
- ・ ICT の双方向性を活かした家庭、地域への情報発信や取組状況の把握など効果的な活用の推進

【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
「朝食を毎日食べている」と回答した小学校 6 年生、中学校 3 年生の割合		
健康教育に係る研修会に参加した学校の割合		
学校保健委員会に学校外の委員が出席した学校の割合		
地場産物の使用率（安全な学校給食の提供）		
栄養教諭による食に関する指導の平均取組回数		



担当課 HP

●健康リテラシー

健康に関する情報を入手し、理解し、評価して活用するための能力。

●リーダー育成システム

広域分散型の本道において、ブロック等各地域のリーダーとして健康教育を推進する養護教諭・栄養教諭のリーダーを指定し、実践研究やその成果の普及及び初任養護教諭等の指導等を行う取組。

●学校保健委員会

学校保健の関係者（管理職、養護教諭、栄養教諭等学校保健担当教職員、学校三師、保護者・児童生徒代表、地域の保健関係機関の代表等）で、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。

施策項目 10

道徳教育の充実

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 全ての学校において、幼児期の教育から高校まで、全ての学校段階における教育活動全体を通じて、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育を推進します。
- 学校における道徳教育について、保護者や地域の人々と共通理解を図り、相互の連携に向けた取組を推進します。
- 人権に関する正しい知識を深め、自他を尊重する態度を育成する人権教育の取組を推進します。

主な取組

- **学校の教育活動全体を通じた組織的・計画的な道徳教育の推進**
 - ・ 校長の方針の下、全教職員が協力した道徳教育の推進体制の確立
 - ・ 道徳科を要とした道徳教育におけるカリキュラム・マネジメント*の充実
 - ・ 子ども一人一人のよい点や可能性、成長の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できる評価の充実
- **道徳科の授業改善の取組の推進**
 - ・ 自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方についての考えを深めるなど、道徳科の特質を踏まえた指導方法や評価方法の工夫・改善に向けた校内研修の充実
 - ・ 本道にゆかりのある先人などを題材とした道徳教育に関する教材等の効果的な活用
- **家庭や地域社会との連携による指導の充実**
 - ・ 保護者や地域の理解と協力を得るための積極的な授業公開等の促進
 - ・ 外部人材の協力を得た授業の支援
 - ・ コミュニティ・スクール*などを活用した学校運営協議会における協議の充実
- **組織的・計画的な人権教育の推進**
 - ・ 子どもたちの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育の展開
 - ・ 指導者研修会等による教員の指導力向上
 - ・ 地域でのフォーラム開催など、人権に対する意識醸成

関連する SDGs の目標



- ・ ICT を効果的に活用した道徳科の授業改善への支援
- ・ 学校のホームページなど ICT を活用した家庭・地域社会への周知
- ・ 道徳教育に関する教材・実践事例等を掲載した web ページの充実

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
自分には、よいところがあると思うと回答した児童生徒の割合		
道徳の授業では、自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいると回答した児童生徒の割合		
道徳科の保護者や地域への授業公開を全学年で行っている学校の割合		
研究授業等の実践を通じて、道徳科の授業改善についての理解を深める校内研修を行っている学校の割合		



担当課 HP

●カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

●コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べることのできる制度。

施策項目 11

ふるさと教育の充実

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 全ての学校において、身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等について理解を深める学習活動を通して、子どもたちが身近な地域の魅力や課題などを知り、地域の構成員の一人としての意識やふるさと北海道に対する愛着や誇りを育むとともに、本道の未来を切り拓き、地域の将来を担う人材を育てる教育を推進します。
- 地域の施設や人材等を効果的に活用した体験的な学習や探究的な活動などを通して、身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等やアイヌの人たちの歴史・文化等、北方領土、縄文遺跡群等について理解を深める教育を推進します。
- 本道の自然や歴史・文化・観光産業等の教育資源を効果的に活用した指導など、ふるさと教育の充実に資する教員研修を推進します。

主な取組

- **地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等について理解を深める教育活動の推進**
 - ・ 地域の施設や人材等の教育資源を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ 炭鉄港*等の観光資源を活用した実践事例等の提供
 - ・ 「北海道みんなの日*条例」の趣旨を踏まえた教育活動の促進
- **アイヌの人たちの歴史・文化等に関する教育の充実**
 - ・ 施設や人材、動画教材等を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ 理解を深める指導資料、実践事例等の提供
 - ・ 小・中学校におけるアイヌ教育相談員*の講話等による学習指導の充実に向けた支援
- **北方領土に関する教育の充実**
 - ・ 施設や人材、動画教材等を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ 正しい理解を促進する指導資料、実践事例等の提供
 - ・ 知事部局と連携した児童生徒の領土問題への関心を高めるための各種取組の支援
- **北海道・北東北の縄文遺跡群*をはじめとした世界遺産等に関する教育の充実**
 - ・ 施設や人材、動画教材等を活用した体験的な学習活動の促進
 - ・ 理解を深める指導資料、実践事例等の提供
 - ・ 知事部局と連携した児童生徒の世界遺産等への関心を高めるための各種取組の支援

関連する SDGs の目標



○ ふるさと教育の充実に資する教員研修の充実

- ・ 教員や指導主事*等を対象とした研修の実施
- ・ 地域の自然や歴史・文化・観光産業等の教育資源を活用した指導計画や、実践事例の作成・普及
- ・ アイヌ教育相談員の派遣による教員研修の充実
- ・ ICT 活用などによる、ふるさと教育を推進する学校間交流の促進



- ・ ICT 機器やインターネット、動画教材等を効果的に活用した授業改善の推進
- ・ オンラインを活用した、ふるさと教育の充実に資する教員研修の充実
- ・ ふるさと教育に関する教育プログラムや実践事例を掲載した Web ページの充実

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
地域の自然・文化・歴史等に関する学習において、施設や人材を活用した体験学習を行っている学校の割合		
アイヌの人たちの歴史・文化等の学習において、施設や人材等を活用した体験学習を行っている学校の割合		
北方領土に関する学習において、施設や人材・動画教材等を活用した体験学習を行っている学校の割合		



担当課 HP

●炭鉄港

近代北海道を築く基となった三都（空知・室蘭・小樽）を、石炭・鉄鋼・港湾・鉄道というテーマで結ぶことにより、人と知識の新たな動きを作り出そうとする取組として、2019（令和元）年5月20日に日本遺産に認定。

●北海道みんなの日

7月17日を、北海道の歴史や文化、豊かな自然や風土など、北海道の価値を見つめ直し、誇りに思う心を育み、より豊かな北海道を築き上げることを期する日として、2017（平成29）年に北海道が制定。

●アイヌ教育相談員

教員や小・中学生等を対象とした講話や出前授業の実施、教員の研修会等で活用する資料等の作成など、小・中学校等のアイヌの人たちの歴史・文化等に関する学習を支援する職員。

●北海道・北東北の縄文遺跡群

2021年7月、ユネスコの世界文化遺産として登録された北海道及び青森・岩手・秋田県に所在する17か所の縄文遺跡群（うち道内に6か所）。

●指導主事

学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的教育職員。

施策項目 12

グローバル人材の育成

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 北海道に求められるグローバル人材像*を踏まえ、多くの高校生が海外へ羽ばたけるよう、グローバル人材育成の機運を醸成しながら、留学を目指す生徒の増加及び留学の促進に向けて、留学の受入先の確保など、総合的な支援を促進します。
- 小学校段階から系統的な英語教育を進め、高校卒業段階において、日常的なコミュニケーションができる程度の英語力を育成する取組を実践するとともに、英語以外の外国語を学ぶ生徒を支援する取組を推進します。
- 多文化共生社会の実現に向けて、全ての学校において国際理解教育を充実させるとともに、異文化交流や多様な価値観に触れる機会を創出するなど、生徒が道内大学の留学生や地域の外国人等と交流する取組を促進します。
- 積極的な ICT の活用により、本道の児童生徒が海外の子どもたちとオンラインでつながる機会を創出し、SDGs 達成への鍵である持続可能な開発のための教育（ESD*）における協働的な学びを充実させ、必要な能力・態度を育成する取組を推進します。

主な取組

- 留学機運の醸成及び高校生による海外留学の促進
 - ・ 留学経費の支援の充実を図るため、ふるさと納税の PR を通した留学を支える機運の醸成
 - ・ 留学経験のある高校生をロールモデルとした事業の実施など、グローバル人材育成の好循環の実現
 - ・ 海外の教育行政機関との教育分野における提携の推進や提携した国・地域との信頼関係の強化
 - ・ 交換留学プログラムの提供や留学事例の紹介等、留学支援に係る取組の促進
- 外国語教育の充実
 - ・ 小・中学校における目的や場面、子どもたちの興味・関心に応じた英語によるコミュニケーションを図る授業、高校等における言語活動の充実やパフォーマンステストの実施など、4 技能 5 領域*のバランスの取れた英語力の育成に向けた授業改善の推進
 - ・ 学校種間が連携した研修の実施など、小・中学校、高校の系統的な英語教育の指導体制の充実
 - ・ 「CAN-DO リスト*」の生徒・保護者との共有や学習到達目標の達成状況の把握による指導や評価の改善・充実
- 異文化交流や多様な価値観に触れる機会の創出
 - ・ 外国語を母国語とする ALT(外国語指導助手)や地域の外国人材等を活用した、他国の文化や考え方を理解する取組の推進
 - ・ 道内大学に在籍する留学生を派遣するなど道立高校における異文化交流などの機会を充実

関連する SDGs の目標



○ ICT を活用したオンライン交流の推進

- ・ 発声ややり取りのモデルを示したり、遠隔地の子どもたちと英語で交流したりするなど、小・中学校における 1 人 1 台端末の効果的な活用による指導の効率化や言語活動の充実
- ・ 交流相手校との時差を踏まえた同時双方向型での交流やメッセージ動画の交換など、高校段階における海外の高校生等とのオンライン交流の推進
- ・ SDGs の実現に向けて、異なる文化や習慣をもつ同年代の若者と意見交換を行うなど、高校における協働的な学びの実践



- ・ ICT 機器やインターネットを活用した授業改善の推進
- ・ 高校段階における海外高校生等とのオンライン交流の推進
- ・ 対面での交換留学を疑似体験できるオンライン交換留学の実施

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
道内の公立高校等における長期（3 ヶ月以上）及び短期（3 ヶ月未満）の留学者の割合		
中学校卒業段階で英検 3 級以上を取得又は英検 3 級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合		
高校卒業段階で英検準 2 級以上を取得又は英検準 2 級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合		
「CAN-DO リスト」の学習到達目標の達成状況を把握している中学校・高校の割合		



担当課 HP

●北海道に求められるグローバル人材像

北海道への誇りと異なる文化への寛容を身に付け、国際社会に貢献する高い志と広い視野を持って、地域や世界の課題解決に向けて主体的に取り組もうとする意思を持つ人材。（平成 28 年 9 月北海道「北海道におけるグローバル人材の育成に向けて」）

●ESD：Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）

現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

●4 技能 5 領域

英語教育における「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り]」「話すこと[発表]」「書くこと」の技能及び領域。

●CAN-DO リスト

英語を使って実際にどのようなことができるようになるのか、その能力を記述したリスト。

施策項目 13

ICT の活用推進

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 学習指導要領において、「学習の基盤となる資質・能力」の一つに位置付けられた情報活用能力の育成に向けて、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、各学校におけるカリキュラム・マネジメント*の充実を図ります。
- 各教員が教科等の指導において効果的に ICT を活用し、学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、協働的な学びと個別最適な学びを一体的に充実した授業に関する指導助言や必要となる研修を実施するなどして、教員の ICT 活用指導力の向上を図ります。
- 各学校が、校長のリーダーシップの下、組織的に ICT 活用を展開できるよう、校内における推進体制や教育課程における ICT 活用の位置付け、計画的な研修計画などについて明らかにし、学校が一体となった取組の充実を図ります。
- GIGA スクール構想*によって整備された ICT 環境が適切に維持・管理されるよう、自校における ICT 環境整備の方針を明確にするとともに、児童生徒が家庭等のあらゆる場所において端末を有効に活用して学ぶことができるよう、関係者と緊密に連携して、学校外においても端末を安全・安心に利用することができる環境を整え、学校での対面授業とオンライン学習のハイブリッド型の学びのサイクルの構築に取り組みます。

主な取組

- **児童生徒の情報活用能力の育成に資する実践の普及・啓発**
 - ・ 各学校における取組の参考となる資料の作成
 - ・ 学校における先進事例を収集し各学校に普及
 - ・ 児童生徒や教職員、保護者を対象とした情報モラルに関する指導資料を作成・周知し情報モラル教育を充実
- **教員の ICT の効果的な活用に向けた取組の充実**
 - ・ ICT の活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実
 - ・ 今日的に求められる ICT 活用を踏まえ、各地域や学校における、子どもの発達段階等の状況に応じた ICT 活用研修の充実
 - ・ 効率的な研修の実施に向け、校内研修等で活用できる動画等の研修資料の提供
 - ・ 遠隔地との交流や国際交流等の ICT を活用した体験活動の充実

関連する SDGs の目標



- **情報通信技術支援員（ICT 支援員）*等外部人材による教員の ICT 活用の支援**
 - ・それぞれの地域での外部人材の確保や ICT の活用を支援できる学校職員の育成に向けた、ICT 活用研修の実施
 - ・外部人材によるサポートの充実に yönelik、校内のマネジメントの促進
- **感染症や災害発生時などにおける教育活動の継続に向けた支援**
 - ・非常時における ICT を活用した学びの保障に係る好事例の収集と発信
 - ・通信環境が整っていない家庭に対するルーターの貸与など、非常時における家庭での ICT を活用した学びを支援
- **学習者用デジタル教科書の効果的な活用**
 - ・道内におけるデジタル教科書を用いた好事例の収集と発信をし、デジタル教科書の活用を促進

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
小学校第 6 学年、中学校第 3 学年の児童生徒一人一人に配備された ICT 機器を活用した授業が「ほぼ毎日」行われた学校の割合		
「授業に ICT を活用して指導する能力」について「できる」「ややできる」教員の割合		
「情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」について「できる」「ややできる」教員の割合		



担当課 HP

●カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

●GIGA スクール構想

令和元年 12 月に閣議決定。「1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する」ことや「これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」とされたもの。

令和 3 年 4 月から学校における 1 人 1 台端末環境下での新しい学びがスタート。

●情報通信技術支援員（ICT 支援員）

教職員の日常的な ICT を活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援などに従事し、学校教育法施行規則第 65 条の 5 に規定される職員。

施策項目 14

いじめ防止の取組の充実

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 学校、家庭、地域、行政の連携を一層強め、いじめの早期発見・早期対応に向けた生徒指導体制の充実を図り、子どもたちがいじめの被害者にも加害者にもなることがなく、安心して過ごせる居場所づくりを、全ての学校で推進します。
- 全ての子どもたちが、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、望ましい人間関係を構築するなど、子どもの健やかな成長を促す生徒指導を展開し、子どもが主体的に取り組むいじめの未然防止に向けた取組の充実を図ります。
- いじめ被害や「死にたい」などの子どもの不安や悩みを早い段階から把握し、学校・家庭が協力して対応できるよう、学校でのスクールカウンセラー等との連携による教育相談や、24 時間対応の電話、メール、SNS を活用した相談窓口の活用促進など、相談体制の充実を図ります。
- ネット上のいじめやトラブルの防止、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別、誹謗中傷等の防止に向けた取組を徹底します。障がいや性自認など配慮を要する子どもへのきめ細かな支援の充実を図ります。

主な取組

- **いじめの未然防止の促進**
 - ・ 児童会や生徒会活動での主体的ないじめ防止に取り組む活動の推進
 - ・ 自己有用感や社会性を高めるソーシャルスキルトレーニング*やピア・サポート*、アサーショントレーニング*など教育心理プログラムの推進
 - ・ 道徳科を要とした学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
 - ・ 児童生徒のコミュニケーションスキルを測定するアセスメントツール「ほっと」など、客観的データを活用した児童生徒理解の充実
 - ・ 不安や悩みを抱えたときの対処方法を学ぶ「SOS の出し方に関する教育*」を含む自殺予防教育の推進
- **いじめの早期発見・早期対応に向けた生徒指導体制の充実**
 - ・ 児童生徒間の「からかい」や「嫌がらせ」なども含め、いじめを積極的に認知し、その解決に向けた学校いじめ対策組織による早期発見・早期対応の徹底
 - ・ 北海道いじめ問題対策連絡協議会等によるいじめ問題への実効性のある取組の推進に向けた学校、家庭、地域、関係機関の連携強化
 - ・ 教職員とスクールカウンセラー、弁護士等の専門家との連携強化によるいじめ対策組織の強化
 - ・ いじめ対応に係る学校と教育委員会の責務への理解深化を図る教員研修の充実

関連する SDGs の目標



○ 教育相談体制の充実

- ・ 学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣の拡充
- ・ 「子ども相談支援センター」での 24 時間対応の電話・メール相談、SNS を活用した相談窓口の利用促進
- ・ 1 人 1 台端末を活用した児童生徒の不安や悩みを早期に把握する相談窓口の利用促進

○ 社会の変化に応じたいじめ問題への対応、差別・偏見、誹謗中傷等の防止

- ・ ネットパトロールによるネット上のトラブルの早期発見、早期対応、ネットモラルを含めた情報モラル教育の充実
- ・ 感染症等への正しい知識や差別・偏見等の防止に向けた指導の徹底と家庭、地域への啓発の充実
- ・ 障がいや性自認など配慮を要する子どもへの支援について理解深化を図る教員研修の充実



- ・ ICT を利用したアセスメントツールの活用による児童生徒理解
- ・ SNS など ICT を活用した相談窓口の利用促進
- ・ ネットパトロールによる早期発見、早期対応

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合		
「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合		
いじめ防止に向け、スクールカウンセラーや弁護士等の専門家を交えて研修を行っている学校の割合		
1 人 1 台端末を活用した児童生徒の不安や悩みを早期に把握する相談窓口を導入している学校の割合		
望ましい人間関係の構築に向けたソーシャルスキルトレーニングを導入している学校の割合		
関係機関と連携したネットの不適切な利用の未然防止等に関する防犯教室を実施している学校の割合		



担当課 HP

●ソーシャルスキルトレーニング

友人関係を円滑に進め、維持していくための能力（ソーシャルスキル）を高めるため、児童生徒が仲間との適切なやりとりを学ぶ学習活動。

●ピア・サポート

児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るための活動。

●アサーショントレーニング

他者との関わりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指す主張訓練活動。

●SOSの出し方に関する教育

子どもが不安や悩みを抱え、危機に直面したとき、誰に、どのように助けを求めればよいかなど、実践的に学ぶことを目的とした教育活動。

施策項目 15

不登校児童生徒への支援の充実

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 学校において、子ども同士の良好な人間関係が構築されるとともに、子どもと教員との信頼関係が構築され、全ての子どもにとって安心感と充実感が得られる魅力ある学校づくりを推進します。
- 各学校において、校長のリーダーシップの下、教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談体制の充実を図るとともに、不登校の子どもたちへ組織的・計画的に支援する体制整備を促進します。
- 不登校の子どもたちへのきめ細かな支援を行うため、アウトリーチ型支援*の実施を含む不登校支援の中核となる教育支援センター*の設置促進や、学校と教育委員会、関係機関、フリースクール等の関係団体との連携を強化し、子どもたちへの多様で適切な教育機会の確保に努めます。
- 各学校において、不登校や感染症の回避のために登校しない子どもたちへの支援のため、1人1台端末を活用し、オンライン授業等による学習支援やカウンセリングを実施するなどして、ICTを活用した適切な支援を推進します。

主な取組

- **魅力あるよりよい学校づくりの推進**
 - ・ 自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与える教育活動の充実
 - ・ いじめや暴力行為への毅然とした対応、教員の体罰等への厳正な指導の徹底
 - ・ 学習内容を確実に身に付け、学ぶ意欲を高める指導方法や指導体制の一層の工夫改善
 - ・ 子どもたちが主体的に取り組む共同的な活動を通して、互いに活躍する場面を作る「絆づくり」の推進
- **不登校の子どもを支援する体制の強化**
 - ・ 就学・進学に伴う学校間での情報共有や進級に伴う校内での引継ぎも含め、学校、家庭、関係機関との連携による「児童生徒理解・支援シート*」の作成と継続的な支援の推進
 - ・ 予兆への対応を含めた初期段階からの教育相談の実施等による早期対応の徹底
 - ・ 自己有用感や社会性を高めるソーシャルスキルトレーニング*やピア・サポート*、アサーショントレーニング*など教育心理プログラムの推進
 - ・ 学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣の拡充
 - ・ 「子ども相談支援センター」での24時間対応の電話・メール相談、SNSを含むICTを活用した相談窓口の利用促進

関連する SDGs の目標



○ 多様で適切な教育機会の確保

- ・ 市町村による教育支援センターの設置促進及び学校と教育支援センターの連携による訪問支援などの取組の拡充による機能強化
- ・ 教育委員会・学校とフリースクール等の民間団体との連携によるきめ細かい支援の推進
- ・ 不登校の子どもたちへの支援に向けた児童生徒理解の深化を図る教員研修の充実

○ ICT を活用した適切な支援の推進

- ・ 学校と家庭を結んだオンライン授業や、ICT を活用した学習教材の提供など、個に応じた学習機会の確保
- ・ 1人1台端末を活用し、教員やスクールカウンセラーによるオンラインでのカウンセリングなど、個に応じた教育相談機会の確保



- ・ SNS など ICT を活用した相談窓口の利用促進
- ・ オンライン授業など ICT を活用した学習機会の確保
- ・ オンラインカウンセリングなど ICT を活用した教育相談機会の確保

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
児童・生徒会活動を通じて、人間関係や仲間作りを促進した活動を実施している学校の割合		
「児童生徒理解・支援シート」を作成し、家庭、関係機関等と連携し支援している学校の割合		
教育支援センターやフリースクール等において相談・指導や支援を受けた児童生徒の割合		
不登校の子どもに対し、オンラインによる学習指導や教育相談を実施している学校の割合		

生徒指導・学校安全課



担当課 HP

●アウトリーチ型支援

学校と教育支援センターの連携による訪問支援や学校と家庭を結んだオンラインによる学習支援・相談対応など、支援が必要であるにも関わらず手が届いていない人に対して積極的に働きかけること。

●教育支援センター

不登校児童生徒の社会的自立に資するため、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善のための相談・指導を行う施設。

●児童生徒理解・支援シート

学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し情報を共有するとともに、児童生徒や保護者との話し合いを通じて一人一人に応じた支援策を取りまとめたシート。

●ソーシャルスキルトレーニング

友人関係を円滑に進め、維持していくための能力（ソーシャルスキル）を高めるため、児童生徒が仲間との適切なやりとりを学ぶ学習活動。

●ピア・サポート

児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るための活動。

●アサーショントレーニング

他者との関わりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指す主張訓練活動。

施策項目 16

教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 教員の資質能力の向上に向けて、教員養成大学*をはじめとする関係機関と連携して教員の養成・採用・研修の一体的な改革を進めるとともに、広域分散型の本道において求められる人事配置や研修の充実に取り組みます。
- 教員の採用選考検査の方法や内容について、不断に見直しを行い、強い使命感や社会性、実践的指導力など、教員育成指標*を踏まえた本道が求める資質能力を十分に備えた教員の採用に取り組み、安定的な学校体制の構築を目指します。
- 社会の変化を前向きに受け止め、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す質の高い指導ができるよう、教員を目指す学生や教員が継続的に知識・技能を習得できるようにします。
- 時代の変化が大きくなる中で、社会のニーズに対応するため、多様な知識・経験を持つ学校外の人材と連携した教育を推進し、教員の資質能力の向上を図ることができるようにします。
- オンラインを活用した研修プログラムの一層の充実を図るなど研修の効率化と質の向上を図るとともに、教員が主体的に学び続け、資質能力の向上に取り組むことができるよう研修環境の改善・充実に努めます。

主な取組

- **教員養成大学等と連携した教員の養成・採用・研修の一体的な改革の推進**
 - ・ 教員養成大学や市町村教育委員会等と連携した草の根教育実習システム*などの取組強化
 - ・ 教員養成段階における学生の資質能力の向上に向けた教員養成大学との連携強化
- **意欲と能力ある学生の確保に向けた教職の魅力向上に関する取組の充実**
 - ・ 教員ポータルサイトにおける北海道内外の教員を目指す学生・社会人に対する情報発信
 - ・ 高校段階から教職への意識高揚のため、明確な目的をもって教員養成大学を志望できるように支援する教員養成セミナーや、市町村教育委員会と連携したインターンシップの推進
 - ・ 教員養成大学の学生が教員を目指さない理由などの実態を踏まえた潜在的担い手の確保の実施
 - ・ ホームページやSNS等を活用した広報活動の充実
- **資質能力を備える教員の確保に向けた教員採用選考検査の工夫・改善**
 - ・ より受検しやすくなるための方法など、本道の教員を目指す道内外からの志願者の実態を踏まえた選考検査の工夫・改善
 - ・ 電子申請による応募や選考検査実施要領の簡素化、2次検査の受検地選択制など、実施方法の工夫・改善による受検者の確保

関連する SDGs の目標



○ 地域特性を踏まえた人事配置、遠隔システム等を活用した教員研修の実施

- ・ 地域枠採用や広域人事の推進など、地域間の教職員の年齢や経験の差などを踏まえた教職員構成の適正化に向けた教職員人事の促進
- ・ 全道、全国の教員と共に学び、教員としての視野を広げ、本道の教育課題の解決に即戦力として携わる資質能力を高めることができる道内外教職大学院等への教員長期派遣の実施
- ・ 大学等との連携による、多様な研修コンテンツの提供等、個別最適な学びに対応した研修の充実
- ・ オンラインミーティングや集合型の演習等による、教員同士の協働的な学びの促進
- ・ 教員育成指標に照らして、個人目標を設定し研修受講の見通しをもつことができる、自己診断シート等の活用による、個別最適な研修を選択し主体的に資質能力の向上に取り組むことができる仕組みの構築



- ・ 教職の魅力向上について、ホームページや SNS 等を活用した広報活動の取組
- ・ 教員採用選考検査における電子申請の導入
- ・ 遠隔システム、オンデマンド形式を活用した教員研修の効率化

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
教員採用選考検査の受検倍率		
個々の教員が校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加している学校の割合		
教員が道教委の研修に参加し、その成果を教育活動に積極的に反映している学校の割合		



担当課 HP

●教員養成大学

教育職員免許状の取得が卒業要件となっている大学。

●教員育成指標

教員一人一人の資質能力の向上を目的に、北海道における「求める教員像」とともに、養成段階、初任段階、中堅段階、ベテラン段階とキャリアステージに応じて身に付けるべき資質能力を明確化したもの。

●草の根教育実習システム

へき地・小規模校における教育実習やへき地校体験実習などの多様な実習体験により、児童生徒との触れ合いや地域との交流を通じた教職のやりがいを醸成する取組。

施策項目 17

働き方改革の推進

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 学校における働き方改革は、各学校の教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するために行う取組であり、学校運営（マネジメント）そのものであるという考え方の下、各学校における学校改革の取組を支援します。
- 校長のリーダーシップの下、教員一人一人が、ワークライフバランス*の視点を持ちながら、自らの授業を磨き、人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を実践します。

主な取組

- **本来担うべき業務に専念できる環境の整備**
 - ・ 学校における働き方改革の手引「Road*」の積極的な活用の促進
 - ・ 学校における情報化の推進に対応し、校務の効率化や事務作業に要する時間の減少を図るため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、ICTを積極的に活用した教育活動や業務の推進
 - ・ 学校における働き方改革の趣旨が保護者や地域の方々に浸透するよう、積極的な情報提供や広報活動を展開
- **部活動指導に関わる負担の軽減**
 - ・ 生徒のけがの防止や心身のリフレッシュ、教職員の過度な負担の抑止を図るため、「北海道における部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日の完全実施を推進
 - ・ 技術指導や安全管理を交代で行う「複数顧問」や、教職員に代わって指導を行う「部活動指導員」の配置の推進と効果的な活用
 - ・ 国の部活動改革の方向性を踏まえ、休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す実践研究の推進とその成果の普及
- **勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実**
 - ・ 教職員の在校等時間の客観的な計測・記録及び公表
 - ・ 定時退勤日の実施や年次有給休暇の取得促進、週休日の振替、勤務時間のスライド、振替期間等の特例の活用、1月単位及び1年単位の変形労働時間制の適用等によるワークライフバランスを意識した働き方の推進
 - ・ 教職員が休養を取りやすい環境を整備するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定を推進

関連する SDGs の目標



○ 教育委員会による学校サポート体制の充実

- ・ 教職員のストレスチェックや産業医による面接指導の実施など、メンタルヘルス対策の推進
- ・ 調査の必要性や手法の妥当性を考慮するなど、学校を対象とする調査業務の見直し・精選の推進
- ・ 学校が抱える諸課題に対し法的な観点から相談に応じるスクールロイヤー（弁護士）の配置と積極的な利用の促進



- ・ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ・ クラウドサービスやデジタル教材を活用した教育活動の充実
- ・ 校務支援システム等を活用した業務の推進

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
時間外在校等時間が1か月45時間以内となる教育職員の割合		
時間外在校等時間が1年間360時間以内となる教育職員の割合（道立高校）		
市町村立学校の時間外在校等時間を公表している市町村の割合		



担当課 HP

●ワークライフバランス

「仕事（ワーク）」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「生活（ライフ）」のバランスが取れた状態。

●働き方改革手引「Road」

北海道教育委員会が、働き方改革を進めるためのプロセスやポイント、業務改善を実践した学校の具体的な取組事例や手順等を取りまとめた手引。

施策項目 18

学びのセーフティネットの構築

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 経済的理由等により就学の機会が損なわれることがないように、支援を必要とする全ての児童生徒や保護者に対する就学支援に関する制度の活用を推進します。
- 高齢の方や不登校経験者など、様々な事情から十分な義務教育を受けることができなかった方など、多様なニーズを踏まえ、それに応じた学習機会の場の提供を図ります。
- 高校における学び直しなどの学習支援や、教育相談の充実などによる中途退学の防止に向けた取組を推進するとともに、高校中退者に対しては、社会的自立に向けた途切れのない支援体制の充実を図られるよう、関係機関等と連携した取組を進めます。
- ヤングケアラー*や生理用品の入手に困難が生じている児童生徒の実情に応じた相談機会を確保することや、学校においてヤングケアラー等への早期発見・早期対応できる体制を構築できるよう、教職員への研修の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の派遣を通じて、地域において、学校と福祉、介護、医療等の関係機関が連携したきめ細かな支援体制の充実を図ります。

主な取組

- 就学に係る経済的支援の推進
 - ・ 市町村が実施している要保護者及び準要保護者に対する就学援助制度をはじめ、高校生に対する就学支援金や奨学給付金制度、特別支援学校等への就学者に対する就学奨励制度等の活用を推進
 - ・ 各種支援制度の保護者向け啓発資料作成や道教委 web ページ、広報媒体を活用した保護者等への制度周知の強化
 - ・ 就学援助制度の適切な実施と保護者に対するわかりやすい制度周知や簡便な申請方法の実施など更なる制度活用に向けた市町村教育委員会への働きかけの徹底
 - ・ ICT を活用し、支給事務担当者を対象とした研修会の開催や質疑応答集の作成等による制度の適正な運用の指導
- 学びの機会の保障
 - ・ 学識経験者や関係団体等で構成する「夜間中学等に関する協議会」において、教育機会の提供の在り方について検討・協議
 - ・ 市町村と連携し、地域の実情を踏まえた学習ニーズの把握やニーズに応じた学習機会の提供に向けた取組の推進
 - ・ 札幌市立の夜間中学校における開校までの取組や開校後の教育活動を通して得られた成果や、通学している生徒の声などを収集し、教育機会確保に関する認知度の向上のための情報発信
 - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導に向け、教員を対象とした研修や優れた事例の提供など、市町村教育委員会や学校の取組の支援

関連する SDGs の目標



○ 高校中退者の社会的自立に向けた途切れのない支援体制の充実

- ・ 高校における個に応じた学習指導やスクールカウンセラーの派遣等による教育相談の充実
- ・ 中途退学者等に高等学校卒業程度の学力を身に付けるための学習相談や学習支援等の取組の充実
- ・ 地域若者サポートステーション*などの関係団体と連携した就労や経済的自立の支援

○ ヤングケアラー等の児童生徒の状況に応じた支援体制の充実

- ・ 道教委の電話・メール、SNS 相談事業において、相談を受け付けていることなどについての周知
- ・ 学級担任・養護教諭などの学校職員やスクールカウンセラーによる日常的な相談体制の充実
- ・ スクールソーシャルワーカーの派遣を拡充するとともに生活支援や福祉制度につなぐ支援の実施
- ・ 支援について理解の深化を図る教員研修の充実



- ・ 道教委 web ページ、広報媒体を活用した保護者等への制度周知の強化
- ・ ICT を活用し、支給事務担当者を対象とした研修会の開催や質疑応答集の作成等による制度の適正な運用の指導

【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給制度を導入する市町村の割合		
道内公立高校の中途退学者のうち、「学校生活・学業不適応」を理由とするものの割合		
ヤングケアラーに関する教員研修を受講した学校の割合		



担当課 HP

●ヤングケアラー

高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族等の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する 18 歳未満の者。

●スクールカウンセラー

児童生徒、保護者、教職員に対し、カウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言。援助を含めた検討）を行う心理の専門家。

●スクールソーシャルワーカー

児童生徒のニーズを把握し、個人に働きかけるだけでなく、学校組織などの仕組みにも働きかけ、家庭の生活環境等や、個人と環境との関係性にも働きかける社会福祉の専門家。

●地域若者サポートステーション

厚生労働省が委託し、進路が決まらないまま学校を中退した若者や進路未決定卒業者等も対象に、コミュニケーション訓練や協力企業への就労体験などの若者の就労に向けた支援を行う機関。

施策項目 19

地域と学校の連携・協働の推進

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 行政と学校、地域住民、企業等が連携し、子どもたちが主体的に学び、その成果を発信する場を充実させることにより、地域の課題解決や地方創生の実現にする取組を推進します。
- 学校と地域をつなぐコーディネーターの発掘・育成を推進することにより、地域創生に向け地域と学校が育むべき子どもの資質や学校の取組・課題を共有する体制づくりを行うなど、「学校を核とした地域づくり」を通し、未来を担う子どもたちの豊かな成長を支える地域社会の実現を目指します。
- 人口減少など社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応しつつ、地域と連携・協働した魅力ある高校づくりを推進し、地域に愛着と誇りをもってふるさとの発展に貢献していく人材を育みます。

主な取組

- **学校や行政と連携した主体的に地域に関わる児童・生徒の育成**
 - ・ 学校と行政が連携した業種・地域・世代を超えたネットワークづくり等、児童生徒の育成を支える体制づくりの促進
 - ・ 地域や学校に向けた地域の課題解決や地域創生に係る学習成果の情報提供及び情報交換の場の提供
 - ・ 地域社会や学校外の関係機関等との連携による総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実
 - ・ 地域の人材など外部人材を活用した効果的な授業や教材の開発
 - ・ 地域課題探究型の学習活動*の推進
- **学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進**
 - ・ 地域学校協働活動推進員等*の活動事例の収集・提供を強化し、市町村における配置を促進
 - ・ 学校や地域の実情に応じた教職員と地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の拡充
- **地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築**
 - ・ コミュニティ・スクール*と地域学校協働本部*の一体的推進の支援
 - ・ 学校運営協議会の会議運営や学校・地域の教育活動の推進への支援
 - ・ 学校支援の取組、放課後の子どもの居場所づくりなど地域学校協働活動の支援
- **多様な学習ニーズに対応した高校づくりの推進**
 - ・ 地域の自然環境や人材などの教育資源を活用した特色ある教育の充実
 - ・ 社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した多様なタイプの高校づくりの推進
 - ・ 小規模校化した学校の生徒の興味・関心や進路希望等に対応するための遠隔授業を活用した教育課程の充実
 - ・ 「これからの高校づくりに関する指針*」に基づく地域の実情等を考慮した適切な高校配置

関連する SDGs の目標



- ・学校・地域の教育活動に関するオンライン上の資料の充実
- ・オンラインでも参加できる研修会の実施促進
- ・遠隔授業による長期休業期間中の進学講習の実施

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
学校運営協議会を設置している学校（コミュニティスクール）の割合		
地域学校協働活動推進員等が学校運営協議会に参画している学校の割合		
地域学校協働活動推進員等を対象とした研修の参加者数		
遠隔授業で実施した教科・科目について学びに対する興味・関心を高めることができたと感じた生徒の割合		



担当課 HP

●地域課題探究型の学習活動

地域の住民と生徒が地域の課題に向き合い、多様な経験や技術をもつ地域の人材・企業等の協力を得ながら、課題解決に向けて協働する学習活動。

●地域学校協働活動推進員等

地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るための地域住民等と学校との間の情報共有のほか、活動のコーディネート等を行う社会教育法に定められた「地域学校協働活動推進員」と道立高校の推進校や市町村立の学校において、所在する地域で同様の活動に取り組む「地域コーディネーター」を指す。

●コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べることのできる制度。

●地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制であり、①コーディネート機能、②より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校活動の実施、③地域学校活動の継続的・安定的実施、の3つの要素を必須とすることが重要とされている。

●これからの高校づくりに関する指針

北海道教育委員会が、高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに当たっての基本的な考え方と具体的な施策を示した指針。

施策項目 20

生涯学習・社会教育の振興

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 道民が、生涯を通じて活躍することができるよう、必要な時に必要な知識・技能を身に付け成長し、他者と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に伸長することのできる学習機会の充実に資する取組を支援するとともに、多様な人々が主体的に参画できる包摂的な社会の実現を目指すことにより、潜在能力を発揮できる環境整備を推進します。
- 社会教育の推進に向けた取組への援助や、地域に必要な生涯学習の機会創出を手がける社会教育主事*、社会教育士*などの人材の育成に努めるとともに、知事部局や NPO、大学、企業等の多様な主体との連携・協働により、地域創生の実現に向けた社会教育の振興を推進します。
- 子どもの豊かな人間性を育むため、学校や家庭、地域において、地域の特色を生かした多様な体験活動を意図的・計画的に創出します。

主な取組

- **生涯にわたる学習活動の推進**
 - ・ 道民カレッジ*はもとより、社会人の学び直しや多様な背景を持つ人々のニーズに応じた学習機会の提供
 - ・ 住民個々のキャリア形成に応じて、学んだ成果を地域や社会で活かす仕組みづくりの支援
 - ・ オンラインによる効果的な学習や活動の方法についての調査研究及び普及啓発
- **社会的包摂の実現につながる取組の推進**
 - ・ 関係機関との連携による障がい者の学びのニーズや特性に応じた学びの機会の確保及び取組の支援
- **学びの活動をコーディネートする社会教育主事などの人材育成**
 - ・ 社会教育主事及び社会教育士を養成する社会教育主事講習の広域的な展開や資質・能力の向上を図る現職研修の充実
 - ・ 行政職員や教職員、民間事業者等を対象とした社会教育に関する研修機会の充実
- **多様な主体との連携・協働による地域の教育力の向上**
 - ・ 社会教育関係団体の活動、人材育成、組織マネジメント、方向性等に対する指導・助言の充実
 - ・ 公民館等の社会教育施設を拠点とした地域活性化や地域創生に向けた取組の支援
 - ・ ICT 等の新しい技術を活用した学習活動の推進
- **地域の特色を生かした多様な体験活動の推進**
 - ・ 道立青少年体験活動支援施設ネイパルを核として地域の教育資源を活かした多様な体験活動の推進
 - ・ ホームページや SNS 等を活用した体験活動の普及啓発の強化

関連する SDGs の目標



Topics

【家庭教育支援の推進】

○関係機関との緊密な連携により、保護者等に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、企業等と連携し、地域ぐるみで全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図ることで、望ましい生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう取組を推進します。

- ・家庭教育支援者同士のネットワークづくりの支援
- ・家庭教育サポート企業等制度の推進
- ・市町村における家庭教育支援チーム設置に向けた支援の推進

Topics

【読書活動の推進】

○北海道子ども読書活動推進計画を踏まえ、幼児からの発達段階に応じた読書習慣の確立に努めるとともに、市町村立図書館や学校図書館における読書環境の充実を図る取組を進めます。

- ・幼児期からの読書習慣確立に向けた取組の強化
- ・地域の住民や児童・生徒が利用しやすい図書館となるための運営支援の強化
- ・市町村立図書館や学校図書館に多くの地域住民が関わることのできる体制の充実



- ・オンラインによる効果的な学習や活動の方法の調査研究及び普及啓発
- ・ホームページや SNS 等を活用した体験活動の普及啓発の強化
- ・オンデマンドによる時間や場所を限定しない研修会の実施強化

【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
生涯学習の成果を活用している住民の割合		
社会教育主事を配置している市町村の割合		
障がい者の学習機会に関する実態把握をしている市町村の割合		
道立青少年体験活動支援施設の利用者数		
家庭教育サポート企業が教育委員会等と連携して家庭教育支援(子育て環境づくり等)を行う市町村の割合		
公立図書館の来館者数		



担当課 HP

●社会教育主事

社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える社会教育法第9条の2に基づき都道府県及び市町村の教育委員会に配置されている専門的教育職員。

●社会教育士

大学における社会教育に関する必要科目の単位を修得、又は文部科学省の社会教育主事講習を修了した者に付与される称号。

●道民カレッジ

道民が自らの意思によって学び、自立した北海道の創造に寄与する人材を育成することを目的とした生涯学習の学びの場。

施策項目 21

安全・安心な教育環境の構築

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 児童生徒等が災害や事故、犯罪等から身を守ることができるよう、自ら危険を予測して回避するための知識や行動を身に付けるなど危機対応能力、規範意識、社会貢献できる態度を育成するため、学校や家庭、地域、関係機関と連携したより効果的な防災教育、交通安全教育、防犯教育の充実を図ります。
- 児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、学校・教育委員会が、警察、消防、市町村の防災担当部局等の関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」等に基づいた校内や登下校時の安全確保に向けた取組を促進します。
- 道内において地震等による大規模災害が発生し、学校が被災した時に備え、被災した学校が早期に再開が可能になるよう、支援活動等に進んで協力する体制の構築と支援に努めます。
- 地震による人的・物的損害の発生防止のため、学校施設の耐震化や長寿命化改修による老朽化対策のほか、地域の避難所として全ての方が安心して利用できるようバリアフリー化等を促進します。

主な取組

- **体験を重視した効果的な交通安全教育と防犯教育の推進**
 - ・ 幼児期からの発達段階に応じた交通ルールや自転車の乗車等安全に関する知識・技能を身に付けさせるための体験型交通安全教育の実施
 - ・ 性被害対策を含めた不審者対応訓練など、警察や関係団体等と連携した防犯教室・防犯訓練の実施
- **家庭や地域とともに学ぶ体験的な防災教育の推進**
 - ・ 学校（幼児教育施設含む）において、家庭や地域、防災関係機関との連携による避難所設営体験や非常食調理などの体験活動を核とする「一日防災学校*」の拡充
 - ・ 児童生徒が主体的に防災・減災について考える活動を通して防災意識の向上や学校、家庭、地域への啓発活動を行う「防災サミット*」などの取組の推進
- **安全確保や災害対応体制の確立**
 - ・ 学校施設・設備の安全点検や対策の強化、「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」の新たな危機への対応とPDCAサイクルによるこれまでの取組の見直しを通じた安全体制の構築
 - ・ 学校・市町村教育委員会と道路管理者、地元警察署等による合同点検の実施など「通学路交通安全プログラム*」等に基づく効果的な取組の推進

関連する SDGs の目標



○ 被災地域の学校への支援に向けた体制の構築

- ・ 学校に避難所が開設された時の運営方法に関する教員研修の充実
- ・ 学校が被災した際の早期学校再開に関する教員研修の充実
- ・ 被災した児童生徒の心のケアに関する教員研修の充実
- ・ 研修を通じた人材育成による被災地域の学校への支援体制の構築

○ 公立学校施設の長寿命化や耐震化等の促進

- ・ 学校施設の長寿命化、耐震化、バリアフリー化等の促進に向けた市町村への情報提供、要請
- ・ 国に対して、支援の充実と地方負担を軽減する財源措置について要望



- ・ オンラインを活用した安全教育や防災教育の推進
- ・ オンラインシステムを活用した被災地域の学校に支援に向けた研修の充実
- ・ 「通学路交通安全プログラム」等安全確保の取組の web ページへの掲載

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
防犯教室及び防犯訓練の両方を実施している学校の割合		
児童生徒が主体的に安全対策について話しあう機会を設定するなど自らが積極的に学ぶ交通安全教育を行っている学校の割合		
地震に加え、地域の実態を踏まえた風水害等の自然災害に応じた、避難（防災）訓練を実施している学校の割合		
地域と連携した「1日防災学校」を実施している市町村の割合（札幌市を除く）		
公立小・中学校の耐震化率		

生徒指導・学校安全課



担当課 HP

●一日防災学校

道教委、道、市町村防災担当部局、消防等の関係機関との連携により、学校において体験型やロールプレイ型の指導方法により実施する防災に関する授業。

●防災サミット

「自らの命を守り抜くために」「地域防災力の向上のために」「防災意識を高めるために」を柱として、防災・減災について考え、意識を高める取組。

●通学路交通安全プログラム

各市町村が通学路の安全確保を図るため、警察・教育委員会・学校・道路管理者など関係機関が連携した定期的な通学路の点検や安全確保対策を取りまとめたもの。

施策項目 22

芸術文化活動の推進

施策の方向性 ～10年後を見据えて～

- 道内の美術館等が文化発信・交流の拠点としてネットワークでつながり、多様な鑑賞機会の拡充や教育普及活動の充実により、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解の深化、全ての道民が生涯を通じて、身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくりに取り組みます。
- 世界文化遺産の構成・関連遺産をはじめとする地域の特色を示す文化財について、将来に向けた保存や教育的活用はもとより、北海道固有の歴史・文化の特色とその価値が国内外に発信され、地域振興や観光資源などとして活かされるよう、知事部局と連携しながら取り組みます。

主な取組

- **芸術文化に身近に接する機会の充実**
 - ・ 道立美術館等の所蔵品の活用や道内外の様々な美術館との連携による魅力ある展覧会の開催
 - ・ 道内の公立・私立美術館等と連携・協力し、「アートギャラリー北海道*」などの取組を通じた、美術館機能の充実と地域の賑わいを創出
 - ・ 時間や居住地にとらわれることなく、興味・関心に応じた鑑賞や検索ができるよう、所蔵品データベースや作品鑑賞のオンライン・プログラムなどによる情報発信の充実
- **学校の教育活動への支援の充実**
 - ・ 所蔵品データベースなど学校の教育活動に活用できる情報の発信のほか、道立美術館等の所蔵品を活用した鑑賞機会の拡充や鑑賞学習支援ツールの提供など教育機能の充実
 - ・ 巡回小劇場の実施など学校等への舞台や芸術鑑賞を提供する機会の充実
 - ・ 中学校・高校における文化部活動の充実などを図るため、部活動指導員を派遣
- **次代につなぐ文化財保護の推進**
 - ・ 道民共有の財産である文化財を引き継ぐため、指定文化財の現状把握・適切な管理や、未指定文化財の調査・指定等を推進
 - ・ 市町村や関係団体と連携し、文化財保護強調月間*に「見る」「学ぶ」「体験できる」取組の情報等を発信することで、文化財に親しむ環境づくりの促進や地域における保存・伝承に向けた気運を醸成
- **世界文化遺産に対する理解の促進**
 - ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群*」など世界遺産について、子どもたちの理解が深まるよう、学習教材の提供や教員研修の整備など、学校の教育活動を支援
 - ・ 世界文化遺産の保存・活用に対する道民の理解形成と意識高揚を図るための普及啓発の推進

関連する SDGs の目標



○ アイヌ民俗文化財の保存・伝承活動の推進

- ・ 将来にわたり、道民がアイヌの人たちの歴史や文化について理解を深められるよう、民俗技術の調査や伝統的な風俗慣習・民俗芸能の講座の実施など保存・伝承活動を推進



- ・ 所蔵する美術品のデータベースの公開と美術作品のオンライン鑑賞
- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」等についてオンライン上で学ぶことができる学習教材の整備

【推進指標】

指標＜例示＞	現状値	目標値
学校教育活動として美術館・博物館を活用した学校数		
各美術館・博物館のホームページ等の閲覧者数		
指定文化財所在市町村で北海道文化財保護協調月間に「文化財を活用した事業」を実施している市町村の割合		
「北海道・北東北の縄文遺跡群」など地域の文化財を活用した教育活動を実施した学校数		



担当課 HP

●アートギャラリー北海道

北海道の美術館等がネットワークでつながり、双方向でアートを紹介・発信するとともに、若手作家との活動の場や機会の提供など美術館の機能を充実させることによって、「美術館を行き交う人々があふれ、北海道全体がアートの舞台となる」ことを目指す取組。

●北海道文化財保護協調月間

北海道教育委員会が、道内の貴重な文化財を守り伝えるために、毎年 10 月 8 日から 11 月 7 日を「北海道文化財保護協調月間」と定めた期間。

●北海道・北東北の縄文遺跡群

2021 年 7 月、ユネスコの世界文化遺産として登録された北海道及び青森・岩手・秋田県に所在する 17 か所の縄文遺跡群（うち道内に 6 か所）。

11月1日は『北海道教育の日』

～道民がみんなで育てる未来の宝～



■「北海道教育の日」とは

家庭、学校、地域社会及び行政などが一体となって教育に関する理解と関心を高めるための様々な取組を展開することによって、道民の皆さんが子どもたちに対する教育について考え、語りあい、行動するきっかけとしていただく日です。

■「北海道教育の日」の制定

教育関係団体を中心に民間 35 団体により組織された「北海道教育の日」制定推進協議会が、2006(平成 18)年 11 月 1 日に「北海道教育の日」制定大会を開催し、毎年 11 月 1 日を「北海道教育の日」として制定宣言しました。

その後、「北海道教育の日」を道民運動として地域に定着した取組とするため、新たに道民運動推進協議会が設立されました。

■「北海道教育の日」と連動した取組

「北海道教育の日」の趣旨に適合する取組を協賛事業として位置付けて、毎年、10～11 月を「北海道教育の日協賛月間」として、「北海道教育の日」関連行事を集中的に取り組んでいます。

[北海道教育の日に関する HP]

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/seisaku/kyouikunohitoha.html>



制 定 宣 言

今日の教育には、子どもたちに、時代の大きな変化の中にあっても、自ら直面する困難に立ち向かい、乗り越えていこうとする力を育てていくことが求められています。

一方、子どもたちの学力低下への懸念、道徳心や規範意識、公共心の希薄さ、家庭や地域社会の教育力の低下などが指摘されています。

もとより、教育は、人格の完成を目指すとともに、社会の形成者を育成する使命を持ち、まさに、社会の存続基盤をなすものであります。

北海道の未来を託す子どもたちが、明るく生き生きと毎日を過ごし、将来に向かって夢や目標の実現に向けて、自己を高めながら成長していくことは、私たちの願いであり、その環境を整えていくことは、私たちの責務です。

すべての道民が、教育についての理解と関心を高め、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を担い、『北海道の子どもたちは、道民の手で育てていく』という思いをもって、語り合い、行動する契機となる日として、毎年 11 月 1 日を『北海道教育の日』とすることを、本日、ここに宣言します。

平成 18 年 11 月 1 日 「北海道教育の日」制定推進協議会

「北海道教育委員会ロゴマーク」

北海道教育委員会を国内外に広くPRするとともに、北海道教育委員会におけるグローバル人材育成に向けた取組のより一層の推進を図るためのシンボルとして、北海道、北海道教育委員会及び子どもたちを象徴的に表現するロゴマークを2021(令和3)年1月に制定し、北海道教育委員会の事務・事業や広報活動等において広く使用しています。

(シンボルマークについて)

北海道の形状を抽象化し、三角形で構成された3つの集合体により、左から順に「山」、「大地」、「島々」を表しています。

「大地」の中心から各方向に伸びる白線は、世界に向けて開かれた北海道や、北海道教育委員会として子どもたちに身に付けてほしいと願う「ふるさとを想い、グローバルな視野で共に生きる力」を象徴するとともに、雪の結晶(六花)を想起させ、北海道のイメージとして親しみのある雪や氷を表現している。さらに、右上の「島々」も、空から降る雪の結晶を連想させるよう配置しています。

また、幾何学模様により「真摯さ」や「堅実さ」をイメージさせる一方、4つの色彩により、全体に温かく優しい印象を持たせている。色彩はそれぞれ、紺色が教育委員会の「誠実さ」や「知的さ」を、緑色が北海道の「雄大な山々・森林」や「癒しを与える優しさ」を、水色が「澄んだ空・海・川」や「爽やかさ」を、黄色が子どもたちの持つ「明るさ」や「親しみやすさ」、「好奇心」を象徴しています。



HOKKAIDO
BOARD OF
EDUCATION

生涯学習課



旧町村農場

拡大

旧町村農場

保存活用推進事業

201,991 千円

江別市の酪農の歴史と産業を広く発信する施設である旧町村農場を、今後長期的に市民に親しまれ多くの人に利用される施設とするための改修を行います。

- ◆ 旧町村農場改修工事

北海道林木育種場旧庁舎

保存利活用推進事業

430 千円

民間利活用の始まった北海道林木育種場旧庁舎を、新たな市民・学生の交流の拠点として活用してもらうため各種イベントを開催します。

- ◆ 建物歴史セミナー
- ◆ 市内大学活用セミナー



北海道林木育種場旧庁舎



まちかどコンサート

市民芸術祭開催支援事業

1,400 千円

主体的かつ創造性豊かな芸術文化活動の活性化を図るため、江別市独自の創造型芸術文化活動を実施します。

- ◆ まちかどコンサート開催
- ◆ まちなかアート月間開催
- ◆ 市民ミュージカル開催準備

青少年キャンプ村事業

784 千円

市内のボランティア団体と協働し、家庭や学校などの日常の生活から離れ、自然豊かな環境の中で子どもたちだけの状況で自然体験活動を行う「青少年キャンプ村」を1泊2日の日程で実施します。

- ◆ 開催日数 5日

友好都市提携45周年記念事業

3,608 千円

高知県土佐市との友好都市提携45周年を記念した交流事業を実施します。

- ◆ 相互訪問による交流
- ◆ 記念品の交換

令和5年度 絵で見る 社会教育事業（主要事業）②

スポーツ課

市民体育館改修整備事業

12,600 千円

安全かつ快適に市民がスポーツに親しむことのできる環境を持続的に提供するため、体育施設を改修します。

- ◆ 市民体育館給水設備改修
- ◆ 市民体育館柔剣道室床改修



市民体育館柔剣道室



全国高校総体2022（四国開催）

高校総体北海道大会開催事業

34,238 千円

令和5年度全国高校総体北海道大会開催に合わせて、江別市のスポーツ振興につながるよう、市内開催競技の実施に向けた準備と円滑な大会運営を行います。

- ◆ 令和5年度全国高校総体北海道大会（江別市開催競技）
 - ・競泳
 - ・ホッケー

情報図書館

子どものための読書環境整備事業

11,159 千円

学校図書館の環境整備や教育活動の支援のために学校図書館を巡回する司書、支援する司書を配置します。

- ◆ 巡回司書、支援司書の配置
- ◆ 消耗品、図書の購入



学校図書館



パソコン教室

情報図書館コンピュータ学習室事業

994 千円

初心者向けパソコン教室や、市民ボランティアの協力のもと、パソコン講習会やインターネット体験を実施します。

- ◆ パソコン教室や講習会の開催
- ◆ インターネット体験の実施
- ◆ パソコン関連の消耗品購入

令和5年度 絵で見る 社会教育事業（主要事業）③

郷土資料館

ふるさと江別塾「江別を学ぶ」開催事業

179 千円

幅広い層の市民に「ふるさと江別」への愛着を深めてもらうため、各種歴史講座の開催等を通じて郷土史を学ぶ機会を提供します。

- ◆ 子ども学芸員カレッジ（小学生）
- ◆ 再発見・江別探訪（一般）
- ◆ 出前授業、社会見学の受入（小中学校）



子ども学芸員カレッジ（土器作り）



発掘調査（高砂遺跡）

埋蔵文化財発掘調査事業

12,934 千円

遺跡がある土地で住宅建築が計画された場合などに発掘調査や確認調査を実施します。

- ◆ 見晴台地区詳細分布調査、高砂遺跡等整理作業
- ◆ 市内遺跡の確認調査

セラミックアートセンター

セラミックアートセンター企画展開催事業

472 千円

芸術文化の鑑賞・発表の機会を提供するため、高等教育機関等との共催企画展を開催するほか、収蔵品を活用したテーマ展等を開催します。

- ◆ 「第9回江別市中学校・高校美術部合同展」
- ◆ 「北斗の煌めき 小森忍と石坂勝美の釉薬」



夏の収蔵品展「花器の妙～花とうつわの出会い」（2022年）

陶芸文化普及振興事業

6,742 千円

やきもの文化の普及振興のため、各種陶芸教室、陶芸体験、技法講座等を開催します。

- ◆ 陶芸体験、陶芸教室、技法講座の実施
- ◆ 工房利用者作品展の開催

セラミックアートセンター改修事業

2,100 千円

エントランスホールの利活用促進のための環境整備として、トップライトのLED化更新工事を実施します。

- ◆ 既設HID灯からLED灯への更新工事

令和5年度 社会教育予算(案)に係る主要事業一覧

◇第6次江別市総合計画の施策体系

政策	取組の基本方針	
06 子育て・教育	02 子どもの教育の充実	
	(4) 教育環境の充実	時代の変化に対応した特色ある教育活動の展開に対応するとともに、子どもたちにとって安全で快適な学習・生活環境を整えるため、学校施設・設備の整備充実に努めます。
	(6) 青少年健全育成活動の充実	体験活動やボランティア活動などの地域教育を通じて、次代を担う青少年を社会全体で見守り、青少年の健全育成をめざします。
07 生涯学習・文化	01 生涯学習の充実	
	(1) 社会教育関連施設の充実	公民館などの既存施設の整備や図書館資料の充実により、生涯学習に取り組む市民や団体により良い学習環境を提供します。
	(2) 生涯学習支援体制の推進	生涯学習に関する情報の提供や支援を行い、自主的に生涯学習に取り組むことのできる環境づくりの促進を図ります。
	(3) 生涯学習機会の充実	市民のニーズに配慮した多様な生涯学習機会を提供することにより、市民の学習意欲を喚起し、主体的な社会参画を促します。
	02 ふるさと意識の醸成と地域文化の創造	
	(1) 文化・芸術活動の育成・支援	文化事業への補助や支援により、市民が質の高い芸術文化に親しむ機会を増やすとともに、幅広い文化・芸術活動の場を提供します。
	(2) 文化・歴史遺産の保存と次世代への継承	江別市の文化財や歴史遺産を調査・保存するとともに、市民に知ってもらう取組を工夫し、後の世代に正しく継承し、活用します。
	(3) れんがの保存と活用	市内に点在するれんが建造物の保存活用を図り、街並みや生活空間にれんがを取り入れ、れんがに慣れ親しむ機会を創ることにより、道内で唯一れんがを生産しているまちとしての市民意識の醸成を図ります。

令和5年度 社会教育予算(案)に係る主要事業一覧

◇第6次江別市総合計画の施策体系

政策	取組の基本方針	
07 生涯学習・文化	03 市民スポーツ活動の充実	
	(1) スポーツ・レクリエーション機会の充実	スポーツ関連団体や体育施設等の施設管理者等との連携により、スポーツ・レクリエーション大会や講座の充実を図り、幅広い年齢層に対応したスポーツ・レクリエーション活動を提供します。 また、スポーツ合宿誘致に取り組み、合宿参加選手との交流を通して、市民スポーツの推進を図ります。
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の育成・支援	地域やスポーツ関連団体との連携により、指導者の養成を推進し、市民が行うスポーツ・レクリエーション活動の支援に努めます。
	(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実	各種体育施設の計画的補修及び改修等を進め、その機能整備に努めるとともに、市内小中学校との連携により体育施設の活用を図るなど、市民の行うスポーツ・レクリエーション活動の環境を整備します。
08 協働	01 協働のまちづくりの推進	
	(6) 友好都市等との交流の推進	友好都市である土佐市と教育・文化・経済・防災など様々な分野での交流を通じ、両市の親善を深め、地域の振興・活性化を推進します。
	02 国際交流の推進	
	(1) 人材・団体の育成	外国人と良好なコミュニケーションを図り、国際交流の懸け橋となる人材や国際交流に積極的に関わっている団体の育成を促進することにより、国際交流を推進します。
	(2) 国際理解の推進	姉妹都市であるグresham市との交流活動や、市民や各種団体が行っている国際交流活動などにより、市民に外国の異文化に触れる機会を持ってもらうことで、市民の国際理解の推進に努めます。
	(3) 在住外国人への情報提供の充実	市内在住の外国人が生活する上で、必要な情報を提供し、言葉や生活習慣が異なる環境においても、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

(千円)

担当部署	政策	取組の 基本方針	事務事業名	主な内容	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算(案)	増減
生涯学習係課	07	02(2)	北海道林木育種場旧庁舎保存 利活用推進事業	北海道林木育種場旧庁舎の施設と歴史的価値のPR経 費等	1,432	430	△ 1,002
	07	01(1)	公民館管理運営事業	公民館指定管理料等	100,598	100,271	△ 327
	07	01(1)	公民館施設補修整備費	市民文化ホール緞帳落下防止金具取付工事	46,300	748	△ 45,552
	07	01(1)	旧町村農場管理運営事業	旧町村農場指定管理料等	9,308	3,541	△ 5,767
	07	01(1)	コミュニティセンター管理運 営事業	コミュニティセンター指定管理料	17,297	17,187	△ 110
	07	02(1)	市民文化ホール管理運営事業	市民文化ホール指定管理料等	54,478	54,598	120
	07	01(2)	江別市女性団体協議会補助金	江別市女性団体協議会が行う事業への補助	400	400	0
	07	01(2)	生涯学習団体支援事業	江別市生涯学習推進協議会が行う事業への補助	1,000	1,000	0
	07	01(2)	青少年ふれあい交流促進事業	地域の団体が行う青少年の健全育成事業等補助	1,200	1,200	0
	07	01(3)	家庭教育支援事業	江別市PTA連合会が行う研修事業等への補助 子育て中の保護者等を対象とした講演会の開催経費	508	508	0
	07	01(3)	聚楽学園補助金	聚楽学園が行う事業への補助	770	770	0

(千円)

担当部署	政策	取組の 基本方針	事務事業名	主な内容	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算(案)	増減
生涯学習係課	07	01(3)	蒼樹大学事業	65歳以上の市民を対象とした蒼樹大学の開催	501	501	0
	07	01(3)	えべつ市民カレッジ（四大学等連携生涯学習講座）事業	市内の四大学と市が協働で実施しているふるさと江別塾や大学自主公開講座等を「えべつ市民カレッジ」として開催	183	189	6
	07	02(2)	旧町村農場保存活用推進事業	旧町村農場改修工事【拡大】 ※4年度予算では実施設計を実施	13,261	202,991	189,730
	07	02(1)	ガラス工芸館管理運営経費	ガラス工芸館の管理運営	1,973	2,117	144
	07	02(1)	子どもの文化活動育成事業（土曜広場）	地域ボランティアによる小中学生への伝統文化教室「土曜広場」開催経費補助	1,200	1,100	△ 100
	07	02(1)	江別市文化協会補助金（文化協会事業・市民文化祭開催支援事業）	文化協会が実施する文化振興事業、文化協会が行う舞台・展示・文芸等の市民文化祭事業への補助	2,750	2,750	0
	07	02(1)	文化振興奨励事業	芸術文化関係の全国大会出場者への奨励金支給	240	240	0
	06	02(6)	青少年文化賞顕彰事業	青少年に対する文化賞等顕彰経費	360	476	116
	07	02(1)	市民芸術祭開催支援事業	まちかどコンサート（6月、12月）開催・まちなかアート月間事業開催・市民ミュージカル準備経費補助	1,900	1,400	△ 500
	07	02(1)	芸術鑑賞招へい事業	芸術鑑賞招へい活動への補助（音楽公演、演劇公演）	2,050	1,400	△ 650
	08	02(2)	江別市都市提携委員会補助金	江別市都市提携委員会が行う事業への補助	450	1,030	580

(千円)

担当部署	政策	取組の 基本方針	事務事業名	主な内容	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算(案)	増減
生涯学習係	08	02(1)	市民交流施設関連経費 (江別国際センター施設管理 費等補助金)	江別国際センターの施設管理費等に対する補助	2,322	2,523	201
	08	02(3)	国際交流情報提供事業	日本語が堪能な外国人の雇用による国際交流・国際理 解の支援及び情報発信	3,744	4,015	271
	08	02(2)	友好都市提携45周年記念事業	友好都市提携45周年を記念した高知県土佐市との相 互訪問及び記念式典等の開催経費【新規】	0	3,608	3,608
	08	02(1)	中学生国際交流事業	姉妹都市米国グレシャム市との相互交流(中学生6名 派遣、6名受入予定)	2,028	2,930	902
生涯学習係 青少年係	06	02(6)	子ども会育成事業	子ども会育成連絡協議会が行うスポーツ・文化等の体 験活動への補助	737	737	0
	06	02(6)	はたちのつどい開催事業	20歳年齢到達者を対象とした「はたちのつどい」の 開催	662	571	△ 91
	06	02(6)	科学体験教室開催事業	小学生を対象とした科学体験教室の開催	147	163	16
	06	02(6)	青少年のための市民会議補助 金	青少年のための市民会議が行う青少年の健全育成事業 への補助	120	120	0
	06	02(6)	青少年キャンプ村事業	森林キャンプ場での小中学生自然体験 「こんがり王国」の実施	747	784	37
	08	02(6)	小中学生国内交流研修事業	友好都市土佐市との相互交流(小中学生12名派遣、 12名受入予定)	1,515	1,515	0
	08	02(6)	地域体験活動事業	子どもを対象に地域資源を活用した体験活動(ツリー クライミング、はじめてのお泊り会)の実施	79	129	50
	06	02(6)	江別の魅力「食」と「自然」 を満喫できる体験型学習事業	江別の持つ魅力を子どもたちに伝える日帰りの体験型 学習の実施	458	260	△ 198

(千円)

担当部署	政策	取組の 基本方針	事務事業名	主な内容	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算(案)	増減
ス ポ ー ツ 係 課	07	03(3)	学校プール開放事業	夏休み期間中、小学校プールを児童・生徒に開放	3,643	3,913	270
	07	03(3)	学校体育館土曜開放事業	学校休業日の土曜日、小学校体育館を地域の児童・生徒に開放	1,165	1,160	△ 5
	07	03(3)	社会人体育団体学校開放事業	学校体育館・グラウンドの開放	263	263	0
	07	03(3)	体育施設整備更新事業	体育施設の維持補修	7,036	7,100	64
	07	03(3)	市民体育館改修整備事業	給水ユニット、柔剣道室床	54,000	12,600	△ 41,400
	07	03(3)	屋外体育施設管理運営事業	特設スケートリンクの管理経費	4,776	4,872	96
	07	03(3)	屋内体育施設管理運営事業	市民体育館、大麻体育館、青年センター、東野幌体育館指定管理料	209,718	213,149	3,431
	07	03(2)	スポーツ少年団補助金	スポーツ少年団の事業に対する補助	1,815	1,895	80
	07	03(3)	あけぼのパークゴルフ場管理運営事業	あけぼのパークゴルフ場指定管理料	12,228	14,869	2,641
	07	03(2)	江別市スポーツ協会補助金	江別市スポーツ協会の事業に対する補助	1,462	1,562	100
	07	03(3)	森林キャンプ場管理運営事業	森林キャンプ場指定管理料	7,782	7,652	△ 130

(千円)

担当部署	政策	取組の 基本方針	事務事業名	主な内容	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算(案)	増減
スポーツ係課	07	03(1)	地域スポーツ活動活性化促進事業	スポーツ推進委員が行う地域への軽スポーツ出前講座	269	226	△ 43
	07	03(1)	スポーツ大会等振興補助事業	各スポーツ大会開催等スポーツ振興事業補助	40,842	40,989	147
誘致・スポーツ合宿事業担当課	07	03(1)	スポーツ合宿誘致推進事業	道外からのスポーツ合宿団体に対する送迎サービス、特産品提供、野幌総合運動公園等の施設使用料補助などの支援	2,491	860	△ 1,631
	07	03(1)	特別支援学校フットサル大会開催支援事業	道内及び海外の特別支援学校が参加するフットサル大会の支援	737	380	△ 357
推進担当課	07	03(1)	高校総体北海道大会開催事業	令和5年度全国高等学校総合体育大会における江別市開催競技の準備と大会運営に係る経費	2,081	34,238	32,157

(千円)

担当部署	政策	取組の 基本方針	事務事業名	主な内容	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算(案)	増減
情報図書館	06	02(4)	子どものための読書環境整備事業	小中学校図書館の活用・充実を図るために巡回司書（４名）及び支援司書（１名）を配置【拡大】	8,749	11,159	2,410
	07	01(1)	図書館運営管理事業	情報図書館維持管理経費、会計年度任用職員報酬等	85,999	91,171	5,172
	07	01(1)	市民交流施設関連経費（情報図書館）	市民交流施設における予約図書貸出・返却業務に要する経費	2,359	2,428	69
	07	01(1)	図書館設備等更新事業	電算システム、パソコン等の運用保守	21,504	21,820	316
	07	01(1)	図書館資料整備事業	本館、分館等の図書、雑誌、ＣＤ等資料の整備	19,620	19,620	0
	07	01(3)	情報図書館コンピュータ学習室事業	パソコン教室の開催等	1,005	994	△ 11
	07	01(3)	情報図書館展示室事業	展示会等の開催経費	54	54	0
	07	01(3)	情報図書館視聴覚ライブラリー事業	視聴覚ライブラリーの整備	370	370	0
	07	01(3)	読書普及活動事業	本館、分館の読書普及活動事業「おはなし会」等開催	370	372	2

(千円)

担当部署	政策	取組の 基本方針	事務事業名	主な内容	令和4年度 当初予算額	令和5年度 当初予算(案)	増減
郷土 業務資 料係 郷土資料館	07	02(2)	ふるさと江別塾～「江別を学ぶ」開催事業	市民向けの郷土史講座等	195	179	△ 16
	07	02(2)	郷土資料館管理運営経費	管理経費	15,972	17,068	1,096
郷土資料 文化財係 郷土資料館	07	02(1)	野幌太々神楽伝承会補助金	市民団体による「野幌太々神楽」の伝承活動に対する補助	300	300	0
	07	02(1)	野幌太々神楽保存会補助金	市指定文化財「野幌太々神楽」の保持団体である野幌太々神楽保存会への補助	150	150	0
	07	02(2)	埋蔵文化財発掘調査事業	見晴台地区詳細分布調査、高砂遺跡及び元江別9遺跡整理作業等	42,274	12,934	△ 29,340
	07	02(2)	郷土資料館企画展開催事業	未公開の収蔵資料や、発掘した埋蔵文化財などを広く市民に公開する企画展を開催	92	90	△ 2
郷土資料館 センター セラミック アート 事業担当	07	02(1)	セラミックアートセンター企画展開催事業	第9回江別市中学高校美術部合同展等開催	625	472	△ 153
	07	02(1)	セラミックアートセンター管理運営経費	管理経費	39,634	39,549	△ 85
	07	02(1)	陶芸文化普及振興事業	セラミックアートセンターで実施する展覧会・陶芸教室等	6,563	6,742	179
	07	02(1)	セラミックアートセンター改修事業	エントランスホールトップライトのLED化工事	0	2,100	2,100

	事業名	社会教育関係団体	補助の目的	(千円)	
	江別市女性団体協議会補助金	江別市女性団体協議会	江別市女性団体協議会の事業支援を図り、女性の社会参加を通して社会的地位の向上及び地域社会の振興に寄与することを目的とする。	400	
	家庭教育支援事業	江別市PTA連合会	江別市PTA連合会の事業支援を図り、児童・生徒の健全育成とPTAの生涯学習の充実に寄与することを目的とする。	408	
	生涯学習団体支援事業	江別市生涯学習推進協議会	江別市生涯学習推進協議会の事業支援を図り、江別市における生涯学習の普及及び推進に寄与することを目的とする。	1,000	
	青少年ふれあい交流促進事業	児童・生徒の健全育成と幅広い世代間の交流等の社会教育活動を実施する市内団体	児童・生徒の健全育成と幅広い世代間の交流等の社会教育活動を実施する市内団体の事業支援を図り、地域活動の活性化と地域教育力の向上に寄与することを目的とする。	1,200	
	聚楽学園補助金	江別市聚楽学園	江別市聚楽学園の事業支援を図り、高齢者の生きがいくつくりと生涯学習の促進及び高齢者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。	770	
	中学生国際交流事業	江別市中学生海外研修交流訪問団	姉妹都市グレシャム市との相互交流を通じて、国際感覚の向上や異文化理解の促進及び国際的視野に立った青少年の人材育成に寄与することを目的とする。	2,930	
当)	子どもの文化活動育成事業 (土曜広場)	えべつ子どもの文化活動育成事業「土曜広場」推進委員会	市内の小中学生への伝統的な生活・文化の提供により、子どもたちが伝統文化に親しみ、人との関わりを大切にすることを学び、江別市の文化芸術活動が拡充されることを目的とする。	1,100	
	江別市文化協会補助金（文化協会事業・市民文化祭開催支援事業）	NPO法人江別市文化協会	江別市文化協会の事業支援を図り、会員による自主的・主体的な芸術文化活動が活発になることを目的とする。また、市民文化祭の開催を通して、芸術文化活動への興味関心が高まり、市民主体の活動が行われることを目的とする。	2,750	
	市民芸術祭開催支援事業	まちかどコンサート実行委員会 えべつまちなかアート月間実行委員会 江別市民ミュージカル実行委員会	芸術文化の振興を目的とした市民組織の支援を通して、主体的かつ創造性豊かな芸術文化活動を活発に行い、江別市独自の創造型芸術文化活動の創出を目的とする。	1,400	

事業名	社会教育関係団体	補助の目的	(千円)	
子ども会育成事業	江別市子ども会育成連絡協議会	江別市子ども会育成連絡協議会及び各地区育成会が主催する各種体験型事業等に参加する児童・生徒が増えることで、会の活動の活発化と子どもたちへの体験の機会の確保が図られる。	737	
はたちのつどい開催事業	江別市はたちのつどい実行委員会	20歳（はたち）の年齢到達に伴い、成年としてのほぼすべての権利を行使できるようになる人生の節目を祝福・激励することで、自らが自立した社会人であることへの責任とその自覚を促し、よりよい社会の創造への貢献の決意に加えて江別市民としての連帯感を高める。	180	
青少年のための市民会議補助金	江別市青少年のための市民会議	家庭、学校、地域の様々な団体や行政が連携し合って、青少年の非行防止・健全育成の推進を図ることで、青少年を取り巻く環境が向上する。	120	
小中学生国内交流研修事業	江別市小中学生国内研修交流訪問団	友好都市・土佐市との教育交流事業を実施することで児童生徒の友好都市への認識を深めるとともに、様々な生活文化や風土に触れ、豊かな感性が養われるようになる。また、異なる文化に触れることで、自分の住む地域を見つめ直し、江別市への理解を深めて郷土愛を育む。	1,095	
スポーツ推進委員関係経費	江別市スポーツ推進委員協議会	市民に対するスポーツ活動促進のための組織を育成する。	50	
スポーツ少年団補助金	江別市スポーツ少年団	・スポーツを行う青少年を増やす。 ・青少年スポーツを指導する有資格者を増やす。	1,815	
江別市スポーツ協会補助金	江別市スポーツ協会	・競技力の向上 ・競技スポーツをする人の増加 ・競技スポーツを指導する人の増加と資質向上	1,462	
スポーツ大会等振興補助事業	(一財) 江別市スポーツ振興財団	健康づくりに興味・関心を持ち、大会参加を視野に入れたスポーツ活動を日常的に継続できる習慣を身につけ、生涯スポーツの基盤を構築する。	40,842	
スポーツ合宿誘致推進事業	道外からの合宿利用団体	スポーツ合宿の誘致、支援活動を通じ、市民の健康づくり、スポーツへの関心度を高めるとともに、トップアスリートなどとの交流により、ハイレベルなスポーツ技術の向上と市民スポーツ活	910	

	事業名	社会教育関係団体	補助の目的	(千円)	
	野幌太々神楽伝承会補助金	江別市野幌太々神楽伝承会	江別市指定文化財（無形民俗文化財）である「野幌太々神楽」の保護及び保存を図る。	300	
	野幌太々神楽保存会補助金	野幌太々神楽保存会	江別市指定文化財（無形民俗文化財）である「野幌太々神楽」の保護及び保存を図る。	150	